

289-055-2a7



1200500732282

289



始



38

289
0.55
2a



前帝室編修官

渡邊幾治郎著

大隈重信

—新日本の建設者—

東京 照林堂 發行



08
170
L

289
0.55
2a



大隈重信侯

Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

978
47

序

私は大隈重信侯の研究に志すこと年あり、曩年大隈侯爵家の依頼に依り、その所藏文書を整理し、大隈重信關係文書六巻を公刊した。また、昭和七年十月故侯十年の記念に當り、國民敬慕會の囑によつて、『文書より見たる大隈重信侯』一巻を著はし會員に頒つた。主として侯爵家文書の整理及び刊行によつて得た資料研究の産物であつた。

これは、大隈研究の緒論、序編と稱することさものに過ぎず、洵にいふに足らざるものであつたが、聊か故侯に關する從來の誤謬の幾分を訂正することを得た感がある。

爾來既に十有餘年、私の大隈研究は遅々として進まず、何んらの業績の示すべきものなきは自から省みて忸怩たるものがある。今春、照林堂主飯島氏の請によつて、大隈重信傳の著を企てたが、時代の變は容易に筆を下し難きものがあり、僅かに前著を改訂し、その數章を省き、その

後起稿せる數章を加へてその求めに應ずることにした。私の眞の大隈研究の發表は、更に後の機會に譲るの餘儀なきに至つたのである。

思ふに傳記、史書の著作の困難は時代との關係に存する。若し現代に立脚して過去を追思し、現代の理念、使命を自覺して過去の歴史、人物を語るを以て史書、傳記の要なりとせば、史家、作者の現代認識の程度、その深淺が或る程度までその著作の性質、傾向を決定することは免かれなないことであらう。

かくて、史書、傳記は、常に書き直されねばならないが、しかも過去の事蹟は一にして、人の精神、思想、事業は變更するものでないとすれば、そこに史家、作者の最大の困難と誠心が存する。餘りに現代に泥ずめば歴史の眞を失ひ、その人の精神、思想及び事業を歪曲することになる。しかも、餘りに現代と没交渉なれば資料となり得るも史書、傳記とは稱し得ざることになる。現代に即し、現代の要求に應じて、しかもその歴史の眞を失はず、人物の眞骨頭を發揮するところに、その著の眞價が存するのである。

思ふに、大隈侯の志は尊皇と經國濟民とにあつた。六十餘年の公生活は、一に國民思想の向上

へ大日本の世界的建設とにあつた。この人の精神、思想、事蹟は現代の我れわれに何を教へ、何を與へるか、區々の拙著、もとよりいふに足らずと雖も、冀ふところはこゝに存するのである。若し夫れかゝる小著が、多少なりとも大東亞建設の諸問題に對して示唆、寄與するところあらば、著者の満足これに過ぐるものはない。

昭和十八年八月

渡邊 幾治 郎

目次

緒言	一
——毀譽の激しかった大隈重信——	一
第一章 新日本建設の外交	四
一 大隈初期の外交	四
二 農貨處分を中心として	九
第二章 新文明の輸入と大隈參議	一六
一 造幣寮の設定	一六
二 鐵道の創建	二〇
三 三條の輔佐役として	二四
四 大藏省の危機を救ふ	二九

五 皇室財産の設定	三
六 經濟政策變更の建議	元

○第三章 明治十四年政變の真相

一 大隈を中心とする大政變	兎
二 熱海會議	五
三 新聞發行の計畫	五
四 立憲政治速開意見書を上る	五
五 大隈の意見書と他參議の意見書比較	六
六 十四年政變の謎	六
七 政變の根源	六
八 黒田は何故に排撃したか	六
九 大隈の心事	七
一〇 政變の真相	七

憲政の進歩は大隈の意見書の結果	九
十四年政變と大隈の態度	三

第四章 政黨組織と外相就任

一 立憲改進黨の組織	六
二 明治二十一年入閣の事情	七

第五章 條約改正問題

一 條約改正に就て	一〇
二 改正案の提議	一〇
三 大隈の強硬外交	一三
四 明治天皇の御軫念	一六
五 憲法違反論の擡頭	一三
六 御前會議	一六
七 條約改正に關する誤傳	一三

八 條約改正内より破る……………一四〇

九 大隈外交の本質を正義に求む……………一四〇

第六章 松隈内閣の組織……………一四一

一 板垣との會合……………一四一

二 松隈内閣の成立……………一四三

三 第十議會の外交演説……………一四九

四 内閣改造を首唱す……………一五二

第七章 第二次大隈内閣……………一五五

一 國民要望と大隈の蹶起……………一五五

二 元老の容喙……………一八七

三 大隈内閣の對支外交……………一九〇

四 孫文日支親善を大隈に提唱す……………一九三

五 所謂對支二十一條問題……………二〇〇

六 大隈とエリオット博士……………二〇三

第八章 大隈の對支政策……………二〇七

一 緒 論……………二〇七

二 日支同盟論……………二〇八

三 支那保全論……………二一七

四 世界戦争と對支外交……………二二五

第九章 大隈の政治及び教育思想……………二二二

一 政治思想の淵源……………二二三

二 立憲政治は天皇政治の最良形體……………二二五

三 教育思想……………二四〇

第十章 大隈と新日本建設の人々……………二四四

一 三條實美……………二四四

二 岩倉具視	三三七
臺灣征伐と岩倉と大隈との關係	三三四
大久保歿後の大隈と岩倉	三三九
明治十四年の政變と大隈と伊藤	三六三
○三 大久保利通	三六六
民部大藏兩省の分離問題	三七〇
大久保伊藤と深く相結托す	三八〇
四 木戸孝允	三八六
木戸孝允大隈を參議に推薦す	三九一
參議就任の條件	三九六
大隈木戸離合の理由	三〇一
歸朝以後の木戸と大隈	三〇七
木戸の不平とする諸問題	三一五
臺灣征討に對する木戸の非難	三二六

大藏省改革問題と晩年の交誼	三三三
五 西郷隆盛	三三七
六 黒田清隆	三四四
同志から再び仇敵へ	三四六
再び無二の同志となる	三四八
七 伊藤博文	三五九
明治十四年以前の大隈と伊藤	三六一
明治十四年政變と大隈と伊藤	三六七
條約改正問題と大隈と伊藤	三七三
隈板内閣成立と伊藤	三六〇
八 井上馨	三六六
井上の大藏大輔退職と大隈	三六八
○尾去澤疑獄事件	三九〇
三井組の保護に就て	三九五

井上馨の参議任官に盡力す……………三九七

九江藤新平……………四〇〇

大動亂を豫期した非征韓論者……………四〇三

國家大動亂の兆あり……………四〇四

大久保に鎮撫全權を委任す……………四〇八

大隈に對する非難は當を得ず……………四一一

一〇福澤諭吉……………四二五

慶應義塾資金借入の件……………四二七

福澤は大隈の謀主か……………四三〇

正金銀行の設立に就て……………四三二

大隈餘話……………四三四

皇室崇拜と親孝行……………四三四

幾度刺客に狙はれたか……………四三六

緒言

— 毀譽の激しかつた大隈重信 —

明治の人物中、大隈のごとく毀譽褒貶の甚しかつた人は渺なからう。しかもその毀譽が何れも深刻であつたのは珍らしい。一方に盲目的崇拜の大隈宗あれば、一方に理非を問はず嫌厭するアンチ大隈派がある。大隈を以て歴史的稀有の大偉人と崇むるものあれば、内容空疎のドン・キホーテと貶するものもある。明るい公正な立憲的政治家とするものあれば、言に信なく、行に誠なき權略家とするものもある。丈夫棺を蓋うて事方に定まるといふが、彼のごとく墓木已に拱するに及びて一定の世評を見ることなく、毀譽紛々として、やゝもすれば功業の多くは忘れられて、失敗や過失、さてはその昔政敵が爲にする處あつて發した宣傳や非難が、今日に於て尙ほ喋々として過大に傳へられ、その真相を知るに苦しむといふに至つては、彼の人物の大なるを證するとはいへ極めて遺憾とせざるを得ない。

この點、彼が最大の親友で最大の政敵であつた伊藤博文と大いに趣を異にする。伊藤も生前には毀譽の甚しき敢て彼に劣らず、その非難攻撃は随分烈しかつた。だがハルビン驛頭の銃聲一發は總ての非難攻撃を一掃し盡し、

その世評を一定した観がある。何人も彼の風流韻事を欣羨し、彼の人物功業を歎賞せざるものはない。私は彼に比して大隈のために竊に悲しむものである。

思ふに西洋文明の輸入者として新日本建設の第一人者としては、大隈は伊藤と事を共にして、而かも一日の長あり、彼は伊藤の長官であつた。伊藤に帝國憲法の制定、立憲政治の創始者たるの功あれば、大隈に政黨の創首として議會政治首唱の名譽がある。若し彼に日清、日露兩戰役を指導し、國際的地位増進の功ありとすれば、大隈には世界戰役に参加して世界的四大國家に躍進せしめた偉功がある。彼に赫々たる朝鮮統治の功あれば、大隈に早稲田伯として冥々の中に國際政局を指導した功がある。早稲田の道は世界に通ずと稱せられた。若しそれ早稲田大學を設けて天下の人材を教育したこと、その左右に多數の俊傑を集め得たことは、恐くは彼の遂に大隈に追隨し能はなかつたところであらう。かく觀じれば兩者の功業の大小は遽に判じ難い。

人或は伊藤の今日國民的崇敬をあつめ得るに至つたのは、區々たる事業功績の大小ではない。彼が明治天皇の最大なる輔弼の臣として天皇の偉業を翼賛し奉つた大忠至誠の精神にあるといふ。それは眞にさうであらう。私もこれを疑はない。しかし大隈と雖も尊皇愛國の至誠は取て彼に譲らない。たゞ兩者はその行き方を異にしたのみである。朝にあること多き伊藤は君のために慮ること多く、野にあること多き大隈は民のために慮ることが多かつた。君民は一である。何れを主とするも異はない。その相違は全く立場の相違である。大隈も維新尊皇の弊團氣中に成長した人である。尊皇の精神は固より有してゐる。彼は何時も君と親とには絶對服従であるといつて

ゐた。彼が養はれた葉隠(佐賀論語)の教ゆるところはそこにあつた。彼は舊藩主鍋島侯には終生臣下の禮を取つてゐた。人と語つて語、天皇に及べば必ず襟を正し座を正したとは、彼を知る誰もがいふことである。兩者の忠誠の大小といふときは輕々に論斷すべきことでない。

思ふに世の先覺者のなす大事業は、その當時に於て了解されず、群議紛々としてこれを非難するを常とする。五年、十年にして初めて了解され、五十年、百年にして初めて了解されることもある。これはそのなす事が、世間より進んでゐるからである。故に事業が大にして進むこと大なれば、當世に誤解されることもまた大である。大隈のなすことが何時もこれで、その一生の大事業は一として容易に世に受け納れられたことがない。明治の初年、西洋文明を輸入して新文明を造り出さうとした時、明治十四年自由民權の發達に乗じて國會速開の意見を奏聞した時、明治二十二年條約改正を斷行して國權の伸張、國富の増進を企圖した時、明治三十一年憲政黨内閣を組織して責任政治を創始しようとした時、近くは世界大戰に参加して獨逸に宣戰の布告を奏請した時、對支二十一ヶ條要求で、支那問題を解決しようとした時はどうであつたか、何れも群議囂々としてこれを非難した。大隈は罵詈、嘲笑の的となり、幾度か刺客に狙はれ、議會では糾弾された。だが歴史的に回顧すればどうか。大隈の先見と努力とがなかつたなら、あの如く早急に鐵道が敷設され、造幣寮が出来、祿制が革正されたであらうか。彼が薩長參議の鼻息を窺つて國會速開の意見を奏聞しなかつたなら、あの明治二十三年を期して、國會を開くといふ劃期的の詔勅が奏請されたであらうか。最も失敗といはれる條約改正さへ彼のあの努力がなかつたなら、陸奥

宗光は後にあの成功を収め得たであらうか。彼が立憲政治に對する運動がなかつたなら、議會政治はその成果を収め得たであらうか。若しそれが敢然として世界戦争に参加しなかつたなら、戦後の日本の國際的地位はどうなつたか。恐らくは國際的落伍者たるを免かれ得なかつたであらう。最も非難された對支二十一ヶ條要求でも、滿洲問題があれまでに決定しないであらうなら、今日はどうであらうか。決定した條約にまで異議をいふ支那にどうして新にあれだけのことを約束させ得られるか。彼があゝの時の努力は今日に於て初めて了解されるのではあるまいか。

第一章 新日本建設の外交

一 大隈初期の外交

大隈が明治新政府に於ての最初の大きな働は、外交と財政、それに新文明の輸入の三つで、その志すところは新日本の建設……歐米に比肩、凌駕する……であつた。目的は一つ、手段は三つであつたが、それはもとより互に聯關して離すべからざるものであつた。大隈の考ふるところによれば、封建制度を打破して國家統一の實を擧げ、財政制度を革新して國際信用を確立しなければ、外交方針を確定して外人の跋扈を抑制し、國民の權利を伸張することが出来ない。しかも國家統一、財政革新の大業は、外交問題を以て撃討しなければ、容易に行はれ得

ない。謂ゆる外を以て内を制するの政略で、幕末に外に對する攘夷の精神を發揮して、内に於ける尊皇の志氣を鼓舞し、終に能く徳川幕府を倒して維新改革の大業を成就したやうでなければならぬといふのであつた。この内を以て外に抗し外を以て内を制す、これが新日本建設の大方針であり、かくて新文明を以て新日本を造成せんとし、その大目的に向つて猛進したのが明治初年の大隈であつた。ところがこの外交、財政、新文明の理解、これは新政府諸豪傑の最も困難したものであつた。馬上天下を取つた薩長の豪傑も、馬上では天下が治められない。そこに出たのが大隈であつた。彼の花々しい出世譚も、こゝから出發する。以下彼や薩長諸豪がもてあました外交處理の顛末を少しく述べよう。

さて攘夷を標榜して幕府を倒した維新の志士、豪傑も、自ら新政府に立つて最も困つたのは、己が火をつけて煽つてゐた攘夷論者の跳梁、跋扈であつた。如何に時勢の變遷を説き、國際の交誼を論じたとして、夷狄が神州を穢すと感ずる人にとつては效がなかつた。慶應三年七月六日の夜には長崎で英國の水兵二名が暗殺された。明治元年二月十五日には土佐藩の堺浦を成るものが、佛人十四名を殺傷した。同月の三十日には英國公使ハリ・パークスが最初の朝見途上で傷けられた。翌二年三月二十三日には御東行供奉の士官が、神奈川で英國の領事と船長とに暴行を加へた。次から次へと攘夷思想に基づく外交問題が起つて來た。それに長崎浦上の切支丹宗徒追放に關する外交、横須賀造船所の回復問題、贖貨惡貨の處分に關する外交が、こんがらがつて來るといふ始末で、新政府の豪傑連中もほと／＼困つた。傲岸不遜、滿朝の大臣を見ること小兒のごとしといはれた英公使パークス

には誰でも手こずらされた。たゞ怒鳴り散らさるゝのみで、手がつけられない。かゝる時に何時も選ばれて、その衝に當るものは大隈の外にはなかつたのである。彼の機智放膽と博辯宏辭とは、パークスの相手たることを辭さなかつた。

この外交に關する文書は私の調査した大隈文書中にも多く、如何に當時の我が外交官が外國公使とりわけパークスに惱まされたかを如實に語るものが多いが、盡く述ぶるはこの書の目的ではないので、比較的世に知られてゐない二三の件を述ぶるに止めよう。その一は明治二年三月二十三日の神奈川に於ける士官暴行事件である。これは同月二十五日、東久世通禧が外國官山口尙芳、町田久成等に宛てた書翰で明瞭である。パークスが激怒して江戸鎮將府にあつた東久世に揶揄ちこんだ狀が見えるやうだ。

今日英公使談判、昨日指出候ヲ、シユン、ケヒティン竝東京岡士馬車より引下し、士官の者拔刀致懸、以の儀と大憤怒、毎度憤怒に出逢候得共、今日の如きはなし、既七日前に肥後藩公使に無禮致候に付、毎々申立以後御取締相成管の處、依然として前日の如し、尤此方よりは尊敬の道を盡し、車を控居候處、何等の譯を以左様無禮被成候哉、懇親々々と口となへ、右の所業、戰爭を好めは今日より三千兵隊を金川へ出し、天子と雖とも、一步も東京の地を踏しむべからず、實に口を極て政府を罵詈致候、去乍一々彼ニ理アリ、予甚氣毒譯故、岡士船將ニ謝スル爲ニ、士官ヲ横濱ニ可遣ト云シニ、彼昨日之書面ニ基キ、急彼相手を取調、罪を謝スヘシ、同車之者ヘ一々謝スヘカラス、書面通場處刻限等相分り御座候、急々調相付候上、横濱へ判事登人罷越候

方可然、猶委細之儀間糺可申候得は、急々御遣し候ても可宜旨申候、定而今朝の書面反譯出來相成候へハ、辨事へ急々指出品川、大森宿驛取しらへ、名前相知不申ては甚甚不行届御座候(中略)

一、已後ハ馬車に鐵砲を乗置候間、引下し候得は直接發砲可致、拔刀致候者へ對シ發砲ハ當前に御座候よし申候若又洋人ヲ輕蔑致候兵隊澤山御座候へハ、英兵隊ヲ勝手ニ遊歩爲致可申、英兵隊も日本人を輕蔑致候得は、政令行届居候故、暴を働候得は、我よりも暴動可致候、明日よりも下知致へくと申候

一、此後前ノ如キ舉動有之候得は如何様とも不可致、忽地戰爭ニ可相成相考候

別手組ニても壹人宛相付歟、誠大事件ニ御座候、急々存寄も御座候得は、承知致度、先さしむき一昨日事件取調ニ下知早々可有之以上

三月二十五日

一、今日品川知縣事召出し、行政官より申付置候得とも、尙又篤と不相調ては前途甚懸念、唯今にも不都合相生し可申やも難計、實ニ難捨置相考候間、御盡力可被下候、以上

東久世は唯今にも、一大事件が勃發しはせぬかと狼狽してゐる。パークスの憤怒にはこれまで度々出遇うたが、今日程の烈しい憤怒には遇つたことがないとは、パークス激怒の狀と東久世の困惑の様とが手に取るやうである。さりとて日本若し戰を好まば直に三千の兵を神奈川に繰込んで、天子と雖も一步もこの地を踏ませないの、今後は馬車に鐵砲を据附けて、日本人が無禮をすれば直に撃ち殺すのと暴言を甘受せねばならなかつたのが

日本の實情であつたのである。大隈は早速外國官副知事として謝罪の書面を出したらしいが、パークスは中々満足しない。三月二十八日には大隈等に會見を申込んで来た。明日便船を以て士官暴行の顛末を本國政府に報告せねばならぬから、それまでに事件を決定しよう。明朝九時までに、副知事に當公使館まで出頭被下度しとの要求である。宛名は伊達宗城、東久世通暲と大隈重信の三名で、當時伊達は外國官知事で、大隈は副知事であつた。この書は東久世から大隈に廻された。東久世はこの書に『小生此間散々仕合、又々出頭致候義何共赤面至極存候』といふ添書を附けて、パークスにやられた失敗を自白して大隈に出頭と談判とを依頼した。大隈がこの談判に當つたことは申すまでもないが、この時は單にこの一件のみではなく、これより先、三月十八日品川驛で熊本藩士某が英國公使に無禮を加へた。また横濱で、夜間馬上の佛蘭西公使館員ジブスケに棍棒を以て打ち掛かり、落馬氣絶させたといふ事件もあり、重ね重ねの暴行として英佛公使は憤慨の極に達してゐたので、大隈の陳謝にも耳をかさない。朝廷からは大納言徳大寺實則と中納言蜂須賀茂韶との兩議定を横濱に遣して、英國公使に挨拶させたが彼等の感情は緩和しなかつた。大隈は四月十一日再びパークスに應接した。彼は相變らず傲然として、昨日も輪相などより不行届云々の話があつたが、我々は愈々日本政府に信頼が置けぬ。日本で若し事が不行届ならば行届くやうに、各國から適當の處置を執るといひ放つに至つた。大隈も憤然として辭氣を改め、宜しい我が政府頼むに足らずとして、各國から敢て國交を絶たうといはるゝならば當方にもその心得がある。如何なる國でも大革新の際には自然にいろいろの弊害があるものだ。その點に向つて何等同情せず、一概に非のみを擧げて徒に事端を

繁くせんとするのは甚だ無法ではないか、と辛辣に逆襲したので、パークスは却てくぢけ、それから穩かに話を進捗したといふことである。明治二年四月二十六日の中外新聞には、

去月以來度々外國人へ對し粗暴の所行いたし候者有之ニ付、尙又市中一同へ心得違ひ無之様の御布告あり、且外國人上陸場竝に遊歩の路筋へ忍警衛の兵を置かせらる

云々の記事があるのは、この事件の結果を報じたもので、パークスの激怒もこれで息がついたらしいのである。

二 贋貨處分を中心として

當時新政府を苦しめた外交問題の一に、贋貨、惡貨の處分問題があつた。幕末維新に際して幕府や諸侯は、財政難から貨幣を改鑄し、良貨を惡貨とし、その金分の差を以て益金としたばかりでなく、各藩などでは故意に貨幣を偽造し、或は贋造して一時の急を濟うた。そんなことで、惡貨、贋貨は盛に流行した。それに維新の初め太政官は數千萬圓の不換紙幣を發行した。こんなものが入り亂れたので幣政の紛亂はその極に達したのである。最も多くこの弊害を受けたものは、外國人で、彼等は種類多き偽造、贋造の貨幣と眞貨とを區別することが出来な

いで、往々巨額の損失を蒙つたのである。それで贋貨、惡貨を掴まされた外國人は、驚いてその不徳を訴へ、これは日本政府許可の下に行はれたものだ、その責任は日本政府にあると稱してその處分を新政府に持ち込み、贋貨、惡貨の使用禁止とその引換とを要求することが極めて嚴重であつた。然るにこの交渉はたゞの斬殺事件とは

異つて、深く時の財政問題に關聯してゐるので、財政の整理が成り基礎が確定せざれば、どうとも致し方がなかつたのである。その衝に立つには、外交手腕を有すると共に財政の事に通するものでなければならぬ。當時の政府で、この二つを能くするものは、大隈を措いては他にその人がなかつたのである。大隈が外交、財政の手腕は切支丹宗徒の處分問題や江戸征伐、奥羽征討の軍費調達、横須賀造船所の回復問題等で、既に試験済みであつたからである。それでこの問題も大隈に依頼する外はなかつた。偶々大隈は長崎出張であつたので、その出京を待つこととし、外國公使にはそれまでの猶豫を請ふことにしたのである。

大隈は英國水兵斬殺事件の調査で長崎に行つてゐたが、元年八月外國官判事を仰付けられ、尋いで同副知事に任ぜられて急々長崎から出京を命ぜられた。外國公使に對しては、萬事大隈氏に一任してある。その中に太隈氏が歸るから、それまで談判を待つて貰ひたいといふのみであつたが、公使等は却々承知しない。談判日に急といふ風で、外國官は困り抜いた。明治二年二月二十八日の外國官判事の書翰は、この事情を能く説明してゐる。

以急飛致啓上候、然は御承知之通、過日以來貨幣之義ニ付、各國公使より縷々苦情申立候ニ付、過日東京貨幣司知事御地江罷越、逐一申立候處、追々御取調ニモ相成候趣、然處宇和島公ニは右貨幣之事件御取調之事ニ而御地御出立ニ相成、委細は貴所様へ御委任ニ相成候趣、然處此節英公使出府、又々再三之催促狀差出候上、御談判も有之候處、右之節大ニ憤怒、最早四十日も相立候而、何様之御答も無之、且知官事公ニは第一等官之權ヲ御持乍被成、諸事大隈へ御委任ト而已御答ニ而は、甚不相當之事抔と種々之議論申張、最早昨今ニ指迫一通

之御確定御答書無之而は、不相濟處、貴所様ニも未御著府不相成、何分東京ニ而ハ議參衆初會計等ニ而も御確答難被成趣ニ付、至急別紙之件々大略ニ而も以急飛御答可被下候

一、長崎ニおゐて英水夫暗殺人御處置之儀も、未タ政府が如何御報知無之、不滿意之段英公使申立候ニ付、是も大略御處置並人名等御申越可被下候、右之件々至急得貴意度如此御坐候、恐々謹言

二月廿六日二字

外國官判事

大隈 八太郎 殿

尙以山口範藏歸京ニは相成候趣ニ候得共、崎陽之件々未だ報知無之、且又同人より五島之一件等は、大略而も至急申越候様御申聞可被下候已上、

貨幣之儀於當方も、猶明日會計官判事不殘同道西城ニおゐて、當地丈之決論致候含ニ付、此段も一應申上置候とある。宇和島公といふのは伊達宗城のこと、この時外國官知事であつた。もとより一等官で後の外務卿に相當する。さればこそ知官事公には第一等の外交官でありながら、諸事大隈任せとは何事ぞと、かきにかゝつてパークスが脅かして來たのである。當時パークスなどの談判の狀を報告するに憤怒といふ二字が屢々使はれたのは、感情の烈しい外國人の狀を形容して眞に迫つてゐる。大隈の東上を待つものはひとり外國官のみでなく、議定職にあつた嵯峨實愛なども東京にあつて大隈の出京を屈指して待つてゐた。二月二十二日京都の岩倉具視に與

へた書翰の一節にも、

一、大隈早々御下し奉祈候、貨幣取調へ付次第御下し相待申候、御下阪之旨御苦勞奉存候

といつて、大隈の東上を待つてゐた。無論貨幣處分問題のためであつた。かくて大隈は明治二年三月十二日御東幸に先だちて出京し、直に英公使と談判したのである。かくて大隈は三月三十日には參與で、外國官副知事の外に會計官副知事兼勤を仰付けられ、外務と大藏兩省の全權を委任されたのは、この賢貨、惡貨に關する外交問題を處理せしめんがためであつた。

この問題は何分にも當時の大問題で、一回や二回の談判では解決がつかなかつた。この年七月になつて數回の談判があつて、漸く落著した。大隈も一時は前途の見込がつかないからといふので、辭職を申出るに至つた。三條、岩倉等も大いに困却した。大隈に會計の方を辭職されては、今後外交談判に當り得る人がないので、大久保に大隈の説得を依頼した。大久保は七月九日の夜、大隈を訪うて懇々説いて、辭意を翻さしめようとした。大隈も遂に承諾することになつた。七月十日大久保が岩倉に與へた書翰は能くこのことを説明してゐる。

奉拜啓候、益御機嫌克被遊御奉務奉大賀候、然ハ昨夜ハ大隈江示談仕候處、今日外國談判ハ御受仕候、右大臣殿へ申上候間御聞取被遊候善與奉存候、乍去大藏省にて奉命之義、中々前途目的相立兼候義にて、實奉對朝廷恐縮之至ニ候得共、即今會計ハ

皇國之浮沈ニ相拘候一大事ニ而、其大事ヲ目的なしニ御受仕候義、決而難相叶次第ニ候間、不得止辭職仕候外

無之與決心之趣承申候、小臣全ク一分を以存慮丈ハ十分吐露仕、種々及懇談候處、然らハ今一應、熟考之上、

今晚明朝之間小臣迄決答ニ可及段承申候、成否如何ヲ不知候得共、誠ニ治亂之此ニ在ル譯ニ候間、一分ヲ以精々盡力可致試候而は廟堂におひてハ寸歩も御動搖無之様、今更御確定之政體ヲ動かされ候てハ、天下之笑ヲ招キ候義ハ無申迄、何事も御信義ハ立不申様ニ成候ハ、夫迄與相考候間、益御踏メ相成居、何様之議論相立候共、屹然御不動之處吳々奉祈候、此段爲念奉申上候間、右大臣殿江厚御示談被爲在度奉拜願候

七月十日

大久保 一藏

岩倉 公閣 下

即今會計は皇國之浮沈に相拘候一大事といひ、誠に治亂之此に在る譯といふ處、如何に大久保がこの問題を重大視してゐたかが察せられる。

三條、岩倉は大久保に大隈の奮起を懇請させたばかりでなく、自らも大隈に懇請してゐる。七月九日三條は大隈に、

明日各國公使ヨリ楮幣之儀談判有之候ニ付ては、外國斗にてハ委曲之次第、應答も行届不申儀ニ付、大藏省足下ニも苦勞乍、是非同席外務一同談判有之候様致度候、右楮幣之一條段々是迄之手續も有之、足下始盡力にて追々相運候處、至今日粗歸速順序相立不申而は、對各國信義を失し、内外不容易之艱難ニ候得者、於政府變換無之筈、元ヨリ其官に委任之事ニ候間、猶此上見込之通盡力有之度、偏相頼申候、明日各國より催促ニ及ひ、

又々不都合有之候ては、實ニ政府之失體而已ならず、此上迫切之場ニ至り甚當感至極心痛候間、重慶御苦勞氣毒存候得共、明日之處出張談判有之候様、吳々祈望致候、尙面上可申陳候得共、至急之儀ニ付匆々以寸楮相達候

と懇請してゐる。この前日に大隈は大藏大輔に昇進した。かくて見込もつき廟堂不動のことも確かめられたので、彼も遂にこの談判を引受け、七月十二日から高輪應接所で、英、佛、米、伊、普の五ヶ國公使と談判することになった。十日の豫定は延期された。我れからは大隈の外に、三條、岩倉、澤、寺島、伊藤等が出席した。主として談判の衝に立つたのは大隈で、伊藤がこれを補助するといふ風であつた。十七日には寺島が内談のため横濱に行き、十九日に更に談判があつた。これ等の談判の結果、内地に於ては賈貨を嚴禁し、惡貨の通用を差留め、外國人にはこれを引替へるといふことに決定し、それで漸く外國人を納得させた。この談判が無事に落着したのは全く大隈の盡力であつた。政府で引替へのため支出した金は、六百萬圓程であつたと彼はいつてゐる。(昔日譯)こゝに特に考へて見たいことは、大隈は何故にこの難局に大藏省から退き、この談判を避けようとしたかといふことである。これには大隈に大いに考へあつたことである。これは大隈が昔日譯にいつてゐるやうに、この外交は全く會計に關係し、會計制度の全體に就て一大革新を斷行し、その基礎を確立するのなければどうすることも出来ない。然るに大隈の大藏省に於ける勢力は未だ大でない。岩倉、大久保等の信用も充分でないから、大いに自重し、廟堂に對し省内に對して充分の地歩を占めようとしたからであらう。大隈はこれを特に外を以て

内を制しようとしたので、外交の困難を以て財政整理の基礎を定め、一舉にして惡貨處分と紙幣濫發の處分となさうとしたのであつたといつてゐる。大隈がこの權略は能く圖に當つた。廟堂諸公も外交と幣政の改革に就て大いに悟る處あり、大隈でなければこの難局に當るものなしと知り、大隈の意見を容れ、三條は前記のごとく政府に於ては決して政策を變換することなく、貴官に一任するといひ、岩倉は大隈が再起を喜び、七月十日大久保に書を與へ、

一、昨夜大隈云々、段々御苦勞全く御盡力に而、今日之處無事と忝存候

一、擬大藏省御請惣體の事云々實に苦心極り候事に候間、精々御盡力頼存候、右に付異論沸騰候とも不動目的之所、尤斷然心得に候間、御安心可給候

といつて、大隈の幣政革新の議に對し異論の沸騰することあるも、斷じて廟議を變更することはないといつてゐる。こゝに於て大隈の外を以て内を制するといふ權略は全く成功した。この外交談判から大藏省に於ける大隈の地位は全く確立し、由利公正に代つて新政府の財政を擔任することになったのみならず更に民部大輔ともなり、民部、大藏兩省に跨つて多年の抱負を實行することになったのである。またこの談判以來、三條、岩倉等が大隈を徳とし、深く信頼したることは申すまでもなく、殊に木戸はこれ以來大隈と常に意見を同じうし、最も深く結託するに至つたことは後節に述ぶることである。

第二章 新文明の輸入と大隈参議

一 造幣寮の設定

大隈は明治二年三月東上してから翌年十二月まで京橋の築地に居つた。その邸は三千石の旗本戸川安宅の邸であつた。梁山泊といはれたのはこのこと、伊藤、井上、五代、山口(尙芳)、澁澤、中井(弘三)、大江卓等は、大隈の家に寄寓したり、若しくはその近傍に居つた。彼等は、大隈を中心として日夕往來し、急激なる進歩主義を唱道し、新日本建設の理想に邁進してゐた。彼等はこゝで討論難し、その結果を大隈や伊藤によつて廟堂に持ち出すといふ風であつた。さうして大隈は民部、大藏兩省の大輔とし、伊藤は兩省の少輔として共にその實行の任に當つた。燈臺の設置、電話の敷設、造幣寮の創建、鐵道の建設、その他各種産業の開發等當時の新制度、新事業はかくして生れたのである。大隈等が紛々たる物議を排して、歐米新文明の輸入に努力したこれ等の事績は天下の偉觀であつた。伊藤の書翰に、

造幣權頭之事に付、聞多より屢催促申遣、最早開寮にも相成、追々其人を備不申而者、公然開展之時期を致遷延候様相成遺憾千萬に奉存候、當此際若外國公使より貨幣の事に付、議論相生候時は必ず政府にて遽に造幣の事を御促相成候様可立至は必然の事と奉存候に付、片時も速に相運候様仕度、如今日國家之事務を御抛却相成

候而は待座亡も同様と慨歎の至に不堪、偏に閣下の御奮勵を奉仰候外無之、誠惶拜白

九月念五

博文

大隈参議殿

これは多分明治三年のことで、造幣寮のことに就て廟堂の怠慢を憤り、大隈の奮發を冀望したのである。こゝに注意すべきは、若し外國公使より貨幣のことに就て議論を生じた時はどうするかといふことである。前節に大隈が外を以て内を制するといつたのはこのことで、兎角姑息に流れ易き廟堂諸公を刺戟して革新の途上に進ましむるには、外國の壓迫を借り、これを口實とするのが最も有効であつたのである。しかしこれは特に借らずとも絶えず起つて來たことは、前述のごとくであるが、大隈等はこれを恐れずこれを利用して、舊物の革新、新文明の輸入の大業に進んだのである。例へば造幣寮は條約上の義務履行に迫られ、幣制の統一を餘儀なくされて起つたもので、更に質貨懸貨の引替問題に刺戟されて發達し、促進されたことは疑ふべからざることである。明治二年八月二日外務大輔寺島宗則は大隈に書を致し、

昨日パークス江致應接候處、十壹番バンクより新貨幣之形今以御差越無之ト申出、右は數月前大隈より雛形被示疾出來可相成筈、之を寫し之を鑄スル何故數月を経可申哉、日本人之懶怠可想也、日々喫烟笑話、政府至要之勤を不爲、動モスレハ勘辨評議と唱へ、常に速成ヲ誤り、大歎息之至ナリト、例之罵言餘事ニ移り困り入申候、是ハ兎モ角モ類ニ御催促、速ニ右をバンク江御送被成候様致し度候、僕ハ外ニ一雜論有之、明日ヨ兩三日

出港之積ニ御座候、尙歸府得拜晤可申候、已上、
といふてゐるが、これは新貨幣の見本が出来ないと例のボックスから激烈な督促を受け、困じはてて大蔵大輔たる大隈に傳へて造幣事業の促進を冀望したもので、大隈がこれを利用して廟堂諸公を刺戟したことは無論のことであらう。

今一の例は金銀座に外國人の技師を招聘する件に就てである。これより先、日本で貨幣を改鑄すると定まつた時に、横濱在留の外國人中に、日本人は信用が出来ないから、金銀座には外國人を立會せしめねばならぬとの議を唱ふるものが出て來た。しかしこれを許すのは如何にも國辱だといふので、寧ろその外國人を技師として招聘することにしたらばよからうといふことになり、我より進んで技師の招聘を申込むことにしたことがある。明治二年三月、外國官判事より行政官辦事への書翰に、

今般貨幣改鑄之義ニ付而は、横濱在留外國人之内ニ而議論沸騰、別紙譯文之趣ニ而も粗事情相知レ居、此後差迫り金銀座外國人立會可申等ニ至り候は實ニ御國辱ニ有之候間、寧ろ此方より先し而外國人之内右之工技ニ達し候もの御備入相成候ハ、右立會之論は辯駁ニも不及消滅いたし候而已ならず、實は若干之御利益ニも可相成義ニ付、過日神奈川在勤井關齊右衛門罷出、會議之上彌御備入之方御決定相成候ニ付、町田五位ノ英國公使江内談之上、同所十一番バンク總裁ロベルトソンノ可然人物周旋可致與之取極りニ相成申候、就而は右御備之もの到着之上は、速ニ當地江呼寄、居所其外共相當之待遇御仕向ケ可相成筋與被存候間、右御雇相成候

趣、並到着之上接待方等兼而會計官へ御沙汰無之候而は、其節ニ臨ミ差支可申候間、至急書面を以御沙汰御座候様仕度、此段兩官申合相伺申候以上

三 月

外國官判事

行政官辦事 御 中

といふのがある。かくて外國官寺島宗則の斡旋で、三月十一日オリエンタルバンクで外國技師備入の約定が出來、三年期限で、主宰一人、月給五百弗乃至六百弗、助勤二人、月給二百弗乃至三百弗で備入れることとなつた。これは江戸の金銀座へ招聘のことなれど、後に造幣寮へ引繼いだものと思はれる。これなどは外を以て内を制した好例である。

その他井上馨、五代友厚等の書翰にも、造幣寮の發達を示すものが多いが、今悉く記するに堪へないので、四年十一月四日愈々出來上つた時に大隈等の功勞を賞せられた御沙汰書を掲げて、その功績を偲ぶことにしよう。造幣寮創建ノ儀ハ、我國未曾有ノ大業ニ候處、速ニ成功ニ及ヒ候段、全ク勵精盡力ノ致ス所、叙感不淺候、依之爲其賞別紙目錄之通下賜

金 四 百 兩

明治四年十一月四日

二 鐵道の創建

鐵道創建の困難は造幣寮創建の比でなかつた。それには内外の障礙を除去せねばならなかつた。外の障礙といふのは、慶應三年十二月小笠原壹岐守の名で米國公使館書記官アルセ・ボルトメンなるものに、江戸横濱間の鐵道敷設に使用の免許狀を與へてゐたので、明治二年ボルトメンは該免許狀を新政府の免許狀に引換へんことを要求して來たことである。大隈等は鐵道は邦人をして經營せしむるのが本旨である。これを外國人に委することには民心の向背にかゝはるといつてその要求を拒絶したが、ボルトメンはその權利を主張して止まない。二年十二月二十日には米國公使シ・イ・デロングが嚴重な抗議書を提出して、免許條件の履行を迫つた。表面は外交辭令を用ゐてゐるが、内容は可なりに酷しいものであつた。則ち免許狀の確實な事、免狀を得た人は富貴な米人なる事、既に測量家、建築家を伴ひ、鐵その他の器材を船積して日本に向つた事を述べ、

右之譯ニ有之候得共、右失望竝ニ損失より不快之念を生し、これか爲め兩國の交際を害し候哉も難斗存候得は早急右一件篤と御了解有之度、已ニ過日も申上置候儀ニ御坐候

右免許之義は、舊政府が與へられ候義ニ有、則舊政府ハ外國と條約を取結、一般ニ日本之政府と思ひ居候ものに有之候處、其後、朝廷ニ而其大權を御復古有之候義ニ御坐候、總而免許之義は一國之主權を以て、壹人或ハ他國江與ふる獨業之權ニ有之候得共、一度與たる上ハ免許を受たるもの同意、承諾するニ非されハ、法ニ於て

敢て廢絶し能はざる義ニ有之候、免許を受たるもの同意する事なく、或ハ其もの何歟謬誤なるニあらざれば、若し少しニ而も、其免許之趣を廢しなは、其もの等獨業の權を失ふニ付起る損失の爲、償金を求むるの理あり、右償金の高ハ右事業ニ付、起るべき失費耳を算し候義ニは無之候、抑一國より他國へ與ふる免許之内、一國ハ一人ニ與ふるものを尤も重しとして、又其趣意を守るハ雙方相關渉する處なれハ、我米國の職掌たる強ち其一國耳を守護するに非らず、一人或ハ數人を論せず、其人民をも齊しく保護するニあるべし、日本政府右鐵道之義ニ付、其免許の趣意を御守り相成候哉、否疑問は獨是耳ニ御座候、日本政府におゐて、總而其政府之任を固守可相成御趣意之よし、過日御面晤之折閣下ハ斷然拜承、大に歡しく存候へ共、閣下日本人をして鐵道を建造せしむべき御趣意之よし承り候得は、右鐵道免許の破るべからざる義、篤と御了解無之哉と被存候、且又日本人は鐵道建造、總而其工業におゐては、蒸氣船或は其他之外國機械を製するよりは、猶其術に熟する事なきは、敢而辨論を費さる處にして、當港吉田堤ニ小鐵橋を架するにさへ、長く時日を費し、夥しく金を費したるを以て推考すれば、明白瞭然與奉存候、乍去右御望之趣、又其業之未熟なる譯を以て、拙者之勘考ニよれば、右鐵道之義落成之上は、日本人耳にて進退致候様、右免許之趣を取直し候方可然奉存候とて或は嚇かし或は諭して、日本政府をして該免許狀を更新せしめんとしたが、大隈等の議で、政府では既に鐵道建設の議が決定した時であるから、頑としてこれを拒絶したのである。

その免許狀は、幕府政權奉還の後、小笠原壹岐守が獨斷を以て決したものだから、新政府ではこれを承繼する

義務がないといふのである。この間大隈を始め寺島外務大輔、伊藤大蔵少輔は數度米國公使と會見したが、決しなかつた。公使は怒つて三年四月十二日には日本政府が米國人の正當なる權利を拒否するは不當である。従て權利を侵された米國人は償金を求むることを得べしと通告し、六月二十二日には、日本政府は英國人レーをして東京横濱間鐵道資金を英國に求めしめたさうだが、向後米國と日本國との間の懇親なる交際を如何にして保たんとするかと嚴重に警告したが、大隈等は前議を執つて屈しなかつた。この間に於ける大隈等の折衝の苦心は想像するに堪へぬものがあつたのである。

大隈等は米國の抗議を意とせず、一方どしどし鐵道建設の議を進め、明治二年十一月閣議決定、東西兩京を連絡するのを幹線とし、東京横濱間その他を枝線とし、先づ東京横濱間の工事を起すことに定め、その資金は英國人ホレシオ、ネルソン、レーの引受で、英國で國債三百萬ポンドを起してその資金に充てることとし、その抵當に我が邦の關稅並に將來の鐵道收入を充てることにした。大隈の外に大藏卿伊藤宗城と伊藤の二人が金銀借入方の全權を委任されることになつた。しかしこの議が洩れ聞えた時の國內の非難攻撃の聲は随分烈しいものであつた。明治二年十二月彈正臺で先づ第一に反對の建議を上つた。

大藏省書上ノ中、鐵道御手當金ト申儀相見へ候ハ、如何ノ御趣意ニ候哉、一同理會致兼候、方今ノ形勢、内ニハ生民ノ困苦ヲ救フニ術ナク、外ニハ外蕃ノ跋扈ヲ制スルニ力ナシ、然ルニ不急ノ鐵道御起シ被遊候義、眞ニ所以生疑惑御座候、是或ハ姦民黠吏ヲ欺キ、黠吏朝廷ヲ奉欺ニハ有之間敷候哉、仰願クハ右等不急ノ冗費ヲ除キ

速ニ軍艦製造ノ用へ御移シ被遊、兵威興張、宇内統一ノ御基本立候様致度候事

といふので、鐵道を以て不急の土木とし、大隈や伊藤を以て黠吏朝廷を欺くものと罵つたのである。その翌三年二月には更に

不急ノ鐵道御開ノ儀ハ斷然御見合ニ相成度、舊臘建言仕置候處、未タ何等ノ御沙汰モ無之、仍テ御模様伺奉候也

と、どこまでも反對してゐる。反對は獨り保守派の巢窟と見るべき彈正臺のみでなく、實業界にも軍人にも反對があり、殆んど朝野を擧げて反對といふ狀であつた。この間幕僚のことから引受人のレーとの間に争が起り、レーの委任を取消すなどのことがあつて紛紜が續いた。幸に工事は著々と進捗して、明治五年五月横濱品川間が開通することとなり、九月十二日には全線の開業式が行はれ、明治天皇は新橋横濱の兩停車場に行幸あらせられることになつた。こゝに至るまで大隈や伊藤が如何に苦心したかは、左の御沙汰書によつて知られる。

鐵道創建ノ始物議紛紜ヲ不顧定見ヲ確守シ終ニ今日ノ成功ニ及候段寂感不淺候依之爲其賞目録之通下賜

御劍一口 代金六百兩

明治五年十月二十五日

伊藤にも同様の御沙汰と御下賜とがあつた。物議紛紜を顧みずといふところに當時の情勢と大隈等の苦心とが偲ばれるのである。

三 三條の輔佐役として

明治四年十一月から同六年七月、岩倉大使一行の歐米巡遊中、大隈は太政大臣三條實美を輔佐して所謂副總理の實を行つた。當時の大小の政治は多く大隈の輔佐になつたのである。

初め岩倉大使の一行と留守の參議各省の卿とは、互に盟約して政治上重大の改革は妄りに行はない。若し止むを得ないことは内外互に照會して、承諾を求めてから行はうといふことを約束した。これは留守を託せられた大隈が内外の情勢に考へ、在留の參議や卿を抑へて將來の紛擾を避くるがために、按出したものであると聞いてゐたが、木戸孝允の明治四年十月九日大隈に宛てた書翰は、その事情を語つてゐる。

過日條公より御示し被成候々條書、元より少々御取捨は無之而は不相成候得共、凡使節歸朝まで之處斯々と申處は、大略相定り居候方可然奉存候、其譯ハ第一廢藩置縣之實行相舉り候處を目的に、内務之處御取かゝりに御成候ニ付而は、實に事多岐ニ出候而ハ、必混雜相生し可申敷と奉存候、且又板垣の如く書物通ニ今日之人情も不顧、文明之度も不察、事務運轉之機も不悟、歩せすして富岳ハ只越さるゝと口ニテ申遣之諺の如く、眞に歩して越すとさハ、其時日を費さざるを得不得、依而此度の延期も不得止に出申候、何卒御工夫を以、ヶ條書之處一きまり相著候様奉願候

と、木戸は留守政府が改革を齎うて政務の混雜を來し、板垣參議のごとく人情も時勢も辨へないで、直ちに理想

を實行せんとするを恐れて、豫じめ約束を定めて專斷の處置の出來ないやうにしたいといふので、大隈にその盟約の簡條を作ること依頼したのである。何分廢藩置縣が出來ただけで、後の整理は何も出來てゐない。國內は保守急進互に入り亂れて争うてゐる。それに參議は西郷、板垣と大隈だけで、これまで新政府の首腦者であつた岩倉、大久保、木戸は悉く外に出たのだから、岩倉一行が留守政府を案じたことは無理もないのである。それで留守の重任を仰付られたのが大隈で、三條を輔佐し西郷、板垣を制し、諸省卿を抑へる役廻りになつたのである。如何に約束しても氣運には勝てぬ。維新以來の進歩と革新の氣運は滔々として底止する所を知らない。西郷がボリスを置き、バンクを設くることにまで心配した程であつたから、各省卿等の意氣込はなかなか盛んであつた。

歐米巡遊の大使一行に相談してからなどと、そんなまだるいことは出來ない。壯年氣鋭の連中ばかりだからとしどし自分の所管事務の擴張發展を計る。これには忠實にして小心なる三條は、約束の手前もあり懊惱措く能はざるものがあつた。五年五月十八日大隈に書を至して、

彌清康大賀候、然ハ内々申陳候昨日も内務之事ニ付、同僚中段々議論も有之候、使節之歸朝迄ハ不得止事件之外ハ總而變革改正も不可致と申旨趣、篤與不相定節ハ、今後章程議定其外之事ニも、餘程差響不少、其度毎ニ激論相生候而ハ不可然義と存候間、右之處ハ同僚中議定有之度と存候、乍併右ノ如く相成候はゞ、必ず内閣は無用ニ屬スル與議論ニ至リ、動モスレハ内閣中ニ瓦解モ難計殆苦慮仕候、何卒右之處一兩日中篤與考慮有之度

候、書不盡意候得共大旨而已一筆以紙面申入候、一閱後必丙丁有之候様頼入候、草々不備

五月十八日

實美

大隈参議殿

極密展

と述べて大隈の考慮を請うてゐる。三條は飽くまで盟約に忠實ならんとしてゐたが、使節の歸朝まで變革改正が出来ないとあつては内閣は無用に屬するとは、留守参議や各省卿等の意氣であつた。知らず、自ら急激進歩主義と稱した大隈はどうしたか。それ等改革派の先頭となつて革新を斷行したかどうか。ところが意外にも大隈は、急進、保守兩主義者の中に立つて調停役を勤めたといふのは、面白い現象であつた。

その一例は司法對大藏、文部對大藏の確執である。司法省は剛毅果斷の江藤新平が卿となり、司法制度を確立し、司法官を行政官から獨立しようとして裁判所の増設を企てた。文部省は温厚であるが、腰の強い大木諭任が卿となつて、新學制の發布に伴ふ學校の増設を企てた。かくて何れも經費の増額を要求した。しかし大藏省には淨海入道と諱名を取つた強情な井上馨が大輔で、大久保大藏卿の代理として事務を總理してゐる。

彼は大久保や木戸の特別の信任を受け、留守政府の財政を預つてゐるので頗る鼻意氣が荒い。これを輔佐するに意志鞏固な澁澤榮一を以てしてゐるので、江藤や大木が如何に猛つても財政難を稱して應じない。三人で喧嘩ばかりしてゐる。相變らず困つたのは温厚な三條であつた。自然と井上と親密であり、江藤、大木と同郷で懇親な

大隈に双方の調停を依頼する外はなかつた。また獨り三條のみならず、井上もまた大隈を以て唯一の知己とし、頻りに大隈に依頼しその斡旋を冀望してゐた。井上が五年十月二十三日大隈に與へた書に、

一昨朝者罷出御出勤懸長談御妨申上候、彌二十六日より御發途と奉存候、別て御多忙奉察候、御出立前文部司法之定額并スタンプ税ノ一件、此件尤至急御決定被下度候華族祿制ニ鐵道會社一件等は是非とも御決定不被下候而者誠に以差支リ候間、御多繁申上候も恐縮候得共幾重も御願申上候、工部之一件ニ付同省にて金を借上、利足拂等致シ候様にてハ實以不躰裁、且御噂之通同省江一之經濟を初メ候様にては全幹においても差支不少候間、深ク御注意被成下度候、只一己之職を強大ニセン事ヲ欲シ申出候譯にも無之候、篤と御含味伏而奉祈候、敬白

十月廿三日

といつたのは、能くこのことを語るもので、井上が如何に司法、文部對大藏省問題、その他で大隈の盡力を冀望してゐたかが察せられる。大隈はこの時長崎で海底電話の開通式があつて、十月二十六日から出張といふことになつてゐるので、その出發前に是非決定して置いて欲しいといふのである。大隈は後半この時のことを回顧して、當時井上は大隈も西郷等と一所になつて己を抑へるのかと憤慨し、涙を流して我が輩の所へ來た。我が輩は双方から怨まれて最後まで苦しい立場にあつたと語つてゐた。

大隈が愈々長崎で電信開通式に臨み、外國の全權公使や領事、紳商等を集めてゐると、東京からは井上が辭職して内閣瓦解だから速かに還れといふ電報が頻々として來る。大隈は長崎から匆忙として船で歸京の途に就いた

のである。大隈が折角骨折つて開通した電信の便を却て怨んだとはこのときのことである。この時三條が大隈に宛て、歸京を促した書翰は、大隈が留守中の政府の状況を盡してゐる。

寒威相加候處、聖上益御萬福奉大賀候、足下益壯剛可有旅行奉務遙察仕候、扱以急使申入候は、頃日會計之事ニ付大藏大輔とも評議之末、同人義引入歸省相願度との事ニ而、退職之内意決心之様子、就而は頗困難之事情ニ推移、澁澤ニも殆退身之場ニ相迫リ、隨而省中ニも彼是物議相生、瓦解之體實ニ苦心焦慮此事ニ御坐候、山縣陸奥等奔走盡力罷在候得共、何分此度ハ六ヶ敷敷と存候、右事情ニ付不得止、足下歸京之議以傳信申入候事ニ御坐候、是非足下歸京迄ハ維持致、歸京相成候ハ、相談仕度存候間、右之情實諒察有之、何分ニも至急東歸相待申候、草々急務而已進退仕候、萬期面上候、匆々不備、

十一月十日

實 美

大隈 參議 殿

内展至急

かくて大隈は十一月二十四日に歸京したが、政府では井上を中心として大喧嘩の最中で、横濱まで大隈を出迎へて訴へるといふ始末であつた。大隈は漸く双方を宥め、司法にも文部にも金を出させて一先づ落着かせたのである。

四 大藏省の危機を救ふ

井上は大隈の調停で一旦は納得したが、どうも政府の處置に平かでない。それに廢藩後の跡仕末に於て不正の事があると諸方から攻撃されるので、たうとう憤慨して辭職を申出で、三等出仕の澁澤榮一と謀つて時勢を痛刺し、財政策の不當を論じて、明治六年五月七日辭表を提出した。彼等は政府が徒に歐米皮相の文明を模し、法制の美を冀つて國力を養ひ、民を富ますことを考へない。今年の歳出五千萬圓を要して歳入は四千萬圓に過ぎず、その不足は一千万圓に達する。加之政府現今の負債は實に一億四千萬圓で、償却の法は未だ立たない。一朝不慮の變が起つたなら國家はどうなるかと、悲痛激越の意見書を上り、更に新聞を以てこれを公にした。

さあ朝野共に驚いた。大藏省の當事者が、日本の財政はかくかくの危険状態であると現状を暴露したからたまらない。人心は動搖する。國庫の信用はなくなる。これを放任すればそれこそ國家はどうなるか知れない状態となつた。何時でも心配するのは三條大臣である。早速大隈を大藏省事務總裁としてその善後處置を講ぜしむることにした。大隈は詳細に國庫設計の現状を調査して井上等の論議の誤謬を指摘し、その意見の杞憂に過ぎないことを明かにした。井上等の建議は措辭實に過ぎ議論激に超え、且つ歳出入を計るに多く應測の概算を以てしたのであるとし、別に歳出入を公表した。これが實に政府が豫算を公布した嚆矢で、大隈が總裁となつて一ヶ月、明治六年六月九日のことである。これによると、

大隈重信

歳入	四千八百七十三萬六千八百八十三圓
歳出	四千六百五十九萬五千六百十八圓
内國債	二千六百四十七萬四千三百五十一圓
外國債	五百五十萬九千五十圓

で、支消の方法は備はつてゐると、數字を以て政府會計の毫も憂ふるに足らざることを明示したのである。これで人心は漸く安定した。

この時は大久保參議も既に歸朝してゐたので、再び大藏卿として井上、澁澤の退却した事務を擔任させようとしたが、大久保はとも方策が立たないといつて應じない。大隈も大藏總裁などといふ臨時の職は一日も早く御免を蒙りたいといつてゐるので、三條は當分大藏省は陸奥宗光と前島密の兩人に任せようとした。陸奥は大藏少輔で、前島は驛選頭で、大藏省三等出仕である。しかしこの兩人が心よく引受けるかどうかが疑問であつた。三條は六月十八日、大隈にその痛心の状を洩してゐる。

過日來談合仕候、大久保之儀拜命固辭致居候得共、參議之處ハ定而御請可申旨存候、乍併大藏之事務ニ相掛候義ハ、當時井上モ免職相成事故、於大久保モ方難難相立、所詮御請難仕内情ニ御座候、尤於足下モ當惑之實情ハ如何ニモ推察仕候事ニ候得ハ、總裁之處ハ被免候様有之度存候就而ハ當分大藏省之處ハ陸奥、前島兩人ニテ擔當致候事ニハ相成不申哉、兩人ニ而拜命候ハ、至極可然ト相考候得共、是亦兩人之承諾六ヶ敷ト存候、先愚

存申入候、猶勘考有之度、早々以上

と、當時の事情が思ひやらるのである。當時木戸は大久保大藏卿が歸朝したのに、何故大隈の總裁を解かないのかなどと、大久保にかこつけて大隈の總裁に異議を唱へてゐたが、事實は全くこの通り、大久保自ら就職の意なく、大隈も止むなく踏み止まつてゐたのである。こんなことで大隈は止むなく、その年十月二十五日に大藏卿に任命された。

井上、澁澤によつて捲き起された經濟界の動搖と大藏省の危機とは、全く大隈によつて免かれたのである。岩倉大使一行の歐米巡遊中に於ける大隈のこれ等の功績は從來餘り世間に知られなかつたが、極めて著しいものであつたことは、翌七年五月十一日三條が、岩倉に宛てた書翰に明かである。

御安全奉賀候、勝より別紙之通申越候間入御覽候、如何可仕哉と配慮罷在候、猶明日勝にも面會之上兎角取計候外無之と存候、扱過刻御内話有之候大隈進退之事は、深く御注意有之度、同人義も其罪は可有之候得共、閣下御洋行以來同氏之盡力、昨年大藏瓦解之際にも、畢竟同氏之盡力ニ而維持も相付候事に而、内實は尊公御洋行中は實に必至困難之事而已、始終同氏之盡力も不少事に而、唯今突然擯斥に逢面目を失ひ候様に相成候而は無情之事、且は將來朝家に盡力仕候者も如何と存候、幾重にも功は功、過は過に而、過を以て功を不被爲増様希候事に候、尊公御洋行中之事は獨り拙者之所知に御座候間、決て同氏を保護仕候私情無之候間厚御助力有之度、同氏免職之節は程能忠告致し、同人より相願本人も得心に而退官候様有之候は、兩全之所置も可有之、

未發事漏れ不平を懷かせ候様に而は甚不可然と存候、同氏之功勞も沈沒、追々非常の功ある者も、果は罪人に陥り、面目なきものに相成而は爲朝廷歎息仕候、吳々篤く御熱慮奉仰候、必らず未發に漏泄無之様御注意を奉祈候、草々頓首

五月十一日

岩 公

實 美

これは留守内閣に於ける大隈が條公輔佐の功績を語るものであつて、彼の功績に對する三條の裏書である。

五 皇室財産の設定

明治維新、諸侯の版籍奉還を許したまうた明治天皇も、皇室の名に於ては寸土も所有したまふことがなかつた。宮内省は太政官の一省となり、帝室費と雖も悉く大藏卿の稽查を要し、一錢一厘と雖も御自由に支出されなかつたのである。何分にも未だ宮中と府中の別が立たず、皇と官との別が未だ判然しないので、全國の官は盡く天皇の官、全國の土地は盡く天皇の土地と考へられてきたからである。だが、明治五年二月土地永代賣買の禁が解かれ、人民に私有權が認められるに至つては、それ等の制度も自然變更されねばならなかつた。人民に私有地あり、天皇亦御料地なかるべからずといふのである。

かくて皇室財産設定の議も自然と起つたのである。しかしてこの理を強めたのは國會開設の議である。明治八

年四月立憲の詔を賜ひ、漸次に立憲の政體を立つるといふことになつて、國會の開設は早晚行はるべきものと思はれた。だが、國會が開かれては、皇室の財産設定などは容易に行はれないから、その前に皇室財産を設定して置かねばならぬといふのである。

この議を廟堂で最も早く唱道したのは參議木戸孝允で、それは明治九年である。木戸は皇室の尊貴を保ち、皇子、皇族の品位を維持するには皇室に相當の財産がなければならぬ。これは國會の開設前に早く設定しなければならぬ。眞に皇室のために慮るものは、今日に於てこゝに考へ及ばねばならぬといふのである。

これが木戸の意見であるが、この意見を實行するには右大臣岩倉具視と大藏卿大隈重信の力を最も借らねばならぬと考へてゐたのである。彼が明治九年六月十五日井上馨に宛て、其の意を盡して曰く、

皇室之事に付候而は、今日之形勢を以前途を推考仕候へは、實に如掛鏡懸念之事も不少、實に今日に慮かり置不申而は、却而必天下蒼生之大不幸と存詰居候、どふ歟大隈は少しそこに懸念候事も有之候歟、薄々承知仕候邊も御座候、同人も時々親形勢候方ニ付、訖度引當てにも不相成候へ共、眞に左様に候得ば無此上事と愚考仕候、大久(保)は引當に相成候とも、向が違ひ候ときはいたし方無之、前途之事ニ付候ても其邊迂遠歟と内々心配仕居候邊も御座候、イ藤は弟之考と反體歟と推察仕候、自然洋行に而も仕候へは、其前に爲將來此事は相論し置度と奉存候、今日々々と相過候中數年之後は甚六つヶ敷相成可申候、爲皇室に慮り候事は則天下蒼生之爲に慮り候事に而、實に今日之眞義務と相考へ申候、于今天子と雖も一寸之地御自由には相成不申、又御自由に

不相成處に道理も有之申候、乍去各國帝皇に比し候而も我皇室ほど教々たるもの無之、皇族に而も實に見苦敷、是等は自ら帝國は帝國之體有之申候、愚見之處島渡筆頭に難盡候へ共、大略申上置候、○木戸孝允木戸孝允文書書
木戸が皇室財産設定を以て現下の急務とする所以と、大隈に期待する所の深きことが知られる。しかし當時極端に大隈と感情の背馳してゐた彼のこと故、大隈は形勢を窺ふの引當てにならぬといつてゐた次第であらう。大隈としてはこの書翰にも見るごとく當時既にその議を抱いてゐたが、何分大藏卿として責任の地位にあつては、木戸のいふやうにさう簡單にこの大仕事を引受くることも出来なかつたのである。大隈のこの態度が、木戸に不満であつたのではあるまいか。

この年七月二十四日、木戸は東北御巡幸供奉から歸京すると、直に岩倉右大臣に宛てゝこのことを論じ、速かに皇室財産を設定せんことを以てした。

昨朝い曲陳上仕候通、供奉中にも尊慮奉親候處、則二段に而其一段は、

皇室之御規模に關係候義に而、卒土皆王土と申候ものは、盡く地檢御發行之後は決而從來之通に無御座、然る處つら々々今日之形勢を推視仕候に自分（此貴重を被爲保候處、實に本邦之平安人民之幸福に御座候）帝位之貴重を被爲保候已上は、乍恐

皇室相當之富有は被爲占、隨而王子皇族も實に其品位無御座而は、何を以其貴重なるものを被爲保候哉、且學校其外貧院、病院其外於時機、格別之特旨を以、物之生育或は事之艱難等も御救助を玉わり候丈け之御活用

は被爲調不申而は眞心實以不安從來苦心仕候末、時々申上試候義は御座候得共勢被行候場合にも至り不申、尙に痛歎仕居候處、

御發聲前段々御内慮奉親候に付、何卒此好機を不被爲失、大隈へも篤と御口語も被爲在置度御事と奉願候通に而、實に又今日之機會を被爲失候而は、將來甚難かるべくと尙其後にも言上候通、孝允どもも、精々盡微力御決定に至り候處、萬祈候次第に御坐候

と、木戸は至急このことを決定せんとし、岩倉をして大隈に充分諭告せしめんと欲したのである。三宅雪嶺氏などはこの口語云々を以て、木戸が大隈の冷淡に對する不滿の意を洩したのだといつてゐるが、私はそれまでに考へずともよろしいと思ふのである。

しかし大隈は決して木戸等の皇室財産設定の議には反對でなく、以前から或は木戸に先だちて、その議を抱いてゐたかも知れないので、木戸や岩倉の議に接すると直ちにその實行方法を考へて、皇室御所有とすべき土地などをいろいろと調査した。木戸がその年十月七日伊藤博文への書翰に、

過日は采雲御授與、態々大隈とも御談し置被下候由、昨朝於三條邸御評議十萬丈け増加に相決申候、此上は宮内も、

皇族方之處も、且々體裁相立候様無之而は不相成と奉存候、色々御配神奉謝候、官林官山之凡

皇室に可屬分皇族之所有物也、は、大隈之内々證議をいたし見候而御評議に相成候由ニ御坐候、尙委細は面上御斷可

申候、草々頓首

といつて、大隈の盡力でこの時皇室費も十萬圓増加して大いに皇族の體裁も立つやうになつたことを喜び、また大隈が皇室財産設定に志し、官林、官山を大蔵省で調査に著手したことを報じ、大隈がこのことにはまつて来たことを頗る満足してゐた。この書に接した伊藤も大いに喜び、即日木戸に返翰を出した。

官内増額之儀御内決相成候段御示、御好都合ト奉存候

皇室ニ可屬土地之儀ニ付而ハ、隈氏之考案も過日承申候、追々御取調相成略目的相定候上、御取極有之可然ト相答置申候

と、伊藤も大隈と皇室財産設定のことを談じたと報じてゐる。

かくのごとく皇室財産設定に就ては、大隈と木戸、伊藤等の間にはいろいろと議が進み、大隈は大蔵當局として調査に著手した程であつた。若しこの勢で進んだら皇室財産の設定も存外早く出来、必ずしも明治二十年頃までを待たなかつたかも知れなかつた。不幸にして翌十年には西南戦争が勃發し、大隈も軍費支辨に急にして他を顧るに暇なく、木戸も幾何もなく薨去し、尋いで大久保も刺殺され天下極めて多事であつたので、大隈もこの議に従事することが出来なかつたのである。

明治十三年五月大隈は參議として、大蔵、外務兩省の主任であつたが、大いに經濟政策の更革を試み、所謂三議一件の議を上つた。その三議の一は、實に皇室御領を定むべしといふのであつた。大隈の考へでは皇室財産を

設定するは、明治八年の立憲の詔勅に應じ立憲政體の基礎を定むる所以である。歐洲諸國では國有、官有、民有別のあり、官有の中に帝王の私領を分置し、森林、宮殿等を以てこれに充てゝある。その理由は國費と宮内の用度とは會計法を異にし、宮内の用度は一切帝王の特權を以て其の支出を計り、一般會計法の檢束を受けず、以て帝位の光榮を悠久に保続することを期すると共に、時勢の變遷、不慮の禍亂によつて政體の變更があつても、帝室の面目と威儀とを辱しめないためである。だが日本で皇室御領を定めんと冀望するのは、敢てそれ等の理由のみでない。更に我々は皇室の收入を一般の會計法の外に置き、専ら聖上の思召を以て學士、工人の藝能を奨勵し、或は名譽の特典を與へ、無辜の窮民を賑恤し、篤行奇特の士を褒章し、或は皇族、諸宮の用度等に充てたいと欲するのである。その特に山林を選んだのはこれを管理するに易く、且つこれによつて山林の保護を全うすることを得るからである。全國官有山林は約七百二十六萬七千三百八十餘町歩で、その總收入益金は明治十五年度に至れば、金四十四萬六千二百二十餘圓の豫定であるから、この中に就て皇室の御領を決定したい。若し幸に御聽許があらば内務、官内兩省の諸官吏中から委員を命じて、御領山林元簿の調製、管理の方法等を審議せしめたい。かくて内務省山林局所管の官有山林の著大なものを選択して御領とし、官内省中に御領管理局を置いてこれを管理せしめようといふのである。

大隈はこの建議によつて、嘗て木戸と謀つてゐた皇室財産設置の議を實現せんことを期したが、明治十四年十月の政變に會して遂にその理想を實現するに至らなかつたのは遺憾であつた。しかし十四年十一月内閣に委員を

設けて官有財産管理方法を調査せしむることになったのは、彼の議が行はれたのである。若し彼が内閣に居つたなら、明治十五年七月に皇室財産設定の議が参事院で否決されるやうなことはなかつたのではあるまいか。尤も當時皇室御領を設定せんことを冀望し、建言したものは大隈一人に止まらず他にもあつた。しかし、私は彼が前には大蔵卿であり、後には参議として大蔵省主任の役にあつたので、彼の議を以て特に有力であつたとするのである。

しかし私が大隈の皇室御領設定の議を特に紹介するのは、大隈が皇室御領の設定を主張した理由にある。當時多くの人は皇室財産の設定を以て、民権の發達によつて生れる國會に對抗するためであるとした。畢竟財産を以て、皇室擁護の城壁と考へてゐたのである。岩倉の明治十五年二月に提出した皇室財産設定の議を見ると、彼は英國政治家の政權は財産に比例すといふのは政理に通ずるの言であるといひ、皇室の基礎を鞏固ならしむるには皇室の財産を豊富にし、陸海軍の經費等は悉く皇室財産の歳入を以て支辨するやうにせねばならぬ。かくせば國會に於て如何なる過激の論が起り、國庫の經費を議定せざることあるも、これを鎮撫し和順せしむるに困難でない。皇室の財産と國民の財産とは大差なきやうにせねばならぬといつてゐる。まるで皇室と國民を對抗的に考へてゐるのである。

かゝる時に際して大隈が我が邦で皇室御領を定めんとするのは、單にこれを以て帝家の勢威を維持せんとするがごとき歐洲諸國と同一でなく、皇室財産を以て、聖上の親しく學術技藝を奨勵し、寡寡孤獨を賑恤し、特志、

奇篤家を旌賞する等、所謂皇室の優恩を發揮するの費を供するにあるといつたのは立憲政治家の見解とし、我が皇室の特質を見たもの言として多とする所以である。

大隈は翌十四年挂冠によつて、この議の行はれなかつたことを遺憾としたので、明治十五年立憲改進黨を組織するや、綱領の第一に『帝室の尊榮を保ち人民の幸福を全ふする事』といふを掲げ、その施政要議にはこれを説明し、帝室の尊榮を保つのは皇有財産を聚め、其の威望を十全ならしむるにあるといふ意を明かにした。大隈が飽くまでこの議の貫徹を期してゐたことが知られるのである。

六 經濟政策變更の建議

明治十三年は日本の産業及び經濟史上に於ける一轉期であるといはれる。この年を期として日本の産業は所謂慈父的干渉主義から自由放任主義に移り、直接官營の方針から間接保護の方針に移つた。従來政府はその必要と認められた産業は、政府自ら巨大の資金を投じてこれを外國より移植し、模範的にこれを自ら經營する方針であつた。これは民間に財力が乏しく、人物が乏しく、經驗の乏しき維新忽早の時に於ては眞に止むことを得なかつた政策で、この方法でなければ産業の振興は期し得られなかつたからである。だが、明治も十三年となり、民業民力も多少發達した。官營事業も追々發達した。それに財政上では國債償還(紙幣整理も含む)のため極めて節約を要した時に會したので、産業政策の變換は自然の情勢となつた。且つ事業の性質によつては官營として利益なくと

も、民營とすればその利益を收むるものもある。また利益ある事業を政府が長く官營として繼續するは、識らず知らず專業獨占の形となつて、産業勸誘の目的に協はない。若し利益なきにこれを繼續するは益と國庫の損失を來すことになる。現今の如き國家財政に於ては、速かに人民に賣渡して損失と煩冗を免かれねばならぬといふとき考へが自然に起つて來たのである。

かくて産業政策の変更が具體的に現はれたのは、明治十三年十一月五日の工場拂下の達である。

工業勸誘ノ爲メ、政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ、其組織整備シテ、最初目算ノ事業漸ク舉カルニ從ヒ、官廳ノ所有ヲ解テ、之ヲ人民ノ營業ニ歸スヘキモノニ付、別紙概則ニ準據シ、其省諸工場漸次拂下ケノ處分ニ及フヘシ此旨相達候事

といつて、内務、工部、大藏、開拓の諸省に令達して拂下の概則を示した。

これは重大な産業政策の変更で、産業史上に一轉期を畫するものである。而してこの變更政策は全く大隈の發意に據り、大隈の建議に出でたものである。經濟産業史家高橋龜吉氏は、この政策變更は松方正義から出てゐるやうにいつてゐるのは事實相違である。大隈はこの時大藏卿の職を去つてゐたのと、松方が紙幣整理のことを語るに、故意か過失か一言も大隈の施設をいつたことがないので、世間では大隈を以てたゞ紙幣濫發の本尊位に思つて、その整理の端を開いたことを全く知らないからであるが、事實は紙幣整理は大隈が著手したので、松方はその政策を襲用しこれを完成したのである。また大隈は大藏卿ではなかつたが、參議として大藏省の主任であ

り、且つ大藏卿には大隈の部下ともいふべき佐野常民が任ぜられて、同省の事務は悉く大隈の裁斷を仰いでゐたから、大隈がこれ等の重大なる政策變更の任に當つたことはいふまでもないのである。

大隈が維新當初、民部、大藏兩省に據つて西洋文明の輸入に努め、各種産業の移植模倣とその發達とに盡力したことは申すまでもないことで、我が國の産業で、彼によつて移植されず勸奨されず、保護されなかつたものは、殆どなかつたといふ狀況であつた。我が産業の慈父たる此の大隈も時勢の進歩と財政の急務とに迫まられて、こゝに斷然政策の大變更を策することになつたのである。大隈は明治十三年二月に太政官官制が改正せられ、參議の各省卿を兼任するのを罷めて太政官に六部を置き、各參議を主任としてその施設を監督せしむることになり、自分は大藏事務の主任となつたのを機會として、從來施設の主義管理を更改する時機であるとして、その年五月に所謂三議一件の建議を上つた。この建議が明かに從來の政策變更の根本となつたもので、外債募集、紙幣償還の議と前後して上られたものである。前にいつた皇室御領設定の議もこの中の一議である。これ等の建議も從來世に公にされなかつたが、私は大隈文書中に偶然その草案を發見し、その一部は事實となつて現はれたことを知つて、その重要さと眞實さとを知り、こゝにこの書の概要を説いて、産業政策變更の根柢を示すことにしたのである。左に原文を掲げる。

當春太政官中從前ノ部局ヲ廢シ、更ニ六部ヲ置カレ、大ニ施政監督ノ方ヲ改ム、隨テ各省使院事務ノ章程、就中理財ニ關スル事項ニ付キ、施政ノ主義、管理ノ方向ヲ更改、釐定スルヲ緊要ナリ、是ニ因テ差當リ左ニ第一

ヨリ第四ニ至ル、三議一件ニ付、卓見ヲ具陳シ、其官司ニ向テ命令訓諭ヲ下スヘキモノハ其御達案ヲ起草シ、謹テ仰高裁候也

第一 勸誘ノ爲メ設置シタル工場拂下ケノ議

凡ソ政府ニ於テ工場ヲ設置スルノ理三アリ、國家統治上ニ於テ必要ノ機具ヲ製作スルタメニ設置スルモノニシテ本來其事業ノ性質人民ノ營業ニ任放スヘカラサルモノ即チ陸海軍備ノタメノ工廠ヲ設ケ、造船修船ノタメニ廠ヲ置キ、或ハ財政上貨幣ノ鑄造所ヲ備フルカ如キ其一ナリ、事業ノ性質ハ人民ノ營業ニ任放スルモ敢テ不可ナキニ其起興ノタメ多分ノ資財ト高尙ノ學識トヲ要スルニヨリ、或ハ事ノ秘密ヲ要スルニヨリ、人民ニ於テ發起ニ從事セス、又政府モ容易ニ其營業ヲ許スヘカラサルモノ、即チ金銀銅鐵ノ鑄練熔解所ヲ開キ、官用圖書ノ印刷所ヲ設クルカ如キ其二ナリ、純然タル工場ニアラスト雖、郵便電線ノ如キモ亦同シ、政治上敢テ必要ナラス、人民ノ營業ニ任放シテ當ニ不可ナキノミナラス、却テ之ヲ望ムト雖モ、改進ノ政策ニ於テ、其開設擴張ヲ急務ト爲スニ因リ、政府先進起興シテ、人民ヲシテ其公私ニ便益アルヲ覺知セシメンカタメニ設置シ、所謂工業勸誘ノタメニ其模範ヲ示スニ止ルモノ、即チ機械ヲ以テ綿糸ヲ紡績スルノ所ヲ開キ、製絨所及ヒ機械製作所ヲ設クルカ如キ其三ナリ、此第三ノ目的ヲ以テ開設シタル工場ハ、其事業漸ク整頓シ、爾後幸ニ其管理ノ方法ヲ愆ルヲナクシハ、收支ノ全員ノ計較シ、既ニ幾分ノ利益アルニ至ルカ、又ハ收支上ニ於テ利得ナキモ、未タ會テ製作ノ方開ケサルノ物産ヲ作出シ得ルニ至レハ、乃チ起業ノ目的ヲ達シタルナリ、事業ニ依リテハ政府

自ラ經營シテ利益ナキモ、人民ヲシテ營業セシメナハ、其利益ヲ收ムルモノアラン、故ニ若シ利益アルニ、政府仍ホ營業ヲ繼續シテ止マサルハ、識ラス、知ラス專業ノ狀勢ヲ來シ、勸誘ノ本旨ニ乖ク、若シ利益ナキモ仍ホ繼續シテ止マサルハ、倍々國幣ノ損失ヲ崇ム、寧ロ元資ノ幾分ヲ棄捐シテ、速ニ人民ニ賣渡シテ、煩冗ヲ除クヘキナリ、況ンヤ方今國債償還ノ資ヲ増加スルノ急且要ナル、苟モ歳出ヲ節減スルノ方アラハ、之レカ舉行ヲ怠ルヘカラサレハナリ。

勸誘ノタメ開設シタル工場即チ内務、工部兩省所管ノ工場總計十四ヶ所（千住製絨所、第一綿絲紡績所、第二綿絲紡績所、新町紡績所、富岡製絲場、石炭酸製造場、砂糖製造所、赤羽根工作分局、赤羽根木具塗物場、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、深川白煉瓦製造所、品川工作分局）ハ工業既ニ其緒ニ就ケリ、今之ヲ人民ニ拂下クルハ、第一其損失ヲ補足スルノ金額即チ金拾萬三千九百拾三圓拾七錢十一年ハ每年通常歲出ノ額ヲ減ス、第二之ヲ拂下クルハ營業資本金ヲ實納セシムレハ、即チ金百八萬七千七百六拾九圓三拾三錢

十二年度調管
業資本金高
シ、滿期ニ至レハ總計貳百八拾萬千六百三拾圓四錢ト洋銀千三百七拾六弗七セント
ノト假定シ
テ斯ノ如シ
前陳スル如ク、勸誘模範ノ工場ヲ漸次人民ニ拂下クルヲ冀望スト雖モ、拂下ケ約條ノ標準ヲ規定セス、單ニ該官ノ行政處分ニ委ネ、區々ノ情願ニ任セテ、其約條ヲ取結フヲ得ヘキモノトセハ、自然囑託先入ノ情誼ニ誘

惑セラレ、時ニ充分公當ノ處置ヲ施シ難キヲ保セス、蓋シ從前ノ慣例ニ於テ、世間ニ公告シテ衆人ノ競争ヲ聽ルシテ其宜キヲ撰ムノ方ナキヲ以テナリ、而シテ其弊害ノ及フ所、遂ニ政府ノ財産ヲ侵蝕缺減スルニ至ル、宜シク一定ノ標準ヲ示シテ、此弊害ヲ豫防スヘキナリ、

以上ノ考案ヲ以テ、左ニ工場拂下ケ内規案ヲ草シ、謹テ裁可ヲ仰ク、

○建案及び工場拂下概則は發布のものと同じつき略す。

第二 諸學校ヲ文部ニ統轄シ、普通小學ノ補助金ヲ廢スル議

一、政務ヲ九省一使ニ分任スルハ、仍ホ夫ノ財學分業ノ主義ニ於ケルト同一理ニシテ、勤勞資財ノ冗費ヲ省キ、各々一科若クハ類似ノ數科ヲ専門トシテ技術ヲ研究シ、自ラ其優勝トスル所ヲ得テ以テ、倍々其進歩ヲ圖ラントスルニアリ、今文部省ノ學制組織ヲ案スルニ、大學ニ法律、土木、鑛山、建築等ノ専門科ヲ備ヘテ、各々多少ノ生徒アリ、是レ固ヨリ文部省自ラ使用センカ爲メニ設ケタルノ學科ニアラス、生徒ニアラス、國家一般ノ爲メニ設ケタルモノナリ、果シテ然リ、然ラハ他ノ省局ニ於テ同一ノ學科ヲ開設シテ、生徒ヲ教育スルハ寔ニ重複ノ事務ニシテ、實ニ分業ノ便益ナキノミナラス、勤勞資財ノ冗費モ亦タ鮮ナカラサルナリ、現ニ諸科教員ノ如キ、是ニ於テハ內國人ヲ以テ之ニ任スルモ、彼ニ於テハ猶ホ外國人ヲ備フテ、之ニ補スルモノアリ、且司法省ニ法律學校ヲ有シ、工部省ニ工部學校ヲ有スルカ如ク、各省各自所要ノ人員ヲ教育セハ、夫ノ大學ニ於テ教育スル所ノ生徒ハ、卒業ノ上之ヲ擧ケ用ユルノ所ニ乏シキナリ、昔日文部ノ學制完全ニ至ラス、諸學科

ヲ開進スルノ急ナル時ニ際シテハ、各省各々所要ノ生徒ヲ教育シタルコト、固ヨリ一時ノ便法タリト雖モ、今ヤ一般ノ學制既ニ其緒ニ着キ、各科卒業ノ生徒モ亦寡カラス、因テ軍學校ノ陸海軍ノ兩省ニ於ケルカ如キ、其學科ノ特別ナルモノヲ除クノ外ハ、宜ク此際學テ文部ノ所轄ニ歸スヘキナリ、

二、普通小學ノ制タル初メヨリ民立ヲ主トシ、官ハ之ニ若干ノ補助金ヲ給與シテ獎勵スルニ過キス、而シテ中央ト地方トヲ問ハス、小學校設置ノ普及セシヤ、小學校總計二萬五千四百五十九十年文部省ノ年報大數ヲ觀ルニ至ル、自今官司ノ誘導獎勵ヲ急トスルハ、最早賃舍ノ設立ニアラスシテ、不就學ノ兒童ヲ減シテ就學ノ兒童ヲ増スニアルナリ、故ニ各地ニ散付シテ僅少ナル小學校補助金(十二年度ニ於テ小學校補助金貳拾萬圓之ヲ三府三十五縣ニ配賦スレハ平均五千貳百六拾三圓餘)ノ支給ヲ廢止シ、次項ニ陳スル所ノ工藝學校新設ノ費ニ供セント欲ス、

三、普通小學校ノ設立ハ、最早獎勵ヲ急トセス、之ニ代テ須急ノ施設勸奨ヲ要スルモノアリ、即チ工藝學校ノ設置、農學校ノ擴張是ナリ、何トナレハ農産、工産ヲ改良振起シテ國力ヲ養成スルノ捷徑ハ、敢テ高尚博學ヲ要セス、各地物産ノ種類ニ依リ、其改良前進ノ度ニ適應スルニ足ルヘキ分ノ學科ノ知識アル者ヲ早成シ、直ニ民間ノ工場田土ニ就テ技術教導ヲ爲ス者ヲ要トスレハナリ、但シ工藝ノ學校ニ種類等級アリ、農學校ニ試驗場ヲ附屬スルヲ要トスルノ事アリ、其之ヲ施設スルノ序次方法ハ猶ホ詳悉ノ論究ヲ要ス、
以上ノ考案ヲ以テ左ノ公達案ヲ起草シ、謹テ裁可ヲ仰ク、

○違案を略す、この議は、次第に實行せられ、遂に總ての教育機關を文部省に於て、管理することとなれり、

第三 御領ヲ定ムルノ議

維新開國ノ法令中ニ於テ、最モ公明ニシテ、爾後法律經濟ノ原則トナリタル法令ノ一ツハ、人民ニ於テ土地ヲ所有スルノ權ヲ定許シタルモノ是レナリ、萬世一系ノ御國體、普天率土皆是レ天祖ノ遺傳ニシテ、即チ聖上ノ臣士タルハ、獨リ古今ノ史乘ニ徴シテ顯然タルノミナラス、苟モ御國民タル者ノ腦裏ニ感銘シテ失セサルナリ、惟ルニ維新ノ盛舉ニ大義ヲ看破シ、數百ノ侯伯封土ヲ奉還シタルノ時ニ際シ、朝廷ハ斷然正理ノアル所ニ基キ、無比ノ卓見ヲ以テ、之ヲ各民ニ分與スルノ實ヲ示シテ、所有ノ權ヲ定許シタリ、彼ノ歐洲諸國ニ於テ、人知ノ發達、事物ノ開進ニ感動セラレタル人民ノ抗衡、強迫ニ因テ、始メテ土地ノ私權ヲ認定シタルノ比ニアラサルナリ、然リ而ノ以降倍々改進ノ政圖ヲ計畫シテ怠ラス、八年四月ニ至リ更ニ詔勅アリテ、漸々立憲ノ政體ヲ構成セントス、是ニ因テ有司各々擔任ノ政務ヲ修整シテ、立憲ノ基礎ヲ鞏フセンコトヲ致々トシテ是レ勉ム、此際全國ノ土地中ニ就テ、御領ヲ定メ、土地ノ種別ヲ明確ニ爲スコト、寔ニ緊要ナリトス、

歐洲諸國ニ於テ一國ノ土地、(土地ノミニアラス、他ノ財産モ亦然リト雖モ、畢竟土地ノ附屬物タルヲ以テ、其主ノミヲ舉ケ其從ヲ略ス)ヲ大別シテ、第一國有、第二官有、第三民有ノ三種トス、蓋シ河港、城塞、兵器、船艦ノ工廠等該國ノ存立ニ必要ナル土地ニシテ、決シテ賣買、讓與若クハ期滿得權ニ依テ所有權ヲ移轉スルヲ

得ヘカラサルモノヲ第一種トシ、動産ト不動産トヲ問ハス、行政ノ定規ニ從フトキハ、恰モ一箇人所有ノ財産ト均シク、賣買、讓與等ニ依テ、其所有權ヲ移轉スルヲ得ヘキ財産ニシテ、官府ノ所有ニ係ルモノ及ヒ國中主ナキノ財産ヲ第二種トス、又此第二種中ニ於テ、帝王ノ私領ヲ分チ、森林、宮殿等ヲ以テ之ニ充ツ、第三種ハ即チ人民各自私有ノ土地是ナリ、英國ノ如キハ國有ト官有トノ稱ヲ別タス、單ニ英王ノ所有ト稱シ、且看做スカ如シト雖モ、財産ノ性質上、自ラ其別アルハ仍ホ他ノ諸國ト異ナルヲナシ、夫レ斯ノ如ク土地ヲ種別シ、帝王ノ私領ヲ定ムルノ所以ハ、第一國費ト宮内ノ用度トノ會計法ヲ異ニシ、宮内ノ用度ニ就テハ、一ニ帝王ノ特權ヲ以テ其支出ヲ計リ、敢テ一般會計法ノ檢束ヲ受ケス以テ帝位ノ光榮ヲ悠久ニ保續センカ爲メナリ、第二時勢ノ變遷不慮ノ禍亂ニ因テ政體ノ變更アルトモ、帝家ノ面目後嗣ノ威儀ヲ辱シメサラシカタメナリ、

本邦ニ於テ御領ヲ定メント冀望スル所以ハ、彼ノ歐洲諸國ニ於テ帝王ノ私有財産ヲ定ムル所以ト同一ナルニアラスト雖モ、宮内ノ用度中御領ノ收入ニ係ルモノハ、一般ノ會計法ニ依ラス、専ラ聖上ノ御思召ヲ以テ、學士、工人ノ藝能獎勵ノ特典、無告、奇特者ノ恩賜、皇族諸官ノ用度等ニ活用セント欲スルノ點ハ同一ナリ、而シテ山林ヲ以テ、御領ト爲サントスルハ、之ヲ管理スルニ易ク、且森林ノ保護、培植ノ方モ自ラ改良ニ赴クヲ以テナリ。全國官有ノ山林ヲ計スルニ、七百二十六萬七千三百八拾三町二段餘、即チ四千六百七十二方里、而シテ其枯木下草實果等ノ收入六萬三千四百四十九圓(十年度決算額)營業資本金拾萬圓、收支差引益金壹萬四百五拾七圓(十一年度決算額)ト外ニ拾八萬六千六百六拾四圓餘ニ當ル木材其他ノ現品アリ、山林局ノ豫算

ニ依レハ、十五年度ニ至レハ收支差引益金五萬貳千百八拾三圓餘ト、三拾九萬三千九百四拾三圓餘ニ當ル木材ノ貯蓄ヲ有シ、總計四拾四萬六千百貳拾六圓ノ益金ヲ收入シ得ルモノト爲セリ、以後管理ノ方法ノ如何ニ依テハ、多少收支ノ金額上ニ増減アルヘシト雖モ、追年運輸ノ便、栽培ノ法宜キヲ得ハ、前段ノ豫算ニ大差ナキ收入アルニ至ラン、是ニ因テ仰キ願クハ、即今先以テ御領ヲ定ムルノ議御裁定アランヲ、幸ニ御聽許ヲ蒙ラハ、内務宮内等ノ諸省官吏中ヨリ委員ヲ命シ、御領山林元簿ノ調製管理ノ方法等ヲ審議セシメンヲ希望ス、

第四 各省中局課ノ分合所屬改替ノ件

各省ノ章程改定ノ際ニ當リ、局課ノ分合、所屬ヲ改替セント欲スルモノアリ、即チ左ニ列記シテ裁ヲ仰ク、幸ニ聽許ヲ蒙ラハ、其公達案ノ如キハ追テ起草上申スヘシ、

- 一、内務省中ノ土木局ヲ工部省ノ所轄ニ付ス、
- 二、内務省山林局所管ノ官有山林ノ著大ナルヲ撰ンテ御領トシ、其管理ハ宮内省ニ歸シ、宮内省中御領管理局ヲ置ク
- 三、内務省中ノ山林局ヲ地理局ニ併ス、
- 四、内務省驛遞局ノ管船課ヲ大藏省ノ所轄ニ付シ、商務局中ニ置ク、
- 五、内務省中ノ博物院ヲ宮内省ノ所轄ニ付ス、

- 六、工部省中ノ電信局ヲ内務省ノ所轄ニ付ス、
- 七、内務省所轄官有財産管理ノ事務ヲ大藏省ノ所管ニ付シ、大藏省中新ニ官有財産管理局ヲ置ク、

第三章 明治十四年政變の真相

一 大隈を中心とする大政變

明治十四年十月の政變は、前の六年十月の大政變と共に明治初年の劃期的大事件であつた。六年の政變で西郷以下の武斷派は悉く朝を去つたが、その結果、民選議院の建白となり、佐賀の亂、萩の亂となり、遂に西南の役となり、武斷派の全滅で事が漸く落着し、明治政府の基礎が定まつた如く、この政變で大隈一派の立憲派は悉く朝を追はれたが、その結果、國會開設の期が漸く確定し、政黨の組織が成り、自由民權の要求は國民的となり、政黨と藩閥との争闘が組織的となり眞剣味を帯びて來た。まさしく我が國立憲史上の一回轉期で、大隈を中心として惹起されたものである。

明治十四年政變に對する從來の説明はかうである。明治十四年に北海道官有物拂下の議が起り、開拓使長官黒田清隆は、明治五年以來一千萬圓以上を費した北海道の事業全部を三十萬圓、しかも無利子三十ヶ年賦で、これ

をその寵商五代友厚、中野梧一等に拂下んとし、七月三十日の閣議では一旦これを決定した。その議を洩れ聞いた民間の人々は、囂々としてその非を鳴した。その勢焰は明治政府あつて以来の猛烈さであつた。大隈はこれを見て奇貨居くべしとし、反對黨を煽動し、その上義に密奏した國會開設の意見書を以て自由民権論者を鼓舞し、國會が開けないからかゝる私曲が行はれるのであると唱へ、三菱の財力を後援とし福澤門下の三田一派と結んで一舉にして薩長の勢力を驅逐して天下を取らうとした。參議の伊藤博文は、大隈が從來事を共にした自分や井上馨と相談しないで、急進的な國會開設の意見書を密奏した大隈の態度を頗る不快とし、辭職を申出、岩倉、三條等の慰撫で漸く思ひ止つてゐたが、大隈が愈々民間黨と結んで陰謀を企つることを知るや、猛然起つて黒田等の薩派と結び、遂に大隈を廟堂から撃排したといふのである。

これ等の説には、當時の宣傳そのまゝの謬説、誤見もあれば、時勢を正視しない認識不足もある。私は最近得た史料によつてそれ等の誤謬を正し、この政變の真相を掘んで見たいと思ふ。

二 熱海會議

この政變の前提たる大隈の所謂密奏事件の真相を見るには、大隈と伊藤、井上との關係……國會開設問題を中心として……を考へて見ねばならぬ。さて明治十二年に至り國會の開設を願望する聲は、既に國民の輿論となり阻止すべからざるの情勢となつた。政體の變更は到底免がれざるものと見えた。内閣中でも常に進歩主義を持

してゐた大隈と伊藤、井上の三人は、この時勢の變化を見て、國會開設の止むべからざるを察し竊にその對策を講じてゐた。かくして起つたのが所謂熱海會議で、明治十四年一月三人は新年の雜客を避けて風暖かきこの温泉郷に會し、大いに胸襟を開き隔意なき意見を交換し、將來の方策を議せようといふことになつたのである。伊藤は新年二日、その地に至り、前約によつて大隈と井上とを招いた。

春來極而御多忙之儀と遙察仕候、小子過ル二日當地著以來、日々閑散ニ相樂居申候、兩賢臺御旅寓ハ藤屋主人大心配ニ而用意罷在申候、必十日迄ニハ出來之筈ニ御座候、大隈兄之御旅宿ハ新築、井上兄之方ハ相模屋三層樓ニ而、いづれも眺望絶好なり、何卒九日御發足、十日ニハ是非御來著有之度候、萬一間違候ハハ旅店之引當等手違ニ相成候ニ付、御一人前千圓宛之罰金ハ御覺悟有之度候、先ハ匆々如斯萬議拜晤、謹言

一月五日

博文

大隈 兩賢臺
井上

熱海の富士屋と相模屋では時めく兩參議の御出と聞いて、新築するやら造作をするやら、準備を凝らして待つてゐた。この情を知つた伊藤は若し大隈等が違約して來ないなら、一人前千圓の罰金は覺悟して貰はねばならぬといつて、只管兩人の來遊を促してゐたのである。この書翰に接した大隈は綾子夫人を伴ひ、一行十五名で、一月十三日の午後富士屋に乗り込んだ。その中に矢野文雄が加はつてゐたことは注意に値する。井上は少し後れて

來た。井上は露西亞の軍艦に便乗して來たといふことである。富士屋は明治十三年三月火災に罹つたので新築されたばかりであつた。富士屋主人の話に據ると伊藤も井上も皆この富士屋に泊まれたさうだ。井上はどうして相摸屋に行かなかつたかわからない。

かくて三人は富士屋で大隈を中心として屢々會合した。大隈は度々佐賀料理や長崎料理などを試みて兩人に握まひ、酒間に談笑した。かゝる中に三人の間には國會開設のこと、新聞發行のこと等が論議されたらしい。これが世にいふ熱海會議なるものである。伊藤がこの年五月二十九日岩倉に宛て

尊簡之趣承知仕候、尾崎書面ハ明朝携帶可仕各參議意見書ハ熱海ニ而隨カ大隈へ爲見置候様覺へ申候、若し間違候へハ井上ニ可有之、兩人間ニ開合せ可申上候へ共、閣下も御序御座候得ハ御咨問奉願候、爲其勿々奉復

とあるのを見ると、熱海で伊藤は山縣、黒田、山田諸參議の國會問題に關する意見書を大隈と井上に見せて、相談したことと思はれるのである。だが熱海會議の真相は全く不明であつた。大隈に隨行した矢野文雄さへ、大隈、伊藤、井上の三公は當時協同一致の態度をとつてゐたから、自然當時の政治問題、就中重要な國會開設問題等を密に議したことは容易に推測が出来るが、その詳細のことはわからなかつたといつて居られた。

何しろ會議とは後人のつけた名で、三人は同一旅館で日夕往來し、酒食を俱にして談笑してゐたに過ぎないので、まとまつた相談はなかつたものかも知れない。されば國會は開設せねばならぬといふことには三人は一致した

が、何時開くか、どんな憲法を作るかといふ詳しいことに就ては一致しなかつたらしい。何分人一倍果斷の大隈に、人一倍慎重の伊藤のことだから巨細の點までの一致はむづかしかつた。それで三人の間に定まつたことは、何れ近き將來といふことに過ぎなかつたらしい。福澤諭吉の書いたものによれば、福澤がその年三四月頃大隈に會しそのことを質問したのに、大隈は國會開設の日は期せられないが、政府でこれを議定するの日は必ずしも秋風の起るを待たないだらうと答へ、井上に尋ねると、井上は國會は容易に出來ない、先づ三年さと答へ、伊藤に聽くと國會開設の前に、元老院を改革して士族を云々すると答へたといふことである。國會開設の日に就ては三人の間に緩急の差があつた。この緩急の差が、後に三人の破綻の原因となるとは誰も考へ及ばなかつた。

當時三人は實に莫逆の交を結んでゐた。福澤の書いたものによれば、一月十七八日の頃、井上が福澤を訪うた時に、福澤は井上に権力を争ふことは人間の常情である。三君今日の間柄は極めて親密に見受けられるが、他日國會開設の曉に誰かが首相の位に昇つたとする。その時他の二人に役不足といふやうな感じを起させないだらうかと尋ねた。井上はこれを一気に附し、氣遣ひたまふな福澤君、我が輩三名は既に誓つて事を謀るものである。徹頭徹尾三名の間に苦情の起るべき氣遣ひはないと答へたといふことである。熱海會議當時に於ける三人の交情が想ひやられるのである。

三 新聞發行の計畫

大隈と伊藤、井上の三人も、國會開設の期日に就ては確とした相談もまもらなかつたが、國會開設の準備として、新聞を發行して民心を指導しようといふことに就ては意見の一致を見たらしく、福澤を加へていろいろと相談したらしい。福澤が十四年十月一日供奉先の大隈に宛てた書翰の一節にも、このことをいつてゐるが、熱海でこの相談はまとまつた。伊藤は新聞發行の主任者まで物色して交渉を開始した。伊藤が第一候補者に推した人は、時の岩手縣令島惟精であつた。島は大分縣の出身で、民部、大藏兩省に權少丞として大隈と伊藤の下に働いた人で、岩手縣令として治績もあり、學問文章にも相當勝れた人であつた。そこに伊藤は著目した。大隈と謀り、島が出京の時に豫めその話をして熟考を求めてゐたが、十四年四月には太田實といふものを使として、改めて新聞發行のことを告げてその社主になれと勧めた。

島も多年知遇を受けた伊藤長官の言であり、大隈も賛成してゐると聽いては無下に斷る譯にも行かない。それに新聞の社會的使命も了解してゐる。新聞社長の一縣令に比して劣るものでないとも考へたが、どうも太田から聞いた處では資本が未だ不充分である。それだけの資本で果して成立するかどうか、確とした見込はつかかなかつた。これまで成功した新聞を見ると、最初から巨額の資本を投ぜずとも、二三萬の金を費し盡して漸く今日の状況を維持するに過ぎない。それでも甲新聞が成功すれば乙新聞が失敗するといふ狀である。一般新聞でさへさうであるのに、今回のごとき立派な使命を有する新聞が果して成功し得るであらうかといふ疑問を起し、大隈と伊藤の知己には感じながら、詳細にその理由を述べてこれを謝絶したのである。四月十九日大隈に伊藤宛の書翰の

寫を添へて諒解を求めた。

時下暖和益御清極奉賀候、然ハ先般得御意候、新聞社設置之儀ニ付、伊藤殿ヨリ遠路態々太田實ナル者ヲ被遣、御相談之次第も御坐候得とも、惟精微意ニおゐてハ猶充分ト愚考仕兼候次第も御坐候間、別紙寫之通答書差出置候、右一條ニ付而ハ在京中、容易ナラス御垂念被成下候義ニ付、右寫一通御内覽ニ入レ候間、御閑暇之節御一讀御含置被下候様奉願候、右奉得御意度、恐惶謹言

かくのごとく大隈や伊藤の新聞發行の計畫も可なりに進んだ確定的のものであつたが、その中に大隈の國會開設意見書の奏上から伊藤との間に埋むべからざる溝が出来、それ等の計畫もそのまゝ進行しなかつた。そのことは前にいつた福澤の十月一日大隈宛の書翰で明かである。

昨冬來御内話、彼ノ新聞紙之事も、迎も今日之勢ニ而ハ役ニ立不申、實ハ時機ニ後れたるものなり、今後は何とか方向を替へずしてハ不叶篤ト御考被下度、當春以來右之内情を以て、様々ニ用意もいたし唯今ト相成候而ハ、壯年輩へ些ト申譯なき次第困却此事ニ御座候とは、新聞發行の行惱を語るものであらう。

四 立憲政治速開意見書を上る

大隈が明治十四年三月有栖川熾仁親王を経て上つた立憲政治に関する意見書は、十四年政變の原因をなした重

要なるものである。だが従来大隈の反対派によつてなされた宣傳と研究不足の明治史家の怠慢によつて、可なり多くの誤傳、謬説が行はれてゐるやうだから、私は主としてそれ等の點に就て少しく考察して見よう。

謬説の一は、大隈の意見書を上つたことを以て大隈が明治天皇に密奏したのであるといふことである。しかし大隈の意見書は明治天皇の御命令によつて奏上したもので、決して密奏などといふべきものでない。これを密奏といふのは、大隈の反対者が大隈の陰謀問題を眞實らしく思はせるために宣傳した言葉である。その言葉を今日そのままに使用し、大隈の同情者までさういつてゐるのは眞に笑ふべき誤謬である。

明治天皇は時勢を御覽あらせられて、日本の將來も是非憲法を制定し、國會を開設せねばならぬと思召されてその準備のため、先づ諸參議方の意見を徴せられることになつた。それは明治十二年十二月である。そこで山縣有朋を最先きとし、黒田清隆、山田顯義、井上馨、伊藤博文と續々と立憲政治に關して、その見る所を奏上した。だが參議首席の大隈のみは未だ何も上らなかつた。大隈は立憲政治に就ては最も進歩した意見を有し、伊藤や井上とは常に意見を交換してゐたこと前述のごとくであつたが、別に思ふ所ありて未だ何も奏聞したことがなかつたのである。天皇はこれを遺憾に思召され、熾仁親王に勅して大隈に督促せしめた。大隈は旨を拜して、私は衆參議を御前に召したまふ時に親しく意見を奏上致したう御座います。文書は兎角意見を盡さなければかりでなく、外に漏洩する恐れもありますからと申上げたが御聴しがなかつたので、大隈はそれではといふので、急に意見書を草して親王によつて奏上したといふのが事實である。かゝる事情の下に立つたものを密奏といふのは當を得ない。大隈の意見書が密奏なら山縣以下の意見書は悉く密奏といはねばならぬ。

謬説の二は、大隈は立憲政治の意見書と共に憲法草案を添へて上つたといふことである。この説も當時から傳へられた説で、大隈を陥れるための宣傳であつたが、今日に於ても信ずる人が多い。竹越三郎氏の西園寺陶庵公などにもこれを明記し、その中の一ヶ條を擧げて、大隈が退けられてかゝる危険な説が行はれなかつたのはせめてもの大幸であつたなどと、大隈の淺慮を指摘し得たかのごとくにいつてゐた。その他明治政變物語にもその説を載せ、永田新之允の小野梓傳には大隈が私擬憲法と國會開設要目を上つたといつてゐたが、大隈侯八十五年史までその説を信じ、大隈の案は十八篇二百二十條から成り、随分民主主義によつて起草せられたなどといふ説を肯定してゐるのは遺憾に堪へないことである。しかし近時の研究はこれが全く誤謬であることが明かにされたのである。

謬説の三は竹越氏の陶庵公にあるやうに、大隈は開拓使拂下問題の反對の火の手が盛になつたので、これを以て舊勢力を一掃する好機會と信じ、即日國會を開くことと憲法を發布することを密奏したのだといふのである。要するに大隈の奏上を以て開拓使問題を利用したのだとする説である。しかしこれは事實相違で、大隈の意見書の出たのは十四年三月であり、開拓使官有物拂下を太政官に申請したのは同年七月二十一日で、閣議で決定されたのは七月三十日で、そのことが讞々たる非難を受けたのは八月以後のことであるから、竹越氏の説は全く月日を轉倒した説で辯解するだに無用に思はれるが、世には大隈の國會速開説と大隈の薩長顛覆策とを結び付け、そ

の説を有力にするために相當これ等の説を信するものがあるやうだから、こゝにこのことを辯明し、大隈の國會開設意見は開拓使問題などによつて急に思ひ出したのでないことを明かにして置かう。

大隈の意見書に就て行はれたそれ等の諸説は、その當時大隈を陥入れるために盛んに宣傳されたことは前述のごとくであるが、政變の直下に大隈とすることに就て問答した藤田一郎といふ人が、東京日日新聞に掲げたものがあるから採録して見よう。藤田一郎は一種の精神家で、岩倉などの許に常に出入してゐた人であるが、明治十四年十月十八日大隈を訪ねて、大隈の辭職に就ていろいろの問答を試みた。その一節に、

一郎 政府の人皆言ふ、公は前年より會計を過り、其非を覆はんが爲めに民権黨と交り、福澤諭吉の憲法を添へて以て左大臣に奉り、左大臣より陛下に供せんことを冀ひたりといふ、如何ん、

公 然らず、こは大いなる過りなり、本年二月中國會論の天下に盛んなるとき、内閣に於て此の如きの説起りたり、參議の持論は如何なりしや、一人一人に之を問ふべきか、一同之を問は不可なり、一人一人に之を問ふ可しと、其時伊藤、井上兩氏の如きは早く開設すべしとの建言を出したり、時に左府公予に問ふに國會開設の如何を以てす、予答ふるに定理を以てす、其大旨に云く、君主專政は最も宜かるべし、然れども臣を以て之を考れば到底行るべからざるなり、如何となれば百官統轄の大臣なし、然るときは早く國會を開き立憲政體となすに如すと、因て八ヶ條の見込を以て左府公に語りたり、左府公云く、口頭忘れ易し、書して以て予に出すべしと、予答て云く、書して上るは迷惑なり、然りと雖も極々機密にして洩したまはずば書して以て奉らん、左府

公云く、必ずしも人に告げずと、この故に予書して之を奉る、然るに左府公は三條公に見せ、三條公は右府公に見せたり、これに依て遂に人をしてこの事を言はしむるに至る、元來國會可開の建言は、伊藤、井上予に先だちて出したり、又彼の福澤等の人に交際あるは何ぞ予のみを獨り咎むることあらん、井上馨氏の交際こそ予より甚だし、又國家の會計を過る云々の事たる最も虚なり、抑も國家の會計をして天下に公然示したるは予を以て始めとす、この故に國庫を開て人に見せしめ、會計帳簿を明かにして天下に公にす、予より明かなる者は非るなり、

一郎 公の説を聽けば、公の説、誠に明かなり、他の人の説を聽けば公を責む、予思へらく裏店社會の喧嘩の如し、君子の争の如くならず、恐らくは彼の棺を覆ふの後に非ずんば理否を判すべからず、

公 誠に然り、請ふこれより政談を廢して農事を談すべし、

一郎 誠に善し、

公 予はこれより明治政府の辭職勅任の龜鑑とならんのみ、

一郎 何んでも輕々動きたまふな、動けば必ず災害入らん、彼の新聞紙上等の事、成るべく公が姓名の出ざるやう注意したまへ、

公 誠に然り、彼の輩獨りに予が事を記し、俗に所謂蝨負の引倒をなさんとするの情況ありと大に笑ふ。

この記事は藤田が新聞に發表するからといつて、大隈の承認を得たものだといふのである。

五 大隈の意見書と他参議の意見書比較

明治天皇の仰せによつて、山縣、黒田、山田、井上、伊藤の諸参議と元老院議長大木喬任とは相前後して意見書を上つた。それぞれ智囊を搾つたものであらうが、これを大隈の意見書に比すると格段の見劣りがあるやうだ。彼等の説は概して保守的で、どこまで立憲政治を理解してゐたかが疑問とせられる。大隈と志を同じうし最も進歩的といはれた井上も、憲法を定むるには先づ民法を編纂せねばならぬ。それには先づ元老院を廢して華士族及び勅選から成る上議院を設けねばならぬといひ、伊藤も元老院の改造と公選検査官の設置とを提唱したに過ぎなかつた。それに最も遺憾に堪へないのは、誰も時勢の觀察と對策とが足りないことである。自由民権の叫、國會開設願望の聲も彼等の耳には不平士族の怨嗟の聲か、亂民の暴言としか響かなかつた。伊藤ですら、「今都鄙聳々公議を名として亂階を煽く」といつてゐる。これでは全く民権論者は暴民と撰ぶところがないのである。

伊藤は明治十二年二月大阪に愛國社第二回大會が開かれるといふことを聞き、大いに慨歎し「近頃頻りに道路の説を聞くに、失意の舊官吏、不平の士族等陛下教旨の在る所を察せず、黨類を結合し、名を民権に假託して衆庶を煽動し政府を誹謗し、漫に政體を變革せんと謀る者あり」と奏し、自ら大阪に至りてこの輩を説諭し、良民をして方向を誤り罪辭に墜ることなからしむるやう盡力したいと奏請したことがあつたが

伊藤傳、十三年十二月立憲政治の意見書を上奏する時未だその意見は變らなかつた。立憲政治は國民を信じ、國政の負擔を分ち得

ることを信ずることを根柢とするのである。民権論者を暴民視する政治家には立憲政治は理解されないのである。

それにどの建言も概論的で具體的でない。憲法はどうして制定するか、その主義は如何、國會は何年に開くか、澎湃たる國民の要求をどうするかといふことに就ては具體的に何等の教ふる所がない。かゝる無理解な抽象的概論では、どうして明治天皇の思召を冀賞して現下の國會問題を解決し、時勢指導の大策を建て得られようか。明治天皇の諸参議の意見書を御覽あらせられた後、頻りに大隈を促して意見書の提出を急がせられたといふのも、大いに意義のあらせられたことと拜察されるのである。大隈の意見書は六ヶ條から成つてゐる。

- 第一、國議院開立の年月を公布せらるべき事、
 - 第二、國人の輿望を察して政府の顯官を任用せらるべき事、
 - 第三、政黨官と永久官を分別する事、
 - 第四、宸裁を以て憲法制定せらるべき事、
 - 第五、明治十五年末に議員を選擧せしめ、十六年首を以て國議院を開かるべき事、
 - 第六、施設の主義を定めらるべき事、
- といふので、他の参議のそれに比すれば確かに一頭地を抜いてゐた。伊藤、井上さへ法典の完成や上議院の改造を説くに止まつて、下議院の開設に及ばない。時に大隈一人昂々然と立憲の政治は政黨の政治なり、故に國民の

輿望を有する多数黨をして政府を組織せしむべし。而して政府も政黨を組織すべし。速かに憲法を制定し、明治十六年の初めに國會を開くべしといふのであるから、廟堂の諸公を震駭せしめたのは無理もなかつた。大隈の意見は今日に於ては特に異とすべきものもないが、たゞ侍講、侍從長等の宮内官を政黨官の中に數へ、政黨の盛衰によつて異動せしむべしとしたのは、宮中、府中の別を分つといふ意から見ても當を得ないことと思ふが、當時佐佐木高行等の中正一派が宮内官を政黨化すると極力攻撃したのはこのことであつた。

六 十四年政變の謎

伊藤は大隈が急進的な國會開設の意見を、獨斷で奏聞したことを知つて極度に憤慨し、『大隈此節之建白熟讀仕候處意外の急進論ニテトテモ魯鈍之博文輩驥尾ニ隨從候事ハ出來不申、』と斷然參議の職を辭せんとした。これは七月二日のことであつた。熾仁親王、三條、岩倉の三大臣は最もこれを憂慮し、いろいろと兩人の間に奔走し、大隈も亦屢々伊藤に面して辯解したので、伊藤の意も漸く解け辭意を翻したのである。このことは七月十二日熾仁親王と三條と連名で在京都の岩倉に與へた書簡で知られる。

御發足之際、御配慮相成候伊藤參議之議、大隈氏之間熟談相整、伊藤參議ニも八日より出勤相成先以平和ニ歸シ候段至幸之儀ニ有之候、御安心給度、偏貴君御配慮之儀ト於生等も欣喜此事ニ存候

既に岩倉等の心配で伊藤と大隈の和解も出來た。大隈の建白問題も一段落ついた。開拓使問題では、兩人とも等

しく衷心は反對であるとしたならば、伊藤は何故に黒田等と結び、薩長聯合して大隈を排斥することになつたか。また伊隈の分離は明治政府の瓦解であるとして、兩人の調停に努力した岩倉、三條等が急轉して伊藤、黒田の結託を援助し、冷然として大隈の排撃を見たか。岩倉は十月六日に漸く歸京したが、それまで大隈の罷免には同意を與へなかつたのが歸京後急轉した。何が伊藤や岩倉をさうさせたのか、十四年政變の謎はそこにある。時の大藏卿佐野常民は熱烈な開拓使拂下の反對者であつた。これまで三條、伊藤の諸公に度々進言してその非を論じてゐたが、民間の議論が益々激烈になつて來たので最早やそのまゝに放任して措かれまいと考へ、八月二十日石橋書記官を供奉先の大隈の許に差遣し留守中の状況を報じ、意見を告げて大隈の考慮を求めた。

併北海道御處分一條ニ付、杞憂之次第有之、愚衷何分書中ニ而相碎兼候間、何レ國債局本年度豫算之儀も申上度旁ニ而石橋書記官今日之船便より差立候間、委曲之義同人より御承知被下、篤と御高案相願候、右は別紙之管見條公江内建致し、素より伊藤とも度々内議之上、前件之次第ニ取計候間、即今之情況と向來之形勢とも御高慮、可然御處置之程爲國家奉懇願候、右之次第ハ一通り愚書ニ而も可申上心得之處、今朝ニ至り前件愈相決更ニ書狀相認候時間を不得候間、先以石橋口頭ニ譲り、何レ不日別書を以大略尙可申上候、草々敬具
佐野が條公へ建白した意見書とは如何なるものか明かでないが、開拓使拂下反對の意見たることは申すまでもなく、且つ伊藤とも度々内議してその同意を得てゐたといふのである。

かゝる中にも民間の輿論は益々激烈になつて來たので、八月三十日には一層強硬の意見を述べて大隈の斷乎た

る決心を冀望してゐる。

前略陳者、石橋にて内陳仕候事件ハ、定而巨細御聞取御高考被下候義にて可有之、右は是非内獻仕候通、目下不得止變通之政略御決行不相成候而は、大風波必相治り申間敷、最前御内決通、強而御施行相成候半は、社會如何と案痛此事ニ御座候、右は新聞紙等ニテ委細御了知、現況御細察之儀と奉存候付、不用細毫候、右は皇室の御爲、爲國家、人民之爲、又尊公之爲め、深く憂慮する次第有之候間、能く御熟考、鄙見御採用、現地之活動手段にて大波瀾兎角相治り候様、御盡力之程萬奉仰望候

要するに變通の政略によつて、速かに拂下を中止するでなければどんな大波瀾が起るかも知れないと、現地の活動手段によつて未然に事を防がんことを冀望したのである。變通の政略とは一旦閣議で決定したのを變更しようといふからであり、現地の活動とは何を指すか、恐らくは熾仁親王に建言し、聖上に上奏するといふやうな非常手段を意味するのであるまいか。佐野は大隈が開拓使拂下問題に就て閣議に固執して愚圖々々してゐると、問題はどうか紛糾するかわからないから、速かに斷然たる處置をなさねばなりませんまい。これが國家のためであり、また大隈のためであると、大隈の注意を喚起したのである。これ等の書翰によつて明かな如く、開拓使拂下問題に就ては、大隈は全く受動的で、佐野の方が遙かに能動的である。何人も大隈が官府の機密書類を民間同志に提出して攻撃の材料を供したの、留守中の同志と連絡を取り、或は方針を授けて運動させたなどといふことは考へ得られないと思ふ。こゝに最も注意すべきことは、この問題に就ては伊藤もまた佐野と同意見で、石橋書記官の

差違にも同意してゐたことである。

七 政變の根源

明治十四年政變の根源は何處にあるか。その火元は大隈か、伊藤か、黒田か。抑も陰謀は誰が企てたのか。大隈か、伊藤か、黒田か。これには十月一日福澤諭吉が大隈に與へた書翰が面白い。

北門之一條ハ誠ニ騒然、最早ニヶ月ニも相成候得共、世論ハ中々止ミ不申、人之噂七十五日之類ニ無之、近來一説あり、云フ今回之一條不正と申せば不正ならん、なれ共明治政府は十四年間、この類之事不珍、何ぞ此度ニ限りて喋々する譯もあるまじ、然るに斯くも喧しきは、畢竟三菱ト五代ト利を争ひ、大隈ト黒田ト權を争ふより生したる者ニして、云ハ、一場之私闘たるに過ぎず云々として、此作説は随分官海ニ流行して、或る人々の口實ニモ可相成様なり

と大隈に報じてゐる。こゝに伊藤といはないで、黒田といふところが面白い。これは開拓使問題の本尊が黒田であるとするは、自然に考へられることである。また小松彰が九月二十五日に大隈へ送つた書簡を見ると、小松は細々と東京に於ける大隈の反對運動の盛んなことを述べ、大隈に伊藤參議と協戮せんことを望み、伊藤と離れることは大隈が折角これまでの功業を滅却することになると警告してゐる。また大隈と關係最も深く大隈を推して政黨を組織せんとしてゐた小野梓が、留守政府に於て大隈排斥の企ての出來上つたことを聞いて大いに驚き、

九月二十九日義兄小野義真に託して大隈に呈した書翰の一節にも、この際大隈の決して伊藤と離るべからざることを冀ひ、

或は閣下と伊藤參議とを離間せんとする惡漢有之哉に承候得共、此邊は兼て御戒心被遊度、設ひ同參議此度之處置に於て多少之御不満足被爲在候共、此際は御認容、此議議御貫きの方最御上策と愚考仕候

といつて、伊藤との協力一致を冀望してゐる。大隈もこれ等の親しい門下生等の冀望するやうに、伊藤の反對に立たうとは思はなかつた。また當時の人も一般に伊藤が大隈を排撃する首謀者であつたとは信じなかつたのである。たゞ大久保没後の大隈と伊藤とが對立の地位にあつたことから、兩雄並び立たずの喩で、自然に伊藤が一方の首謀者のごとく思はれたのであらう。だがこれは結果から見た考へでないかと思ふ。私は當時の人の考へたやうに、十四年政變の火元は黒田でなかつたかと思ふのである。最も黒田を首謀とし、黒田が陰謀を廻らしたとは黒田の性格から考へてどうかと思ふが、とにかく大隈を排撃する大將であつたと考へても差支へないやうに信ずるのである。

八 黒田は何故に排撃したか

黒田を首相とする薩派は何故に大隈を排撃したか、これには十月三日の北島治房の書簡がある。治房は當時大審院の判事であつた。供奉先の大隈にこの書を與へ、委曲を盡して東京の事情を報じてゐる。大隈の同情者より

見たる一面の觀察である。その要は左のごとくである。

扱御出發以來、カノ開拓使拂下一件、都鄙營々タルハ追々御承知相成候半歟、黒先生歸京後一ノ奇怪事ヲ告ル者アリ、薩人大中ニ相團結シ、閣下ニ抗撃ヲナサントスルノ勢アリト、又已ニ御供奉サキニ於テモ、屢々閣下ニ危險事アラント覺シキ事アリシト、又日ヲ經ルニ從テ長人モ追々之ニ荷擔シ、殆ント（此七八日前）今ハ閣下孤立ノ勢ヒナランナド頻ニ耳ニセリ、然レドモ其何ノ故タルヲ覺ルニ由ナク、獨リ臆測揣摩以テ物ニ虚言ヲ探ルニ苦ミタリ。中是必離間者ノアルアリテ、或ハ斯ク説ヲナスベシト思ノ外、今日左一事ヲ耳ニセリ、森山茂來リ云フ、拂下ノ事ヨリシテ終ニ大事ヲ引起シタリト、故ニ之ヲ詰ルニ彼云、閣下發聲ノ前數日、何事乎密奏セラレタリト、蓋シ其奏事タル詳ニスルヲ得サレドモ、聞所ニヨレバ國會開設セザルベカラザルノ建議タルノ由トカ、然リ而シテ伊藤已ニ其同僚ニ議ラズ、直奏セラレシハ例ニ違フヲ詰メタリトカ。中又其數日前即松薩カ歸京後僕ニ對シテ云、交詢社ハ雉子橋ガ内應スルニヨリ、國會開設ヲ促スベシト論サレタリト云ヒ觸ルル由ト咄シタルモアリ、夫是ヲ參考スレバ森山ノ今云フ所何ヤラ烏有思セラレザルモノアリ、仍テ愚案スルニ、拂下一條内閣ニ於テハ閣下獨リ異論ヲ稱ヘラレ、他參議黒田ノ請ニ唯々諾々タリシト、世上舉テ之ヲ云ヘ、新聞ニ、演説ニ、獨リ閣下ノ正ヲ執ラルルノミト云ヒ嘶シ、之ニ反シ薩長人ノ所行ヲ啾々駁論頗ル世望ヲ落シタリシヨリ、轉ジテ閣例ニ反シ、國家ノ大事ヲ密奏セシト云フヲ口實ニ、一舉ヲ試ムルノ奸謀ヲ爲スモ知ルベカラズト、臆測揣摩スル所也、閣下モシ今生カ聞ク所ニ反シ、ナシトセハ即彼輩カ相團結セリ

ト云フモ亦虚ナラン。若シ其之ニ類スルノ事アルアラハ、今後ノ御注意ナルベカラサルヲ企望ス、何トナレハ彼輩團結云々ヲ耳ニスルノ一事ハ廿人ニモ之ヲキケリ、然レドモ生ハ其拂下一條ノミニ注意セルヲ以テ、唯離間言トノミオモヒ居タリシカ、今日之ヲ聞クニ至テ、始メテ其數日前ヨリ人言ノアリシヲ心付タル也、

北畠は大隈に對する反對の先鋒は薩派で、長派はこれに荷擔したのだ。その理由は、大隈が開拓使問題で獨り清議の士として人望を博したので、薩長がこれを怒り、國會開設の意見を密奏したことの不都合を以て大隈を攻撃するやうになつたのだ。若し大隈にしてそれに類することがなければ、その攻撃も直に止まうが、若しざる事實があるとすればその攻撃は到底止むまいから、大いに注意されたいと大隈を警しめたのである。

大隈が國會開設の意見を奏聞したことは勿論事實であるが、それは既に其の年三月のことで、もともと明治天皇の思召に出で、これを上つたものは獨り大隈のみでない。たゞ他に比して大隈の意見が際だつて立派で進歩的であつたといふのみで、別に問題にすべきことでないのである。伊藤は激怒したが、これは從來志を同じうした自分に相談しないで、抜けがけの功名をしようとしたと思つたからである。されば岩倉なども大隈の説を急進と思つたかも知れないが、その擧をさまで不都合の行爲とは思はないのである。だから兩人の間に立つて熱心に調停したのであるまいか。それが問題にされたのは開拓使問題とからみ、民間の運動と期せずして相應する處があつたからである。これが大隈の陰謀説の因つて起つた所以である。大隈に當時さやうな考へがあり、民間と呼應して國民的大運動を起すなどといふ考へがあつたらうか。これは後にまた述べるとして、抑々黒田、伊藤、山

田顯義などが、大隈に對するこの陰謀説を信じたかどうか、正直な黒田は或はさう信じたかも知れない。黒田の周圍の人にはこの説を以て黒田に入説したであらう。黒田が大隈に對して如何に憤激してゐたかは、十月六日に岩倉に與へた書簡に明かである。

拜啓川村より只今閣下御歸京被遊候旨吹聴を請け、日夜三秋之如く待上兼候、然者山田參議、川村卿より詳細情實御聞取相成候通ニ而、實ニ國體ニ關スル無此上危急之場合ニ而苦慮罷在申候、既ニ明日大隈參議歸京之由、疾くに御了承候半、近頃恐縮之至ニ御座候得共、御還幸前ニ閣下條公ハ勿論、其他伊藤參議等へ協議智謀を廻らし必ず天下之輿論とて陰ニ計策を働き候に萬々相違有御座間敷、決して御動搖無之、彼之術中に陥らざる様奉願候、返すくも姑息之情義ニ惹かれず、斷然たる御處分無之候而は、臍を噬とも不被爲及、不可救御難題ニ立至、天下萬民をして塗炭之苦界に陥しむるハ案中ニ而、千歳之遺憾ニ御座候ニ付、是非何く迄も根本之大病根驅逐根軸を堅固にし、確乎不拔之標準を立られ、上ハ奉安叡慮、下ハ億兆之民をして堵ニ安せしむるハ今日ニ在り、非常之事を處するニハ、從て非常之變を生するハ自然ノ者ニ付、如何様なる事到來候共御動搖なく、御英斷禍を轉して福と爲すハ、是より外ニ有御座間敷、又時機を失してハ一世那翁さへ、一夜の後れニ帝王之尊きも遂に擒となり、其他優柔不斷國家を亡したる主救擧するに迫あらず、即、該時ノ如し、油斷大敵にて時機を失はす、御遺算なきハ勿論、斷然御決行有之様惘禱之至ニ堪へず、恐々敬具

尙々此ノ病根を治するハ、薩長合一死力を盡し、粉骨碎身するの外なし、乍不及決心罷在申候以上

十月六日

岩 公 閣 下

清 隆

大隈が聖駕に先だちて歸京しどんな悪計を働くか知れないから、若し姑息の情義に惹かれ、断然たる處分をせぬと臆嚇の悔がある。薩長が合一死力を盡し、根本の大病根を驅除せねばならぬと慷慨激烈を極めてゐる。十日にはまた書を岩倉に與へて明日は愈々車駕還幸あらせらるる、この機を失せず大事を爲し、廟堂の基礎を堅くせねばならぬとしてその決心を促してゐる。

黒田等が如何に粉骨碎身、薩長合一、死力を盡して大隈といふ根本の大病根を除去しようと意氣込んでゐるか。矢張り大隈の部下の一人、岩橋徹輔の十月六日に大隈に與へた書簡に書かれてある。

謹白、昨朝歸京時事探得候、概要左ニ奉内申候、北海工場云云ハ到底天下輿論ニ被墜、今更辯開既ニ晩キヲ曉リタル所ヨリ、他ニ奸策ヲ回シ、餘事ニ引證ヲ取り、其耳目ヲ檢滅セント謀ル、不幸ニシテ内閣人無シ、嘗ニ以テ正邪當否ヲ判別スルニ由ナキノミナラズ、己ノ位置ヲ固クセント欲シ、反テ其奸爲上ヨリ成ル浮言ヲ主張スル人多キニ似タリ、恰モ飛火之延焼スルニ類ス、讒者ノ言ニ曰、

第一、大隈參議國會開設ノ主張トナリ、福澤、岩崎等ヲ羽翼トシ、民心ヲ動搖シ、大權ヲ收メ同僚ヲ攘ハント欲ス。

(小人ノ常言、千古同一、不足怪)

第二、同參議、同僚ト不詢、開設之奏議ヲ左府公ニ因テ奏上ス、破規擅權、他日甚可恐

第三、大藏省決算豫算報告中僞アリ、紙幣四百萬圓、準備金ニ於テ報告ヨリ不足ス、

(佐野卿之多言、伊參之耳ニ傳フルニ係ル)

第四、既ニ此僞算アリ、何ヲ以テ國計ヲ人民ニ吐露スルヲ得ン、而ルモ國會開設ヲ專唱ス、何等ノ怪事、

(伊參曰、國會開設、吾等爲之、何ゾ他ニ首唱ヲ讓ラン)

第五、三菱ニ諭旨シテ、其資ヲ助ケシメ、三菱ト密著シテ、云々、

(菱長曰此事明辯、一々確證アリ、何物之讒言歟、吾之ヲ看破スベシト奮言シ、不動心相貫罷在候。)

第六、北海工場拂下之回讓ニ既ニ承印セリ、而シテ反覆ス、

右之外横流百出之讒言、誠ニ不忍聞、實ニ切齒無限、慨泣紅淚紙ニ徹シ申候、因テ察スルニ還幸ノ後ハ、必ズ小人類ヲ引テ、聖聽ヲ迷惑シ、紊亂不可言之勢ヲ來シ可申過慮仕候付、何卒御幸中一夜從容正邪氷炭之理、方今天下之勞、將來我國之狀等、縷々懇々御奏上有之、近ク言ヘバ御誓約ヲ鞏ク被爲遊置候様奉仰候、萬々一ニモ其末聖慮御動搖之際ハ断然御挂冠之御決心相願ハシク奉存候

密 事

黒參函館ヨリ永山武四郎へ急密信ニ、

屯田兵中、壯勇敢死之士拾名撰拔、之ヲ引率して、至急出京可致云云、

第三章 明治十四年政變の真相

大隈重信

永山書ヲ得テ、考案數刻、終ニ之ヲ堀ニ謀ル、堀答テ、狂人ニ刃ヲ假ス至危ナリ、無論獨行シ可ナリト、於是永山決意、單ニ一名ノミ携ヘ出京ス、堀之忠意實に感涙仕候、一首之歌アリ、即チ辭世ナリ、宜御推知奉仰候、當分出京相止メ置申候得共、尙再考も有之、本日電報ニ而呼寄置申候、内閣私黨類ヲ引キ、種々之讒構有之由、御注意奉仰候、山少年ハ兩老長之策中ニ奔走ヲ極ムル與歟、丙兮、丁兮不及他事、恐惶謹言

十月六日認

上

某 面 拜

これは能く當時の情勢を盡したもので、黒田一派の大隈に對する激昂の狀が目に見ゆる如くである。山少年とは山田顯義のことで、兩老長とは伊藤と黒田のことで、永山は北海道屯田兵司令官であつた。先んずれば人を制すの譬で、岩橋は大隈に座して排撃されることを待たず、御巡幸供奉中に行在所に伺候して、正邪氷炭の理から天下の大勢等を奏上して、彼等が陰謀を破られたい。聖慮若し御聽容がなかつたなら斷然御退職なされた方がよろしからうと忠言したが、大隈は別に何等の手段も講じなかつたのである。

九 大隈の心事

以上擧げた福澤、北畠、岩橋、小松等の書簡は、悉く御巡幸供奉留守中の東京では、既に薩長の連合が成り立つて、大隈の排撃の手續が出来上つてゐたことを報じてゐる。これ等の人々は盡く大隈の友人門下の人で、大隈と志を同じうするものである。この人々は悉く大隈に對する反對派の企圖の恐しいことをいつて、大隈の注意を促してゐる。岩橋等は聖上に直奏するやうに勸めてゐる。彼等の何處に大隈が陰謀の翳を語るものがあるか。大隈はこれ等の同志と事を共にしないで、誰と天下取りを計畫したであらうか。大隈の反對者は、大隈が福澤及び其の門下と結んだといつて唯一の攻撃の材料としてゐるが、その福澤は前記十月一日の書簡の一節にも、

世上之民權論ハ全く顛覆論ニ性質を改メたるが如し、此模樣ニ而は官民益反離して、其極度或は流血之禍如何ト心配之事ニ御座候。

云々といつて、官民の乖離することを憂へてゐる。この福澤が薩長政府顛覆の相談相手で、大隈が片棒を擔いだ人であつたなどとは信ぜられない。

また當時大隈の參謀格で大隈の意見書の起草者とせられてゐる矢野文雄などは、反對黨からは大隈陰謀の巨魁のごとく考へられてゐたが、その實この年の夏は郷里大分に歸つて何にも知らなかつた。秋になつて歸京した處が佐野大藏卿から、君は在官の身で九州地方を運動してゐたさうだが、そんなことをしては困るではないかと叱られて、始めて物情の穩かならぬを知つて驚いたといふことである。されば矢野は、

明治十四年頃、隈侯及び小生等の考は、憲法制定、國會開設を早く遂げたいのが目的で、必ずしも薩長を倒す

と否とにあらざる。寧ろ薩長の有力、有識者をこの事に同意させたいと努力しつゝありし故、細故小事を以て、彼我の間に成るべく深き溝渠を設けぬやうに注意しつゝあつた。故に開拓使拂下のごときもかゝることで、大事を破らねばよいがと心配した位であつた。(東京日日新聞矢野氏の竹越氏に宛てた書簡)

といつてゐる。これは福澤の官民の乖離を憂へたと同じ精神である。確かに當時の彼及び其の一派の考へであつた。

また矢野と等しく大隈の参謀格であつた小野梓の書翰なども、只管伊藤との離反するなからんことを注意してゐたのを見ても、大隈が薩長政府を顛覆して自分等一味で政權を掌らうなどと考へてゐなかつたといふことは明瞭である。思ふに大隈はこの時参議の首席である。政府に於て多數を制して行けば立憲政體と爲すことが出来る。それは決して不可能でない。さすれば薩長政府なりとも立憲政治は行ひ得ると信じてゐたのである。成る程大隈は小野などと共に政黨組織の考へはあつたかも知れないが、これは極めて公明正大な仕方である。何にも謀反の一味徒黨をかたらうといふのではない。主義の下に同志が會合するので新聞を起すと同じ考へである。要するに或るものは大隈を餘りに偉大にせんとし、或るものは大隈を貶さんとして共に眞相を失つてゐる。立憲政治の樹立は大隈の畢生の理想であつたが、秩序的進歩を重んじた大隈は、決して薩長を不倶戴天の仇と見て薩長と乾坤一擲の大決戦を試みねばその志は成就せぬとは考へてゐなかつた。これは大隈が終生の志であり、また行動であつた。大隈は決して革命的政治家ではないのである。

竹越氏の陶庵公傳には何の證據あつてか、大隈が『黒田事件の起つたのを幸として即時に國會を開き、國會の力によりて、薩長政府の權力を自家の掌中に握らんと欲したのは何を恃んであつたか、殆ど解し得ざる所である。かれの部下には矢野文雄以下三田派の數少年がをつたが、これらの少年を持つてゐたところで、薩長の牢固たる勢力に對しては群蜂が馬脊を刺す位の力にはなるかも知れぬが、馬を倒し得る力にならうとは信じ得ぬところである。大隈が伊藤、井上の二人と相結託しても、政府部内の改革は容易でないのに、伊藤、井上の二人を出しぬき、獨立でクウチーターが行ひ得るであらうと信じたのは何故であるか、これは今でも解き得ぬ謎であるが、或は大隈の自己陶醉であつたのではあるまいか、』といつて大隈の非望と淺慮とを嘲つてゐるが、しかしこれは大隈の陰謀説を事實とする假定の上にてた説で辯明する程のこともないが、しかし大隈の勢力を以て三田派の數少年と斷ずるは、時勢に關する認識不足と稱せざるを得ない。若し群蜂が馬脊を刺す程度のものならば、薩長政府や中正派は何んであれだけの運動をなしたのであらうか。竹越氏の語を借れば解き得ぬ謎は大隈の方になくて、群蜂を驅逐せんとして騒ぎ廻つた薩長の方になければならぬのである。

一〇 政變の眞相

さて大隈が國會開設の密奏といふ眞相、開拓使拂下問題の眞相、大隈が陰謀の眞相も既に述べたごとくであつたとすれば、明治十四年政變の眞相も、大いに從來の説き方と違つてきはすまいか。これはどうしても見直さね

ばならぬ。考へ直さねばならぬことである。抑々大隈はこの政變の原因には、全く無關係で全くの冤罪であつたのか、私はさうとも考へない。所謂陰謀と稱せらるるものが、冤罪なるは申すまでもないが、無關係とはいはれないと考へる。思ふに明治十四年の大隈の地位は丁度十年の西郷の地位である。明治六年以後の政府反對の不平の人々が悉く西郷を首領と仰ぎ、西郷もたうとう擔がれてしまつたやうに、大隈も開拓使拂下反對を唱へ、國會開設、藩閥打破を唱へた人達に自然と擔がれてしまつたのであるまいか。實のところ彼にそれほどの考へがなかつたにしても、彼の味方からも反對者からも共にさやうに考へられてしまつたのであるまいか。黒田は大隈の陰謀に備へるとして、北海道の永山武四郎に屯田兵中の壯勇敢死の士十名を引率して至急出京すべしといふ急電を發したといふのを見ても、また前記岩倉に與へた手紙を見ても、黒田の目に映じた大隈が、如何なるものであるかが想像せらるるのである。

どうして黒田はそれ程大隈を恐れたか、全くの陰謀反逆者を發見したかのごとく、三條、岩倉を擁して御巡幸還御のその夜に御前會議を開き、國會開設の詔勅を奏請すると共に、參議首席の大隈を罷免し、開拓使官有物拂下の中止を請うた。その慌忙しきやり口は、明治天皇の御治世中に於て嘗て見なかつたことである。この三大事件に就て、天皇は全く御考慮の餘地があらせられなかつたのである。佐佐木高行の書いたものを見れば、天皇は大隈罷免の奏請に對し大隈が不都合であるといふが何にか證據があるかと御尋ねになつたときに、岩倉はどうか薩長を御信用下されたい、證據調となつては大變のこととなると奏して漸く御裁可を得たといふことである。天

皇は、また今大隈を罷めさせては、薩長が連合して大隈を斥けたことにならぬかと御軫念あらせられたといふことも佐佐木が書いてゐる。明治天皇の御治世にこんなことが他にあつたであらうか。私は明治史を讀んで、この時ほど大御心を察して畏れ多いことと思ふのである。どうして大隈に對して、それほどの非常手段を取らねばならなかつたか。大隈は後に當時を回顧して危くすると命もとられる所であつた。明治大帝の御仁徳によつて命だけは僅かに保ち得たといつてゐた。まことにあぶなかつた始末である。何んで大隈はかくまでに恐怖させられては迫害されたか。何にが薩長をしてさうさせたか。これは確かに明治史上の謎である。

さて何にが薩長をしてさうさせたか、私は全く時勢がさうさせたのだといひたいのである。更に詳しくいへば、民間の藩閥攻撃の氣勢が餘り盛んで、大隈の人氣が餘りに高かつたからであつたのであるまいか。明治政史はこの時間拓使官有物の拂下に就て、民間に於て反對の運動が猛烈で演說會が盛んに行はれた狀を記し、その終に次のごとくいつてゐた。

之を演ずるもの、之を聴くもの共に熱血を吐き、熱涙を飲み、感激、陰應の情狀は皆開拓使廳に在りしと云ふ、維新以來日本全國の人民智となく愚となく擧つて政府の措置を非議せしこと、未だ此時より甚しきはなし、此時に當て大隈重信は有栖川左大臣の宮と譯に扈して外に在りしか、其門下の士及三菱會社の關係ある人等、今日政府中獨り大隈君のみ、嘗て此拂下を非とせられたりと、頻に世間に薄聲せしを以て、天下の人心忽ち同君に歸し、頗に其嘗て財政の失を忘れ、獨り大隈君の教つせば此蒼生を奈何せんと呼はしむるに至る、

これである。この氣勢である、この聲望である、そこに一切の原因が存在したのである。要するに拂下問題の反対と國會開設運動が熾烈で、藩閥政府を根柢から震撼する趣があり、しかも参議の首席で政府一等の人材と目せられた大隈が測らずもこの勢に乗つてゐたから（大隈が意識してこの勢に乗つてゐたか、大隈がこの勢を御してゐたかは疑問だ）、これを眺めた薩長参議等は震駭せざるを得なかつたのである。彼等は澎湃たる民間運動を眺めてこれこそ薩長の死活問題である。薩長の死活は新日本の死活であると信じ、こゝに彼等は平素の小鼻を捨てて大同に就き、黒田がいふやうに薩長合一して民間運動に對抗しようとしたのである。この出陣の血祭に擧げられたのが大隈であつたのである。

若し人のいふごとく、大隈の部下にあるものは三田一派の勢力に過ぎず、他に何等の勢力なきものとせば、かゝる薩長合一の大運動が起り得ようとは思はれない。

福澤はこの政變を見て伊藤、井上の態度に憤懣を禁じ得ないで、長文の書翰を兩人に發して從來の四人の關係を述べて伊、井兩氏の背信を責め、政治家の行爲とはこんな淺白なものかといつたさうである。思ふに伊藤等は黒田のごとく初めから大隈を薩長の敵として戰ふ意志はなかつた。たゞ時勢の潮流に押し流されて、敵味方となつたのである。大隈と伊藤の關係は民部、大藏兩省時代から條約改正時代、その後に至つても何時も最初は無二の同志であるが、何時か離れてしまふといふのが例である。十四年の政變に於てもまさしくさうであつた。故に福澤は『我輩の推察する所にては、三氏協同して事を謀りたる中に、大隈は何處までも素志を達せんとて一方

に進行して止まざる其の反對に、伊藤と井上は政府部内の形勢を視察し、之を視察することいよく詳なれば、いよく事情の困難なるを發明し、逆も叶はぬ事を企てて失敗するよりも、此處は志を驕して姑く忍耐するに若かず、大隈へは氣の毒なれども政治上の事は止むを得ずと、強ひて自から慰めたることならんのみ、國會事務局といつてゐた。矢野も『當時伊藤、井上の如き人々は、何うにか調停しやうと云ふ精神は持たれて居たであらうけれど、大勢の決する所であつて見れば、亦た如何ともすることが出来なかつたのであらうと思ふ、伊藤と大隈とが勢力争ひをした杯と云ふものもあるが、大隈や我々の心事は前にも述べた通りであり、又た伊藤個人は決して國事を私するやうな人でない、國事に對しては公平であつた』といつたのは、當時の事情と大隈と伊藤との關係を語り盡した言葉である。されば私は十四年の政變を以て大隈と伊藤の勢力争ひに基因するといふのは、政變の結果を後年から見ても推測したこと、必ずしも真相を得た觀察と信じないのである。

イ 憲政の進歩は大隈の意見書の結果

私が嘗て伊東伯爵に十四年政變のことを尋ねた時に、伯は『早稻田のおや爺さんもあの時はあんな始末になつて氣の毒であつた、しかしあの意見書が出たので我が憲政も促進され、十年後を期して國會を開くといふ有難い詔勅も下されることになつたのであらう、この點は確かにおや爺さんの功績である、私もおや爺さんとは随分喧嘩もし苛めましたが、先年今上陛下に我が憲政の發達を御進講申上げた時に、特にその點を明瞭に申上げました、

おや爺さんも地下で會心の笑を洩してゐたでしやう。これが我が輩の早稻田のおや爺さんに対する香華さ」と語られた。伯は大隈の舉を以て密奏とし、憲法草案提出を事實と信する一人であるが、大隈の意見書によつて憲政の發達が大いに促進されたと信する一人である。これは正しき歴史の見方である。大隈自らもそのことを信じてゐた。晩年その時のことを回顧して、明治十四年に湧起した所の波瀾は、三條、岩倉兩公が調和せられても圓滿に局を結ぶことは難かつたかも知れぬが、我が輩一人が内閣を退けば済むことであつて、別段大問題でもなかつた。唯問題といふべきは、此の波瀾の裡より憲法が生れたといふことである。我が輩が東北北海道御巡幸に供奉して二ヶ月半ばかりの留守中に、何事か相談ありたるもの如く、還幸あらせらるると同時に、夜中にも拘らず殆ど徹夜して御前會議を開いた様子であつて、其の時に大隈を内閣より退くること、同時に憲法發布の詔勅を降すといふことに決定したのである。此の憲法發布の詔勅が出なければ、人心は益々激昂して如何なる珍事が起るか、豫測することが出来ない程であつたと語られた。

これは全く當時の形勢で、政府の方では撃排された大隈一派が民間諸黨を聯合して再び政府に肉薄して來るだらうと恐怖し、この民論の沸騰を拒がんがために、我々は不都合な大隈一派を排斥したが、決して憲政そのものに反對するものでない。矢張り立憲黨であるぞといふことを示す必要があつたのである。かくて各參議連署の國會開設の奏請となり、詔勅が下されることになつたのである。その事情は時の太政官大書記官井上毅が岩倉右大臣に宛てた書翰に詳かである。

屢奉言上候は、御煩讀之恐無之にあらず候得共、中心憂念に不堪、猶奉仰臺鑑候、現今の景況立志社其他昨年之請願連中は、府中に於て國會期成會を催し、福澤は盛に急進論を唱へ、其黨派は三四千に滿ち、廣く全國に蔓延し、已に鹿兒島内部にも及び、其他各地此二十日來結合奮起の勢にて、此儘打過候には事變不測と相見え候、若し還幸後早々聖旨を以て、人心の方向を公示せられず候而、一度彼より先鞭を著けられ候に至らば、憲法も徒に空文に歸し、百年之大事を誤り、善後の策なきに至り候は必然と奉存候、況や此度内閣に小變動を生じ候はゞ、一層風潮を激し、一時之勢は政府之全力を用ひざれば、撲滅すべからざるに至るべし、是を爲すには勅諭を以て、廟謨を示し、且名義を正し、旗色を見せ、全國勤王の士に力を著け候事、第一之急務と奉存候、伏願此事猶憂慮を被回、速に御決斷被遊候はゞ、國家之大幸と奉存候、如此一大事末生之知る所に無之候得共、下問之辱きに奉對再應奉言上候、頓首再拜、

十月 八日

毅

右 公 閣 下

賢明な井上の頭に映じた國會論勃興の勢はかくのごとく重大なものであつた。この勢に處するには尋常一様のこゝとでは治まらぬ。若し彼より先鞭を著けられたなら、憲法も空文に歸し百年の大計を誤るに至る。特にこの勢を負うた大隈を斥けた以上、その勢は一層猛烈となる。これに衝るには勅諭を以て廟謨を示し、名義を正しうするより外の策はないといふのである。伊藤も同一の考へであつた。この日伊藤も亦岩倉を訪ひ機事を議したが、

辭去するの後に於て、更に時局挽回の方策に就て左の書翰を送つた。

今朝參殿仕候處、御待賓中立談寸刻不能盡愚意、殘懷之至奉存候、只今西郷來訪承候處、黒田賜謁之際、黒田より御直に開拓使一件及言上、如何様御處分有之候とも、異議無之段は御聞取被爲在候趣、右にて三大臣公御協議上には御充分なる事と確信仕候、却説一昨朝供奉覽置候詔書案、御發表云々之義も、今朝西郷へ御談示有之候哉に奉親候處、一昨朝も申上候如く、此義は博文大勢を察し、將來の爲に計畫する所、今日不得已の御處置と千思愚考の餘に申出候儀、深く御恐察を奉乞度候、又退而勘考仕候處、到底國會論の局は早晚御結無之而は、明治政府の艱難無休時事は申上候迄も無之、且薩長中興補翼の功績も、竟に水泡に歸し候のみならず、却て天下後世の爲に禍害を殘し候様にては不相濟事に付、夫是前後照考の末、此有極の御處分を申立候次第に御座候、又現狀に就て申上候ても、此大御英斷なくては、内々如何程の御良考有之候共、恰も曇天に太陽の光輝を蔽はれたるが如くなるべく、寧ろ大號一發、晴天白日に威令を御伸張相成方、萬々奉希望候、勿論期限の長短に至ては、一年二年の間強て争ふべき儀にては無御座候へ共、却て人心收攬の効無之様にては、政策の得たるものに無之、先づ明治二十三年に御治定有之候は、緩急其宜しきに適すべきかと奉存候、此儀は此節御英斷中の骨子と奉存候に付尙上陳仕置候、今朝條公へも再應申上置候に付、御相談奉願上候、拜具

十月 八日

岩倉右大臣殿

伊藤博文

國會論の局は早晚結ばねば、明治政府の艱難休む時なく、薩長中興補翼の功績も竟に水泡に歸するといひ、期限の長短は一年、二年は強ひて争ふ處でないといふに至つては、前年十二月に臣竊に國會の未だ遽かに起す可らずと謂ふと奏上し、また大隈の意見書奏上と聞き、大隈等此の節の建白は意外の急進論にて魯鈍の博文輩驥尾に隨従すること能はず、現今將來の大勢を觀察する主眼も甚だ相違すといつた伊藤のいふことは思はれない。何にが伊藤をしてかくのごとき躍進的進歩をなさしめたか、これはどうしても時勢が進歩したといふより外に説明の仕方があるまい。而してこの時勢の進歩は、大隈の意見書によつて惹起された波瀾の結果である。かく觀察すると、大隈がこの波瀾の裡から憲法が生れたといひ、政敵伊東伯のこの功績を窺聞に達することを以て衷心よりの香華と思つた所以であらう。

ロ 十四年政變と大隈の態度

大隈は後日當時の事を回想して語つた。曰く『丁度明治十四年十月十一日である、七十幾日間先帝の供奉で東北から北海道を巡つて歸つて來ると、その間に政府では種々方略を廻らしたものと見えるが、還つた日の即夜、内閣會議を開いて我が輩を追放することに決し、何でも夜中の一時頃であつたと思ふ、參議の伊藤と西郷とが我が輩の所へ遣つて來て、唯單純な言葉で、容易ならざることだからとだけで、ドウカ辭表を出してくれといふ、此方は多くを聞かずともその間の消息は大概分つて居る、ヨシ明日我が輩が内閣に出る、辭表は陛下に拜謁してから出

すと云つたら、これには兩人一寸當惑したらしいが、直ぐにこれを止める譯にも行かぬ、然し翌日我が輩が宮中に行つた時はモウ門衛が嚴重に遮つて入れさせぬ、有栖川宮様に行けばこゝにも門衛を置いて固く門を鎖し、我が輩の入るを拒絶すると云ふ始末、昨日まで供奉申し上げた陛下にも、御同行申し上げた宮様にも、門衛から拒絶されて御會ひすることすら出来ない、急轉して體のいゝ罪人扱ひとなつて了つたのである」と、大隈はかくしてその祖とする延喜の菅原道真となつたのである。

實に當時政府の警戒は嚴重を極め、東京はまるで戒嚴令發布と同様の状態となつた。東京鎮臺司令官野津道貫は、命令一下直ちに出兵し得る準備を整へ、警視總監樺山資紀は自ら警部巡查を引率して東京市内を警戒した。今にも内亂が勃發するかと思はれた。福澤も捕縛されるといふ風説が頻りにあつた。

この際に於ける大隈の態度はどうであつたか。一朝にして廟堂を追放せられ、謀叛人として一言の辯解も許されない。多年の友人は叛き去る。十四年間の辛苦、功勞に酬ひられるものは罵詈にあらずんば嘲笑である。この際に於ける大隈の心事はどうであつたか。罪なくして見る配所の月、明治の道真は如何なりしか。憂愁悲歎か、憤懣痛恨か、慷慨激昂か。彼は從容自若、平日と何等變る處がなかつた。我輩の心事も何時か明かになるさといつて、悠々として自邸に在つたのである。何日か日はわからないが、一日太政官に出でて一同に告別の辭も述べた。その中に卿等子の進退を見られよ。予は朝にあるも野にあるも、主義とする所を變へることはないといふ語があつた。彼は人に予は勅任官辭職の龜鑑となる心積りだと告げてゐたのである。○東京日日新聞所載 藤田一郎手記

大隈がこの非常時に於けるこの態度は、心ある人を感動せしめた。大藏卿佐野常民は十月十六日に大隈に書を與へて、これを賞揚し、尙ほ將來の注意を述べた。

奉 内 覽

佐 野

謹呈、天氣好晴御同慶奉存候、陳ハ今般御辭職一件、不容易ざる御進退之際、激色無く、屈色無く、從容御所置被成候儀ハ、實ニ衆目ヲ驚カシ、卓然豪傑之氣象ヲ御顯シ被成候事、國家將來之爲欣喜此事ニ候、尙乍此上老婆心一語申上度儀ハ、何卒充分御敬省、御靜養此際勉メテ沈黙ヲ主トシ、更ニ時事ニ論及セス、一應御面語之上は、可成雜客を謝し、靜カニ德望ヲ養ふ様專一に御注意被成度祈願之至候、就而は當今早稻田を本居と被爲定候得は自ラ御靜養出來、併テ嫌疑ヲ避け、一舉兩得と奉存候間、早速カニ其通御運ひ被成度奉希望候將又今日之會御出席之儀ハ、色々都合も有之候間、可相成ハ御見合被遊候方可宜と愚考仕候間、尙御高相願候右等甚失敬之儀而已申上思召も如何敷候得共、何分中心不能止、唯々直言以テ厚誼ニ奉酬之外無他意候間、此段御諒恕可被下候、書ハ意ヲ盡サズ、委曲石丸江内話仕置候間、同氏口頭より御聞取可被下候、草々敬具

十月十六日

常 民

大 隈 賢 臺

大隈が非常の際に於て從容の態度を失はず、平然として進退を決せられたことを稱して、卓然豪傑の風あると賞揚したのである。たゞ温厚な彼はこの際飽くまで大隈の自重隱忍を冀望し、懇々とその意を致したのである。

第四章 政黨組織と外相就任

一 立憲改進黨の組織

挂冠後の大隈の進退は國民の等しく注目するところであつた。或るものは虎を野に放つものとなし、第二の江藤新平、西郷隆盛たらんかとさへ案じた。だが大隈は憤怒の態もなく、平日のごとく雉子橋の邸に起臥し、悠々自適せしこと前記のごとくであつたので、政府の人々も稍と安心したらしかつた。然るに幾ばくもなく大隈が政黨を組織し、その總裁となるといふ風説が頻りに新聞紙上に現はるるに於て、再び政府諸人を驚かしたばかりでなく、國民中にも一大センセーションを起した。或るものはこれを非とし、或るものはこれを是とし、大隈の態度に就て議論紛々たるものがあつた。

心ある人は、これまで挂冠した明治政府の元勳達の舉動を喜ばなかつた。一朝議論が合はないで政府を去るや忽ち不平の餘り、詭激の言論を弄して政府を誹謗攻撃し、遂には兵を擧げて政府に抗敵するか、然らずんば突然自由民権論を以て政府に迫るといふ風であつた。江藤新平、前原一誠、西郷隆盛は前者で、板垣退助、後藤象二郎等は後者である。かの君子は交りを絶てども惡聲を放たずといふ教を信する人には、主義の善惡を問はず、これ等の所爲を快としなかつたのである。故に大隈が政黨組織の談を聞いても、主義の可否を問はずさやうな感じ

を起さずにはゐられなかつた。

大隈も去年十月まで政府にありて、その責任を分ちながら、退官するや否や政黨を組織して政府に抗敵するとは何事であるか。彼は辭職の際、予は朝にあるも野にあるも主義とする所を變へないといひ、勅任辭職者の模範となるといつてゐたではないか。舌根未だ乾かざるに、政黨を組織して政府を攻撃するとは何事ぞ。大隈も亦江藤、前原の徒にあらずんば後藤、板垣の亞流なりと。

この説を懐いて大隈と一問一答したのは、前節に述べた藤田一郎で、大隈の許を得てその説を東京日日新聞に投じた。この問答で、大隈は政黨組織の眞意を洩した。それは明治十五年三月十八日雉子橋邸の應接間であつた。

一郎問ふ、

昨年十月十八日公は一郎に、予は明治政府の辭職勅任の龜鑑とならう、予を以て彼等を見るに一人として出處の正しきものはない、予よりこの範を示さんと仰せられた、一郎これを記して未だ忘れない、爾後一郎新聞雑誌を見るに、公が舉動を記して或は下總に行きて開墾に著手せんとす、或は海外に航せんとすと、これを見る毎に、公の一郎に諭したる言語に違はないことを、心竊にこれを悦んでゐた、然るに今回公が政黨を組織すといふの新聞を見て、一郎は少しく感ふた、政黨組織果して實事なるや、果して實事なりとせば公に對して議論するものも起らん、予も亦一言なければならぬ、

公答ふ、

政黨組織は實事なり、予は誠に昨年兄に明治政府の辭職勅任の龜鑑たるべしと告げた、今に於て何ぞこれを忘れん、抑も予が龜鑑といふのは出處の正しきことを指すのである、予は昨年政府を去る時、太政官に出頭して官員諸君に告ぐるに、予は朝に在るも野に在るも、その主義とする所を變へない、諸君これを記憶せよといふ語を以てした、これは廟堂諸君の等しく知る所である、彼の板垣退助君の如く征韓論を以て内閣を去りながら、數月を出でずして民選議院設立の建白書を上るといふがごとき舉動は予の敢てなす所でない、予は主義によつて政府を去り、その主義を以て民間に唱ふ、何ぞ出處の正しからざることあらん、予熟々近時の我が國情を考ふるに、政黨組織も進むべからず、政談演説も絶つべからず、必ずや日一日と多くなることと思ふ、

これのみでない、予が兄と共に憂ふべきことは今日の政黨者流の舉動である、彼等は政府といへば善惡を辨せず、郡吏、巡查さへも攻撃せんとし、民権といへば政府に抗すれば、得らるるものと思つてゐる、その最も甚しきものは彼の自由黨の類である、このまゝにして放棄し置かば遂には社會を破壊するに至るであらう、これ予が不敏を省みず自ら任じ、民間に在つてこれを矯正し、國家の保安を維持して聖天子に報ひたまつらんと欲する所以である、予豈徒に事を好んでこのことをなさん、

一郎問ふ、

公の意は能く諒解せり、然るに去る十五日夜、一郎の日報社長福地源一郎氏に會するや、源一郎氏曰く、大隈公の政黨組織は事實なるや、若し實事とせば予は一言せざるを得ない、他事は答むることもないが、公が貨幣の制は硬貨の主義を持する云々とは何ぞ、公は昨年まで大藏省の責任の地位に居つて、限りなきの紙幣を發行し、今日の紊亂を來しながら、今や却てその反對のことをいふ、公果して硬貨制を説くの資格ありやと、公敢て言あるや、

公答ふ、

大に言あり、福地氏のかゝることをいふは、予が前年の紙幣整理の建白を知らないからである、予は始めより硬貨の主義を持せり、彼の紙幣を發行したのは、誠に一時の權宜、止むを得ざるの處置であつた、予これを憂ひ、これが匡救の建白をなしたが、不幸にして採用されなかつた、政府若し予が建白を採用されたなら昨年にもその効を奏したことであらう、

一郎曰く、

さうですか、始めて承はりました、福地氏は公の建白を知らないからでしやう、また公が政黨に就て憂ふるものは、一郎も亦同感である、これを矯正しないと、我が國も佛國のごとき革命を免かることが出来まい、

公曰く、

さうです、今日の人は能く佛國革命をいつて我が國家の將來の事を憂ふるが、予の考ではそれより一層甚しいものがあると思ふ、何となれば、我が國の秩序の破壊されたことは彼の國より甚しい、佛國のごときは我々と異ひ舊制秩序の破られたものは却て少ない、その破られたものは巴里近傍だけで、遠隔僻陬の地方では意外に秩序が保存せられ、今に門閥を尊み、貴族の跡を慕ふの風がある、我が國はこれより甚しい、穢多非人の名稱を改め、士族が華族の上となり、平民が士族の上となるなど、社會秩序を破り、某村を以て某村に併せ、某郡を割て某國に編入するなど、行政区劃を改廢する、實に名狀すべからざる勢である、かゝる形勢を馴致したことは、予輩もまた預て責任あるが、この勢をこのまゝにして、秩序を與へないと、その害や佛國革命の上に出ることと思ふ、

一郎曰く、

公のいふ所一々同感なり、一郎去歲長野縣下に遊び、深く地方の情態を察するに人心殆んど二分してゐる、二分とは壯者と老者で、壯者は目的なしの道中をなさんとし、老者はこれを不可とする、壯者は樂み、老者は悲む、この勢に乗じて演説者が煽動する、混沌紛亂の狀實に甚しいものがある、一郎この狀を見て驚て歸り、民權家に會してこれを矯正せんとし、沼間氏、板垣氏に屢々行つて議論したが、何れも情實あつて駄目だ、抑も今日地方民心の分るるのは政黨が確定しないからである、

公曰く、

誠に然り、國家秩序の破れたこと今日より甚しいことはない、父子兄弟の間にも道德は重んぜなくてはならぬ、父が子を猥りに叱咤するのは不可であるが、子の禮を失するのには更に不可である、これによつて考ふれば、冠婚葬祭の禮なども重んじなくてはならぬ、

一郎曰く、

公の憂は一郎と同一である、公の言ふ所によつて考ふれば、公が今回の舉は誠實と言はねばならぬ、だが一郎が公のために憂ふことは、公は昨年十月辭職して今日卒然この舉あり、政府の人は必ず大隈は民間に下つて不平を洩さうとするのだといふであらう、一郎尙に公が誠忠の志を抱て不誠の評を得んことを恐る、一郎過日板垣君に向つて、我が國の民權論南海より發したので政府と非常の軋轢を生じた、若し民權論が奥羽邊より發したなら恐らくは今日の軋轢はなかつたであらう、その故は政府の人は西郷干戈を執つて敗を取つた、板垣は舌戰を以て勝たんとするのか、それは鄙劣であると思つた、一郎も當時さう感じた、若し君にして十年の役に黙して専ら帝室に忠を盡し、翌十一年頃から徐々と民權を唱へたなら今日のごときはあるまい、君が十年の役に乘じて、その説を唱道したのは君のために惜しむと、板垣君も成る程さうであつたと首肯された、今公に對してもこの情がある、

公曰く、

誠にさやうな情もあらう、しかし予は飽までも至誠を以て立ち、忠愛を以て貫かうと欲するのである、

一郎問ふ、

假令如何なる攻撃を受け、また如何なる評論を蒙つても公は誓つて怒らないか、

公答ふ、

いや何んで怒ることあらん。予は昨年退職に際しても少しも怒らなかつた、

この問答は能く大隈の政黨組織に對する意志を説き盡してゐるが、藤田が保守的の人だけに、兎角大隈の言も秩序をいふこと多くして進歩を語る事が少い。これは大隈の語らざるによるか、藤田の記せざるによるかは知らない。だが大隈の理想は社會の秩序を維持するのみでなく、更にこれに進歩を與ふことである。大隈は改良前進は天地萬衆の常則であるといひ、改進黨は萬國の風潮であり字内の輿論なりといひ、守舊の内實を掩ふに漸進の外貌を以てするのは、予の最も排斥する處だといつてゐた。この意を説き盡したのは、大隈が明治十五年三月十日立憲改進黨の結黨式に當つて、改進黨人に告ぐといふ辭である。これは大隈の意を受けて小野梓の起草したものである。

政黨組織の意見を詳かにし得るためにその全文を左に掲げよう。

維新中興の偉業は一二民族が政權を専有するのを排却し去ることを目的としたのであるから、政府はその當初の素志を何處までも貫いて、上は皇室の尊榮を計り、下は萬民の幸福を修むること誠にもその本分であるまいか、否四海一途、庶民をして倦まざらしむべきは明治政府の宜しく勉むべき所ではないか、たゞ、内閣諸公は

果してよくさうした徳を具へて居るであらうか、よく其の義務をつくしたらうか、天下具眼の人々は必ずその實相を知つてゐよう、唯私は一二民族が我が帝國の政權を専有するのを排却せんがため、中興の偉業を翼賛し奉ることに力めた一人として、今後と雖も依然その主義を持って變ずることがないであらう、否益々その志望を固うして維新中興の偉業を大成し、帝國萬世の基礎を建て、そして、皇室の尊榮を無窮に保ち、人民の幸福を永遠に全うせんことを冀望する次第である、

ところが世上間々自ら稱して尊王主義の黨派だと唱へ、その善徳あり氣に修飾するものがある、然しその多くは一二民族を以て皇室の藩屏にあて、或は兵力を以て皇室を守らんと欲するものに過ぎない、甚だしきは君主を表面に露出して直に行政の衝に當らせ給はんことを冀ひ、皇室を推して危険の地に立たせ給はむことを欲するものがある、

そんなことで果して皇室の尊榮を計ることが出来やうか、否斯かる事を以てしては、皇室の尊榮を謀ることが出来ない、たとひそれが出来ても、これ一時の浮榮である、私はそんな浮華、暫且の尊榮に満足することが出来ない、勿論皇室が尊榮を保持し給ふには自らその道がある、萬衆が幸福を享有するにはその則がある、苟くもその道と其の則とを得なければ、之を冀ひ之を望むとも到底之を得るわけにゆかぬ、諸君、わが黨は政治を改良前進して、その無窮の尊榮を保ち、その永遠の幸福を全うしたいと冀はないものがあるなら、私はそれらの人々とその進路を共にすることを欲しない、今や海内の鎖鑰は開放して閉ぢず、海外改進黨の風潮は自在にわが

國に流入して而もその勢が甚だ盛んである、宇内の輿論が全く改進に傾いた今日、大膽にも之に逆行しようとするは笑殺すべきである、況や事物の道理よりすれば改良前進は天地萬衆の常則である、試に各種の事物を取つて之を吟味せられよ、其何等の事、何種の物たるを問はず、皆疎より精に改り、雜より純に進まぬものはない、日々に改良し、月々に前進してやまぬではないか、然るに今傲然として之に抵抗し、天地の大勢に背かうとするのは誤である、

私は明治の初年から政治の改進を以て自ら任じ、維新政府の大政に參與して、微力の及ばん限、その改良前進に力を致した、唯政府の組織に依つて、私の懐く冀望を十分に満すことが出来なかつたので、随つて間々諸君の意思をさへ満足せしめ得なかつたことは、私が最大の遺憾とする所である、けれどもわが帝國の風潮は漸く改進の事理を冀ふ勢となり、剩へ諸君の輔翼を辱うするに至つたので、私は早晚社會の信用を得て、その遺憾を慰むる愉快があらうと信ずる、政治の改良前進はわが黨一致の冀望で、私が平生の所志である、けれども之を實現するには、必ず順正の手段と著實の方便とに由るべきである、私は天下の道理を實行するに、二つの道があるやうに思ふ、その一は直行して道理の極所を查出して、その手段と方便とを求め、進歩して之に達することである、願ふに政治を改良し、前進するにも必ず以上の二途に由らねばならぬ、けれども道理の極所を查出するに及んで、直行之に至らむことを冀ふのは、チャンチャツクルウソオの餘流で、その極は社會の秩序を紊亂し政治の改進を妨碍するに終るであらう、それは我が黨の冀ふ所でない、故にわが黨はかの政治を改良前進する

に當つて、順正の手段と著實の方便とを求め、追歩してその目的を達するに至らんことを冀ふのである、唯我が黨は手段と方便とを求め、我が政治を改良前進せんと冀ふ、故にルウソオの餘流を汲み、『ジャコビン』者流の二の舞を演じ躁急激昂、以て過激の變革をしやうと冀ふものがあるなら、私は之を卻けてその進路を與にすることを欲しない、私は爾く急激の變革を排するが、我が黨はその守舊の内實を掩ふのに、漸進の外貌を以てする黨派と區別することが肝要である、

唯だ我が黨は政治の改進を尙ぶの政黨である、順正の手段と著實の方便とを求め、做し得るだけ完全に政治を改良し前進せしめたい、それで爲すべき機會に逢つて爲さず、名を漸進に藉つて故らに遅々として私利を暗射するが如き黨派とは類を異にする、

二 明治二十一年入閣の事情

明治十四年十月薩長のクーデターで廟堂を追放された大隈が、再び二十一年二月、當の政敵黒田清隆及び伊藤博文と握手して廟堂に立ち、外務大臣として條約改正の難局に立つことになつた。昨日の敵は今日の味方、測り難きは政治家の運命である。

大隈が再起するには、充分の理由があつたらうとは誰しも想像することである。黒田は反對黨の首將である。伊藤には煮湯を吞まされた。如何に樂天的の大隈でも七年前のあのことは忘れまい。それが卒然として入閣する

には、それだけの理由があつたであらう。併し大隈が如何なる條件で如何なる確信を以て入閣したかといふ詳細のことに就ては、從來全く不明であつた。谷干城の日記の明治二十七年一月九日の條に、谷が渡邊清と共に伊藤博文を伊皿子の邸に訪ふたことを記し、

二十二年大隈氏を容るる時の相談の爲、黒田、伊藤、大隈三氏の會合屢とあり。其の時大隈氏誓約の草案を持ち來りたり、其第一條に曰く、一薩州の首領黒田伯と長州の首領伊藤伯誓言する云々十年間は聯合内閣を維持し、十年後は漸々政黨内閣と爲す云々の文字あり、伊藤氏怒て座を起ち歸り去る。而して黒田氏の書記官長たりし小牧某追來り、先刻の書面は直に火炎中に投じたれば左様心得へ呉れよ、と申し來りしとの昔し談ありと記してあるので、或は入閣條件の一條はそれであつたかとも考へられるが、併しこの書き方は伊藤に都合のよい話のやうで、充分の信憑が出来ぬ。それに金子子爵は憲法取調の時に、大隈が憲法の冀望書を持つて來たのを伊藤公はストーブに投げこんだ。それはその日に伊藤公から直かに聞いた話だといつて居られる。何んだか大隈と伊藤の相撲は何時も伊藤が勝つたやうである。そんなことは別問題として、大隈が入閣の真相は明瞭でなかつた。處が近年伊藤公爵家の文書の一部が、世に公にされたので伊藤方面の消息を知ることが得たが、私は大隈文書中で矢野文雄の書翰を得たので、こゝに併せて紹介することにしよう。

伊藤博文秘録によれば、左のとき伊藤の日記がある。

明治二十年八月二日午前九時、黒田清隆ヲ三田ニ訪、條約延期ノ始末ヲ談ズ、及谷干城辭職ノ顛末ニ至ル、

同十四日同氏ヲ同邸ニ訪、外務大臣井上官ヲ辭セントスルノ大意ヨリ、同人ノ請求ニ出ズル大隈重信ヲ後任ニ擧グルノコトニ及ビ、大隈諾否ノ意向如何ヲ探問スルコトヲ黒田ニ依頼ス、

同二十三日黒田氏ヲ訪セ、時事ヲ談ジ、尙大隈ノコトヲ重テ依頼ス、

これで見ると大隈の入閣問題は、二十年八月井上外務大臣の辭職を思ひつた時から既に起つて、井上が最初の發議者であることが知られる。これは大隈と井上との關係を知るもの何人も首肯することである。

さてこのことが愈々事實となつて大隈に入閣の交渉が開始されたのは何時からであるか、また大隈は如何なる條件を提出してこれに答へたか、從來不明であつたが、次の矢野文雄の書翰によると稍々明瞭となる。當時小野は既に歿し、矢野が大隈の參謀格であつた。同年九月十日の大隈宛の書翰に、

拜啓仕候、昨日御話之事ハ非常に御大切之儀ト相考候ニ付、愚存左ニ奉申上候、

一、先方之申分ヲ髓ムルハ一日モ急ニ被遊度候、二日にても、三日にても後ル、程、成ル事モ敗ル、ノ恐有之候、

此方より一番に新紙にて、天下ニ吹聴スレハ此方に利アリ、若シ他ノ新紙等に種々ノ浮説ヲ構造セラレ、最初に流布致候ハ、世人には先入主ト爲リ、其後如何に辨解スルモ、功力薄キヲ明白ニ御座候、同十日ヲ出テスシテ、此度ノ事ハ他ニ洩レ可申候、(寺島ノ手より、之田邊ニハ筒拔ケナレハナリ、十日ヲ待タス)然レハ何事モ次週間ニ相運ヒ、其事の大略ヲ第一ニ此方ノ思通り、世に示スヲ肝要ニ御座候、地方ノ六十餘州ノ諸新紙ハ第

一、二掲ケタル東京ノ新聞ヲ拔萃致候（眞偽ヲ問ハス）得ハ也、一日モ急ニ御髓メ相成度キハ、蓋シ左ノ條々ト存候、

一、先方ノ後來ノ主義如何、

一、役割如何、

一、後藤、板垣等ハ如何、

右タケ相分リ候ハ、充分ト存申候也、

右之上にて左ノ如ク望ミ度候、

一、双方より主義上ニ付、退讓シテ折リ合ハレ得ルヤ否ヲ議スル爲メ、内密ニ双方ヨリ二三名ノ委員ヲ出シ、穩ニ懸合ヲ爲シ度シ、之ヲ諾スル否ヤ、

右懸合ヲ始ムルコト爲レハ、『最早ヤスキタマヒ迄運ヘリ、其ノ成行キ如何ナラン』抔ト、新紙にて世上ニ吹聴致シ宜カラント存申候、ケ様ニ公明ニ爲サ、レハ、攻撃群集可致候、尤モ其前閣下親ラ『秩序アル靜穩進歩之主義ナルコト』ヲ、先方江御話シ被遊候方ト奉伺候、

○先方に望ム條々愚見、

一、國會開設八年以内にハ遅クトモ責任内閣ト爲スヘキコト、

一、選舉資格ハ十圓以下ナルヘキコト、

一、明治年（廿二年）に國會ヲ開クヘキコト、

○此方ノ諾ス可キ條々、

一、斯ク漸々改進ニ向フ上ハ力ヲ盡シ、暴激ノ改革ヲ防止シテ、現カビ子ツトを助クヘキコト、

右ハ倉卒ノ思慮に候得共、此節柄故申上置候也、尙ホ月曜早朝可能出心得ニ御座候、

九月十日

謹言

これは矢野が大隈から入閣の相談を受けて、一夜熟考の後大隈に呈した意見である。矢野が大隈から聞いたのが九月九日とすれば、大隈が入閣の交渉を受けたのも確かにその頃に違ひない。前記伊藤の日記から考へてもさう思はれる。矢野の最も考慮したことは改進黨總裁としての大隈の出處を明かにし、伊藤、黒田に對して充分の地歩を占めて置くことであつた。それには進んで新聞を利用して公然と入閣交渉顛末を掲載することと、大隈の主義主張を明かにし、畢竟平素の主義を實行するために入閣するのだといふことを示さねばならぬといふ點であつた。

大隈はこの意見によつて専ら交渉し、これが認めらるれば入閣する、さもなければ御免蒙ると云つて聽かない。大隈の主張は當然のことであるが、伊藤としてはさう容易に大隈の提出條件に同意する譯にも行かなかつた。これは後に述べる。そんなことで大隈の入閣談は容易に進捗しなかつたのである。だが大隈を措いては條約改正の難局に立つものがないから、伊藤等は是非とも大隈を引出さうとする。大隈はそんならこち等の要求を承

諾しろといふ。いやそれは困る、それで出るの出ないのと、伊藤、黒田と大隈、時には井上馨も加はつて會談したが埒があかない。大隈も我慢がしきれず、矢野にとつても駄目だ、談判は破裂だよといふこともあつたが、矢野はまあ辛棒が大切ですといふ風で大隈を慰めた。だが改進黨を率ゐる大隈の進退は重大だ。飽くまで公明正大、天下に對する辭がなければならぬ。矢野がその頃大隈に與へた他の書翰がある。彼は大隈の地位を思ひ、改進黨の主義を實行するに足るだけの條件だけは、是非取らねばならぬ。これは今日閩門の盛衰の分れ目であり、また部下に従屬する數百人の興廢をも生ずる重大な危機であるといつて、大隈を勵ました。

拜啓仕候、結局之御相談も最早ヤ近ヤト奉察候、今日ハ御閩門之盛衰ノ分レ目なるのみならず、御部下ニ從屬スル數十百人ノ興廢をも生ずべき危機ト存候ニ付、重て而卑見申上置候、(參趣可仕心得ノ處、賤恙未愈、此先キ一週間ハ別而大切ノ時ト存シ、其爲メ勉て加養仕居候)閣下が部下に件々ヲ明示せらるゝも苦しからずトの承諾を先方の兩氏より、隨に得置かるゝ事、最も大切ト存申候也、

第一、兩氏ハ遅クトモ廿三年後、七八年以内に議院内閣の仕組を設るの覺悟なる事、(若シクハ此の要求を承諾同意セシメ)御意見ニ符合セシト云フヨリ、寧シロ御意見を承諾セシト云フ方が宜シト存候、乍去ラ其邊ハ唯實ヲ主トスルノ外ナシト存候、

第二、選舉資格ハ府縣會之度より高からずトノ覺悟なる事、(或ハ之を承諾セシ事)

前同斷、

第三、秩序ある進歩を爲シ、暴亂に陥ラシメサル様に、三人力を合はすへき約を爲せし事、

第四、右之主義行はれざるに於ては三人進退を與にすべきを誓約せし事、

右四ヶ條を部下に明言せらるゝも、決して差支なしトノ承諾を明白に取り置かれ候事のみ唯々御大切之御儀ト奉存候、御一族ハ不及申、部下數十百名は迄苦樂を與にせし者共が、後來之盛衰興敗は唯々右之條々に籠リ居リ候事ト奉存候、右ハ兼て既に貴意を拜承致居候得共、何分にも重大之儀故、此際又々申上置候次第に御座候、右之外にハ別に御大切ト奉存候程之事も無之、唯愈々御結局ト相成リ候後ノ事ニ付、一二思出シ候儘左に相認申候、

一、御拜命ノ前日(是日より早クニテモ不可、後レテモ不可ト奉存候)ニ即チ御用召ノ命アル當日、部下の重なる人々を召集せられ、進退之御意見を御演述被遊度候事、

一、右之御演説ハ世に公にする事、(此レニテ世上ノ毀譽ヲ來タスヘキ御大切ノ者ニ候得ハ、右御演説ノ下書キハ貴命を承ケ、小生起草仕度候、他人にてハ何分不安に存申候得ハ也、)

一、右之下書キ出來之上ハ、島田、肥塚、犬養、小生、箕浦、加藤の六名を召集せられ、字句文字上を尙ホ評せしめられ候得ハ、後來之御都合尙更ニ宜シカルヘクカト奉存候、(御相談結局ノ日ヨリ重モナル人々集召ノ日迄ハ、少クモ一兩日ノ猶豫アルヘクト存候、然レハ右之事モ被遊得ヘク歟と奉存候、)

明治二十年

大隈重信様

といふので、二十年とあるのみで月日はないが、前記の書翰の後で、談判が可なり進捗してから後のことであることは明かである。また大隈が愈々入閣と決定したなら、重なる黨員を集めて大隈にその入閣の理由を演説して貰ひたい。その演説の草稿は私に起草してください、他人では不安心だ。尤も草稿が出来たら島田、肥塚、犬養、小生、箕浦、加藤の六人を呼んで相談してくださいといふところが面白い。當時大隈と矢野との関係、及び改進黨員との関係がわかると思ふ。

さてこの書翰を得た大隈は最後の切り札として、矢野のいふ条件を提出した。伊藤は大いに困つた。それは大隈の要求には二重の意味があり、伊藤に實行を約束すると共に、その約束の条件を公表するといふのだから困つたのであらう。伊藤が火中に投じたといふのはこの時のことらしい。伊藤は何故それ程頑強に大隈の要求を拒んだか、この理由は從來充分に明瞭にされなかつたが、伊藤博文秘録と矢野の談話とでわかつた。伊藤家には當時山縣から伊藤に寄せた書面がある。それには此の頃の改進黨の内情を調査した處が、圖らずも同黨の矢野文雄の書面を手に入れたから、御覽に供するといふ意味のことが書かれて矢野の手紙の寫が封入されてあつた。それは矢野が同黨の山田武甫、嘉悦氏房兩人に宛てて大隈入閣交渉のことから、提出条件のことまで報告したものである。山縣は窃かに矢野の書翰を手に入れて憤慨した。政黨の首領と入閣条件を議するなどは大權の私議である。許すべからざることだ。まさか伊藤や黒田がこんな僭竊なことをしはすまいと、表面ごく平穩に近頃こんな書面を得たなどといつて伊藤に送つたものである。未だ當時の時勢に山縣にかう釘を打たれては、伊藤も黒田も

どうすることも出来ないのである。

かくて大隈は所謂精神的諒解だけで入閣することになつた。なぜ大隈は今一踏張り頑張らなかつたのであらう。これは伊藤の眞意が明かになり、前途の見込がたつたからであるのは申すまでもない。こゝに元老院議長大木喬任の書翰がある。明治二十一年一月二十七日のものである。

寒氣強御座候處、増御多祥奉拜賀候、過日ハ御來駕奉願候得共、早々之至御迷惑被成候事と奉恐縮候、却説、今日ハ兩伯へ御談合被成候期日ト奉存候、過日御内々拜見仕候御演説之下書ニ就キ、其節鄙意糺述仕候處、御聞取被下、別ニ可申述義も無御座候得共、いかにも婆心難默止處より、尊意ヲ犯シ、尙又左ニ申述候、過日も申述候通り議院内閣云々之如キハ不及申、我開新主義云々ノ文句、或ハ人民ノ過半數之人望云々、又兩伯ト條約らしき事等、明言アリテハ、如何やと傍觀之點より觀察し、而も不穩ル歟ト愚考仕候位ニ而、況ヤ局面ニ被當ル人ニシテハ、必ス困却、折合六ヶ數カルベク被察候、左候而ハ折角是迄御纏リ候事、萬一瓦解致候様相成りも致ス間敷候得共、爲天下幾重にも不堪杞憂候、而シテ天下之論の多キ中ニハ、餘リ無謀之御主張ト謂者なきヲ必ス不可、是亦可惜之事奉存候、今日ハ餘程御注意相成度切望之至ニ不堪候、實ハ昨日ニモ參上、今一度内見被差許度心得之處、元老院無據義ニテ閑暇ヲ不得、去迎今日ニさし通り候義ニ付き、婆心之次第申述候、多罪御海恕被下度幾重にも奉願候萬糺は拜顔ニ譲り頓首再拜、

一月廿七日

大隈 大兄

大木喬任

これは大隈が入閣前五日のことである。最後まで大隈が要求条件を捨てなかつたことが察せられる。だが大木は大隈の条件を不穩當なりとし前々から彼にその撤回を勧告してゐたが、この日も固くその意見を持して彼に説いてゐる。この演説云々といふのは矢野がいふ黨員に告ぐるといふ演説ではないかと思はれる。大隈は演説草稿を大木に示して、これで伊藤と談判するのだといつて意見を求めたものであらう。大隈の主張を以て無謀といふもののあるといふ處は當時の時勢を見るべきもので、政黨以外の人の考はまだそれ以上に進まなかつたのである。大隈としては議院内閣の主張を捨てては入閣も無意味となるから、大木の勧告には困つたことであつたが、この濃厚な同藩の友人の忠言は無下に斥けられなかつたと思はれる。以上は大隈が明治二十一年二月一日、外務大臣就職に至る顛末である。

大隈の入閣は朝野共に歓迎した。彼を知ると知らざるとを問はずこれを歡んだ。西園寺公望はこの時獨逸公使として伯林に駐劄してゐたが、大隈入閣の報を得て大いに喜んだ。彼は我が政界が、十九世紀の今日に於て今尙ほ薩長などといふ小さな中で、情實で動いてゐるやうな趣あることを見て頗る遺憾としてゐたが、大隈の入閣を聞いて我が政府の範圍を擴める第一歩であると喜び、二十一年三月二十二日、井上馨に書翰を與へてその意を通じ、將來一層の奮發を望んだ。

○前 大隈氏入閣の義ニ付而は、昨年御盡力相成候結果なる歟、考ふるに更ニ御盡力有之候事と奉存候、是ハ我略 政府の境域を廣めたる第一歩ならん、亦可賀、實雖然此儘諸方の折合等ニ汲々して、一層憤進の道を講せざれば、久しからずして又々舊に復し、萎軟不振ニ歸すべし、今一步御盡力不堪冀望之至候、抑歐人の吾東方ニ榮顯するハ元より論なく、苟も今日第十九世紀の終に在て、猶一小彈丸の政海に動搖し、舊習固陋の情波ニ惑溺するの時ならんや、是小生の日夜慷慨、吾邦先覺の人々に遺憾有る所以也、○後

三月二十二日夜

第五章 條約改正問題

一 條約改正に就て

明治二十二年大隈が黒田内閣の外相として條約改正の任に當り、群議囂々の中にその所信を斷行せんとして隻脚を失ふに至つたことは、彼の一生に於て特筆すべきことである。大隈文書中には、これに關する文書が極めて多く、中には從來傳へられた謬説を訂正するに足るべき史料もあるから、これによつてこれまで知られなかつた事績を紹介し、或は誤り傳へられたものを正して見よう。

條約改正の難局は大隈によらずんば打開されずとし朝野共に彼の手腕に期待した。伯爵柳原前光もその一人で

あつた。彼は大隈が外相就任と聞くや大いに歡び、書を以て慶賀の意を表し、早速自己の懷抱する外交意見を披瀝して大隈の注意を惹いたが、二月六日更に大隈に送るにその著外交政略編一冊を以てし、且つ從來のごとき各國聯合會議の不利なることを説いて數策を獻じた。彼は華胄界の俊髦で西園寺より寧ろ先輩である。明治七年には清國公使として臺灣征伐外交の難局に當り、明治十三年から十六年まで露國駐劄公使として彼の國にあり、歐洲外交界の事情に通じ、歸朝後實動局總裁であつた。大隈とは特に親密であつた。

條約改正のことたる到底連合會議は外國の利にして、我の不利に候故、此連合を破り、我に合縱せしめ、治外法權を廢し、國法に服せしめ、内地雜居を許すにあり、然る時は第一、約文に所載、殊典特遇を餘國に及すの意義を正すにあり、第二、法律以下内政を整理し、彼をして指斥する處なからしむ、第三は友國を誘ひ、同意せしむるにあり、最初に米をして應援とすべし、且英獨佛東洋に對し、互に拮抗する權衡形勢を看定せざるべからず、第四は此大事を決行するは、我に合縱せしむるの祕策ゆへ、預しめ洩漏するを嚴防せざるべからず、第五、斷然決行の時、假令ひ外國より暴迫するも、朝野一致、全國の力を以て、之を禦くにあり、是其要略也、御新任後御多事恐察候間、態と猶豫、十日後に參館、蘊奧吐露可供御參考候、内要耳不盡、

彼は別に國別談判といはないが、連合會議を破り我に合縱せしむべしといふのは、此の意味に外ならないのである。大隈が從來の連合談判の方法を斥けて國別談判の方法を採用したことは、前任井上外相の失敗に鑑みたことで、必ずしも柳原の獻策に據つた次第でもあるまいが、彼がいふ所の四策は悉く大隈が條約改正の方針として用

ひたものであるのは、頗る面白いことである。

柳原のいふ第一は最惠國約款のことで、大隈はこれに對して極めて斷乎たる決心を有し、最惠國約款とは元來條件附で與へる讓與である。彼より我に與ふることなく、無條件でこれを得ようとするのは無法であると鞏固な決心を持つてゐた。第二は法典編纂のことで、申すまでもなく大隈はその完成を期して努力してゐた。第三は大隈が先づ米國と獨逸に成功し、その勢を借りて他國に及ぼさんとした方策で、大隈は獨特の外交手腕を振ひ、列國の形勢を相互に利用して我に有利に導かうとして苦心慘愴した。大隈が外交の談判折衝の状を見ると、蘇秦等戰國時代の説客を想はしむるものがあつた。第四は大隈が嚴秘的の政策で、外交交渉の經過は一二閣僚の外は知らさなかつた。第五は外國の反對は舉國一致でこれを禦ぐべしといふので、大隈が後に英國のみ獨り頑強で我が要求に應じないので、遂には英國に對して條約を破棄すべしといひ出して朝野を驚愕させた彼の強硬手段であつた。

かう見ると柳原の大隈に獻説した五策といふのは悉く大隈が條約改正の方策となつたから、この書翰は頗る興味あるものと思ふ。だが大隈は第四策のために條約改正案は閣議にすら上せないもので、全く彼の專斷から出たもののごとくに非難され、第五策の強硬手段は彼が例の無鐵砲主義から出たもので、國家を破滅の深淵に導くもののごとく思はれ、伊藤などを非常に憂慮せしめたばかりでなく、舉國一致の理想は早く破れて、遂に内部から大隈の努力を崩壊したのは、彼として豫期しないことで柳原もまた深くこれを遺憾としたことであらう。

二 改正案の提議

大隈の條約改正に就て從來可なり誤傳、謬説が行はれてゐたことは後に詳説するが、大隈の外交談判振りなども從來はたゞ單に強硬といふのみで、その詳かなることは少しも傳へられてゐなかつた。私は大隈文書中に幸ひそれ等を知るに足る文書二三を發見したので、それによつて大隈の外交談判振りと外國駐劄公使の督勵振りとを述べて見よう。

大隈の條約改正を最初に提議したのは獨逸國であつた。これは彼の大いに考へたことで、當時獨逸が最も我が國に好意を有してゐたので先づこの國と改正を了し、その勢を以て他に及ぼさうといふのである。さて閣議も終り御裁可も得たので、彼は獨逸臨時代理公使フォン・ウワルツハウゼンを外務省に招き、條約改正案を手交して交渉を開始した。これは明治二十一年十一月二十六日の午後一時であつた。初冬の東京は可なりに寒い。大臣室の暖爐には既に石炭が赤々と燃えてゐた。大隈は愛嬌能く公使の來省を謝し、條約改正に關する書類數通を手交した上で、やがて嚴肅な態度で一文字の巨口を開いた。

大隈 本案は疾くに貴國政府の内覽に供する筈であつたが、内閣多事なために早く議決にならなかつたので今日まで延引いた、今度漸く議決になつたから、貴下に御渡しする、どうか貴國政府に轉送なされたい、と大隈の言葉が未だ終らぬ中に、公使は質問を發した。

公使 御言葉中ですが、本案は内閣の議決を経たものでありますか、樞密院はどうですか、

大隈 無論のこと内閣の議決を得ました、だが樞密院には未だ諮詢されません、

と無雜作に答へた。大隈は更に語を改めて、

本案は我が政府に於て充分の深慮と熟考とを費して決定したもので、實に帝國政府最終の決心を表示したものであります、されば本案の大主義に於ては、今後如何なることがあつても變更することは出来ません、獨逸政府に於きましてもその御積りで評議されることを冀望致します。

若し幸に貴國政府が帝國政府の決心を諒とし、本案に同意下さるならば他國は差し措き、單獨に貴國とのみ新條約を締結致したい、これは帝國政府の最も喜んで爲さんと欲する所であります、

公使 御言葉の趣意は篤と領承しました、だが獨逸とのみ新條約を結びましたなら、他の諸國から最惠國條款を申立つて、その利益に均霑しやうとして來ましやう、その時は如何御處置なさいますか、

と突きこんで來た。これは獨逸公使ばかりでなく、日本でもその點をひどく心配してゐるものが多かつた。併し合同談判を避けて國別談判を主張した彼には、疾くにその解決はついてゐた。その質問は豫期してゐたことであつた。

大隈 いや最惠國條款の件は決して御心配には及びません、元來條件付で與へる讓與を無條件で得やうといふのは、誠に無法のことです、萬國公法にもかやうの實例はありません、現に先年（千八百七十三年）伊太利

政府の冀望で、日本の法権に従ふといふ約束で、伊太利人に内地旅行を許すといふ條約を結ぼうとしたことがありました、

當時歐米の各條約國は若し伊太利に於て右様な條約を結ぶことあらば、これは西洋諸國が東洋國に對する政略上に一新例を開くもので、従前施行し來つた一致の進退を破るものであると嚴重に反對したので、遂に中止になつたことがあります、若し最惠國條款なるものが條件の有無に關係なく權利のみを享有することが出来るものとしたなら、各國政府は決して心配なく伊太利に條約を締結させて、自分達は條件即ち我が法権に従ふことを承諾しないで、權利即ち内地に旅行することのみを請求してもよろしい譯であつた、何を苦んで伊太利に勸告することの必要がありませんか。そのこれをなさなかつたのは最惠國條款によつて、支配されることを願慮した結果ではありませんか、

公使 御意見の趣は能く了解致しました、全く御同意であります、併しこの問題に就ては、萬國公法學者の中にも二派あります、一は貴説の趣意を主張し、一は反對の説を主張して居ります、必ずしも一定してゐません、だがその問題は後のことに致しませう、して税則はどう致しますか、獨逸人のみが改正案によつて高いものを拂ふ譯には参りません、獨逸が單獨に條約を結び、そのために他國人に比べて高額の輸入税を拂はしめられるといふがごときことは、到底爲し得ないことであります、この點はどう御考へなさいませうか、

大隈 御尤の御尋ねです、しかし御心配は御無用です、若し幸に貴國が單獨で條約を結ばんと決定なされたら

しますれば、その時は既に他國政府へも本案を提出し、談判最中でありませう、されば御心配のごとき場合が實際に起りましたなら、税則だけは他國と條約済の日まで實施を延期し、その間は現行條約で課税することに致しませう、これは御約束申しても差支ありません、

公使は大隈が明瞭なる答辯と斷乎たる決心とに満足し、交付された書類を一閱して一二質問を發したが、更にまた彼に向つて、

公使 今後談判の手續に於て會議を公開することがありませうか、

大隈 會議は開かない積りであります、大國に於て承諾の上は、自餘の諸國はこれに隨て進退することになりませう、合同に會議を開いて一國でも不同意を唱へると、其の他の國々は同意なるに係はらず事が成就せぬといふ仕組では、到底改正のまともなることはありませんから、

ときつぱりと言ひ放つたが、更に彼は顔色和らげながら、獨逸政府は從來條約改正に關し、容易ならざる好意を示され、國民は等しく感謝して居ります、この緣故を持ちまして本官は他國に先達ち第一にこの改正案を提示致した次第であります、何卒この意を諒として、他國に先んじ且つ祕密に同意か不同意かを回答されたい、尤も他の大國へも、時機を見て改正案を提示致します、それには貴國政府の回答を持たないかも知れません、

公使 能く諒承致しました、尙ほ御尋ねしたいことは、改正案を他國に提示するには、その國駐劄の日本公使

を經由して本國政府へ直接に提示されますか、それとも日本駐劄の外國公使を経てその政府へ進達せしめられますか、私の考では前者の方がよろしいやうに存じられます、日本駐劄の外國公使の中には、本案と全く反對の意見を持ち昨年あたり頻りに主張した人があります、若し彼等がこの案を受取りますと、これを本國政府に傳達するに自分の意見を附加することになりましやう、故に私は各國駐劄の日本公使から直接にその國へ提出致され、傍から獨逸若くは他の同情ある國がこれに賛成し働くことに致したなら、事の運びも都合良からうと考へます、これは僭越であります、御参考までに申上ます、

大隈 御好意は感謝致します、只今は先づ東京駐劄の各國公使より本國政府に進達せしめ、一方にては我が公使に訓示して駐在國政府へ直接交渉せしむる積りであります、だがこのことは國によりて一様ではありません、或る公使は既に本案に似た案を本大臣に發議して居ります、或る公使は全く本案を知りません、かやうな事情の相違がありますから、一二者の間に區別を立て、工夫しなくてはなりません、しかし御忠告は誠に有益であります、尙ほ熟考致しましょう、

とにかく獨逸政府に於ては、本案に同意を表示せられんことを深く冀望致します、本案は外國人の利益は充分に保護して遺憾なきを期した筈であります、

公使 閣下が糺したる所説は悉く諒解致しました、尙ほ私が冀望することは裁判所構成法を一日も早く發布して、その寫を外國政府に示すことでもあります、且つ外國人判事に關する特別の條規をも内定して同時に外國

政府に内示せられることが、極めて必要と存じます、拜受の條約書類は明二十七日の米國郵船に託して、本國政府に運送することに致しましょう、

大隈 御注意の程は承知致しました、これで御別れ致します、
と、これで條約改正案提示の最初の日は終つた。獨逸臨時代理公使は大隈に對して充分の厚意と信頼とを以て辭去した。公使が改正案は直接本國政府へ提出せらるべし、駐劄公使の中には反對の意見を抱いて却て改正を妨げる人があるからといふのは、實際のことであるために後に大隈も大いに困却したことがある。

三 大隈の強硬外交

大隈が條約改正に際して内外の反對を意とせず、その所信に邁進した態度は一世の偉觀であつたが、彼が各國駐劄の我が全權公使を督勵して、速かに調印を得て改正の業を成就しようと努力したことは非常なものであつた。若し公使が交渉に躊躇し、或は報告の期を誤り或は我が利益を擁護し、權義を主張するに多少なり怠慢があり、過失ありと認めた時は寸毫も容赦することなく嚴命を下してその反省を求めた。眞に秋霜烈日の態度があつた。某國駐劄公使の報告が偶々後れたといふので、大隈は糺としてその事實を指摘し、かくのごときは、抑も何故に有之候哉、本件ニ付極めて迅速の處辨を要するの次第は、是まで數十回の訓示により御熟知の筈と存候處、此度一篇の報告を爲さんが爲め、十數日を要するに至りたるは必ず正當の理由ありて然る事と存候、其次第詳細御

説明有之度候」といつて、痛くその遅延を責めたことがある。

佛蘭西駐劄公使田中不二麻呂が兎角遺憾の外交振りを遺憾として嚴に警告を發したことがある。東京駐劄の佛蘭西公使シェンキウイチは、我が國にといふよりも大隈に好感を持たなかつたらしい。兎角談判が進捗しない。大隈は田中公使の報告で、佛蘭西外務省では既にシェンキウイチに我が條約改正の提案に應じて開議するやうにとの訓令があつた筈と知り、また他の方面からの偵察でも、彼は確に本國政府から長文の訓電を受けて居るといふ事實が知られてゐるに關せず、大隈が彼と會して本國政府の開議の訓令は未だ無いか、若しあつたら早速談判を開始して欲しいと申込んでも、彼はいや未ださやうな訓令は到達して居らん、何れ訓令が到達したならといふのみで大隈が談判に應じようとしな。この故意と思はれるシェンキウイチの緩慢ぶりには大隈も憤懣に堪へなかつた。彼は早速田中公使に電報を以て貴官が前に予に報告したこと、シェンキウイチが予に告ぐることは頗る相違してゐる點がある。貴官は至急佛蘭西外務大臣に面會して右の事情を告げ、その何れが眞實なるやを質し、若し公使のいふことが誤解なりとせば至急訓令を發して公使の言を正し、我が開議に應ずるやうに話をされたいといつてやつた。田中公使はこの訓令をどう解したのか、これを佛外務大臣に尋ねようとして大隈に宛てて、かやうのことを外務大臣に問ふのは恰かも長官の行爲を批評するときことに當るから、閣下から今一度シェンキウイチに訓令のことを聞いてくださいとか、私は機會を見て申出づべしと只管佛蘭西當局の感情を害することのみを氣遣ひ、却て本國大臣の體面を思はない語氣があり數度の電文を往復しても決定しない

ので、大隈は田中の態度を怒り、四月八日嚴重の訓令を發した。その中に、

凡そ此種の談判を外國政府と聞くに當りては、多少其政府の感情を損するの恐あるに拘はらず、進んで我所望を貫かざるべからざる場合往々可有之ハ、今更申迄も無之義ニ候處、前文佛蘭西外務卿へ御掛合を要する事項は一切右等の危險無之、只同卿が貴官に告けたる事項を本大臣に傳報せられたる次第と、佛蘭西公使が本國政府より接手したる電報の趣意なりとて本大臣に告ぐる所とは、兩者の間に大なる差違有之、仍て貴官は外務卿に向ひ、前者、後者何れか實なるを問糺し、前者にして果して其實を得たるものならんには、佛蘭西公使は本國政府の訓令を誤解したるもの故、更に訓令を發して其誤を正され度旨を請ふに過ぎず、事極めて容易にして同國政府の感情を破る等の義は毫も無之筈と存候、然るに貴官が此事を爲すに躊躇して再三電報を以て同一の事を申越され候は、抑も何等の理由ありて然るか、本大臣は之を知るに苦むを遺憾と致候間、委曲の事情後便に御報告相成度冀望致候、將又兼て電報を以て申進候通り、條約改正事件は畢竟我政府の權利を主張するものにして、決して外國政府に對し恩惠を請ふものにあらず、従つて談判の際、無益に彼等の感情を害せざる様細心注意すべきは勿論なれども、若し必要な場合に際しては強硬談判を要すること往々にして可有之、況んや前文一事の如きは單に一回の問答を爲すに過ぎず、是等の事に迄先方の氣受如何を斟酌して、躊躇逡巡致居候様ニテハ、到底改正事業は成功の期有之間敷と存候間、今回帝國政府の決心は確然動すべからざるものなる旨を深く御服膺相成、自今本件御處辨の際一層御注意相成候様致度、切望之至りニ候、

といつて痛く警告して我が権義を主張するに憚ることなからしめた。大隈が條約改正に當る決心が想像される。今回帝國政府の提案は最後のもので、絶対に動かすべからざるものであるとの信念の下に邁進したものである。また條約改正は我が當然の權益を主張するもので、彼が恩恵を求むるものでないといふのが彼の固い信念である。彼が一生を貫いた強硬外交とは、この信念に發したものである。これは當然のやうであるが、幕末以來極度に外國を恐れ、ただ彼が歡心を失はざらんと勉めた我が外交に於ては極めて珍しいことである。

四 明治天皇の御軫念

大隈の條約改正の業がまさに成るに垂んとして、その外國人法官任用の一條が帝國憲法に抵觸するといふことから、在野から在朝、宮廷から府中と非難の聲が烈しくなつて大隈と黒田とが非難の衝に立つた時に、畏くも明治天皇がその改正案の前途に就て、宸襟を惱ませたまふたことは非常なもので、今日に於て當時を拜察しても恐懼に堪へぬ次第である。このさまは九月廿三日黒田首相が大隈に與へた書簡で察せられる。この日 明治天皇は條約改正案の非難の烈しきを見て非常に御憂慮あらせられ、侍從長徳大寺實則を以て黒田首相に御注意あらせられた。拜啓頃日は不得御意候へ共、御清榮奉賀候、陳者別紙只今到達即ち通覽、隨分六ヶ敷異見有之、先づ取敢ス御廻シ申上候、篤ト御覽置願上候、猶又御賢慮奉仰候、先日貴官舎へ松方大臣入來せられし一條、同大臣が逐一了承仕候、又今日は侍從長ヲ以テ、陛下ヨリ御氣付之次第左之通

昨今英ト談判、及ビ例の公文如何ナル都合ニ運び候哉、憲法十九條ニ抵觸スル事、多少構成法ニモ關係不少、從ツテ樞密顧問官中ニ反對説頗ブル有之、一體之情況不容易事故、篤ト閣議ヲ討議十分相盡シ、遺算ナキ様可致との儀ニ被爲在候、内密御通牒申上置候、書余拜青之上ニ讓候、此旨艸々敬具、

九月二十三日午後六時過

清 隆

大隈大臣殿

聖旨中英ト談判とは、この時大隈は英國との談判に成功すれば餘國は刃をむかひて解くべく、國內の非難も乗り切り得べしと信じてシヤニムニ突進してゐたので、天皇も頗るその成否を軫念せられてその進行を御尋ねあらせられたのである。例の公文とは政府で外國法官任用の憲法抵觸の嫌を避けるために、外國法官は歸化した日本國籍の外國人に限るといふことに定めて、公文を以て、これを外國政府に告知してその同意を得ようとしたことである。このことは八月一日の閣議で定めたことである。しかしこの公文告知は姑息手段であるといつて内外共に反對が多く實行が困難であつたばかりでなく、九月下旬には反對の聲焰が益々盛になつて來たので、天皇は深く御憂慮あそばされて、この御注意を黒田に與へて、速かに内閣會議を開いてこのことを議し、憲法問題に就て違算なきを期せよといふ恐れ多い思召であつたのである。

この書翰でも考へられるやうに、天皇は未だ條約改正中止の御考へはあらせられなかつたと拜察される。既に米獨露の三國とは訓印して、英佛二國とは折衝最中である。大隈はその成功の近きを信じてゐるやうだ。この大

業をこのまゝで放棄するのは残念である。さりとて條約改正案が帝國憲法の條章に牴觸するといふ非難にも道理がある。これを忽諾に附することは出来まい。何とか善い方法はあるまいか。これまで大臣等が世論のやかましくなるまで憲法牴觸といふことに気がつかなかつたといふのも迂濶であるが、過去のことは咎めても仕方がない。既にそこに気が附いた以上はそのまゝには差し置かれまい。速かに内閣會議を開いて善後の處置を熟議し、憲法上違算なきを期すべしといふのが天皇の思召で、侍從長を以て黒田首相に御注意あせられたのである。

されど黒田は條約改正の可否は既に八月一日の閣議で決定してゐる。憲法違反の攻撃は歸化法で防ぐことに決定した。今更ら議論の餘地がないと考へてゐた。それに伊藤樞相の態度に慍きたらなかつたので内閣會議を開かうとしない。遂には門を杜ぢて一切の外客を謝絶し、怒濤のごとき非難攻撃の聲に毫も耳を借さうとしなかつた。大隈もこの黒田の信頼と後援とを知つて紛々たる非難攻撃をもとめせず、専心英佛二國との改正事業の斷行に猛進し、事實を以て勝を制しようと思つてゐたから他を顧みない。こんなことで内閣會議は容易に開かれさうもなかつた。これを知つた反對派の人々は黒田を以て違勅の行爲ありとて非難するに至つたが、黒田は一寸も動じなかつた。

明治天皇はこの形勢を御覽あらせられて益々御憂慮あせられた。それで日頃信頼する伊藤に相談せしめ、伊藤、黒田、大隈の三人が膝を突き合はせて隔意なき熟議を遂げたなら何にか打開の策もあらうかと思召され、伊藤にも黒田にもその旨を傳へしめられたが、兩人の間は前述のやうであつたので、その會見はなかく實現され

さうもなかつた。この中に十月十一日伊藤がたうとう樞密院議長を投げ出して、條約改正から全く手を引いてしまつたので萬事收拾すべからざるに至つた。この事情は後節大隈と黒田との關係の條にも説いてあるから参照されたい。

この御軫念の状は、樞密顧問官で常宮御用掛として屢々宮廷に出入して拜謁を許され、親しく聖旨を承はることを得た佐佐木高行の日記に詳かである。

十月十日 參内常宮御用の義と申唱へたり、實は宮の御用は格別無之候得共、表面にては或は拜謁むづかしくと存候間、前件の通申上げ候處、直に被召出候ニ付、常宮伊香保御滞在中の義申上候、夫より今日の景況逐一申上候、(高行曰く)今日速に御英斷不被爲遊候ては如何様の變事出來候も難計、此頃は黒田大臣朝野の人に面會せず言論閉ち候事にて、殊に過日來内閣會議相開き、十分閣議一定候様御沙汰の處、都て遵奉不致、甚だ不忠の至と憤激候向々も不少様承はり候、一體今般の改正には實に向來御國體にも相關し、憂國の面々日夜苦心致候儀ニ付、何分共速に閣議相定まり、樞密院へ御下問被爲遊、厚く向來の義御勘考被爲遊候義、一刻も差置きかたく奉存候と縷々申上げ候處、(天皇曰く)成程今日は甚だ切迫の模様なれども、大隈の處にては只今英國へ談判中、其の上にて處分も有之様にも申居る、併しながら外交の事は伊藤等十分見込も有之筈に付、伊藤、黒田、大隈等篤と熟議致候上ならでは何とも致方無之ニ付、伊藤へも其旨申聞けよとの御沙汰有之候、翁是迄の御沙汰も種々奉伺、又高行よりも詳細世情を申上候、畢竟是迄御懸命相成候義に付、聖上にも聊か御遠

慮不被爲遊、又高行よりも何事も申上候事は御構ひ無之、談笑の中に十二分の義申上候事にて候、只々此の上伊藤と黒田との談合如何や、相互に十分の議論無之、ねちれ合に相成不申哉、其中大隈は背水の策にて外國公使へ談判致し、若し調印等出來候事に相成、露國等より聖上へ相迫り候様不相成哉と懸念致候、尤も此義は米國も差支有之、獨逸も急速には迫り候事無之、露國も決して差迫り候事は無之趣にて、先づ御安心ならんとの御沙汰も有之候、乍併大隈は實に權謀詐術の者にて、其の實は乍恐聖上へも實事は十分不申上様に被察候、伊藤なども大隈の虚言には今更驚き入りたりと申居候由、誰もたまされ居候様子なり、初めより判りたる事なり、高行などは大隈の爲人は御一新の頃長崎より以來の經歷にて大の○者なることは百も承知なり、伊藤など今日斯様の事を申すとは、實に過か、又は伊藤も矢張り相互の商法主義か、其邊は正道を踏み候者には不相分、向來も油斷不相成と存候、

右御沙汰の義密ニ奉伺候に、伊藤、黒田、大隈三人にて能々相談相纏り不申ては評議も出來間敷、何分伊藤は辭すと云ふ、黒田は時としては立腹する等實に困りたりとの御口氣に奉伺候なり、感慨に不堪事なり、右拜謁終り御前退出、元田に面會、何分伊藤は黒田と相談等には弱り込み可申程難計と申候處、元田も同感ニ付、幸ひ井上毅が大磯の山縣の處に参り居候間、伊藤に十分腹を据候様、元田より井上へ至急文通致候事に相成候、○明治

土と臣
高行

佐佐木の太隈を好まないことは今初めてでないが、かくまで大隈を罵つてゐるとは誰も知るまい。また彼が伊藤と

黒田とを會見させるといふのも、條約を成立させようといふのでなくて中止させようといふので、伊藤に腹を据えさせるといふのは中止論に決心させようといふのだからたまらない。また御談話中英國と調印出來て、露國より聖上に迫る云々といふのは批准を迫ることをいつたので、佐佐木などは縮盟國が一度に條約改正をしないで二三國のみ先きにするやうになり、他の諸國は條約を改正しないで利益のみに均霑しようとするの恐れがあるから、こんな不利益な條約は早く調印を破棄せしめねばならぬと運動してゐたのである。

佐佐木等が主張した條約改正中止の可否は今別に説くのは要はないが、彼等が御信用を利用してかゝる處置を取り反對運動に勉めたことは、眞に歎息を安んじたてまつる所以であつたかどうか。何れにしても宸慮の尋常であらせられなかつたことは申すまでもない。だが未だ條約改正中止と斷じたまう思召も、特に大隈不信任と拜することとも伺はれないことは大隈に對して嫌惡の情に燃ゆる佐佐木の筆にも見られるのである。

五 憲法違反論の擡頭

大隈の條約改正案に對する反對の中心は帝國憲法に違反するといふ點にあつた。乃ち大審院に外國人の判事を置き外國人の被告たる事件の最終裁判を掌らしむといふことは、憲法第十九條日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得といふ條項に違反し、延いて第二十四條及び第五十九條に抵觸することになるといふのである。この非難は改正案に對する致命傷であつた。抑々大隈は最初そ

ここに氣附かなかつたか、なぜかやうな案を出したのかその點を少しく考へて見たい。

大隈も初めそれ等の點に於ては相當考慮した。それで外務省内の法律家の意見を質した。處が當時同省の取調局長の鳩山和夫などは、いや差支ありません。憲法第十九條は日本人の權利を規定した條項で、別に外國人を日本官吏たらしむべからずとの禁止條項ではない。現に伊藤博文の憲法義解にも『日本臣民ハ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得ト謂フトキハ特別ノ規定アルニ依ルノ外外國臣民ニ此ノ權利ヲ及ホササルコト知ルヘキナリ』と解釋してゐる。伊藤も特別の規程を設ければ、政府は外國臣民を使役して文武官となし得ることを認めてゐる。國家に必要なれば外國人とて官吏として使用して差支ない。外國には他國武官を任用した例もある。外國人法官とて同じことだ。裁判所構成法及び法官任用法を制定すれば何等差支ないとの意見であつた。

大隈等も條約改正といふ維新以來の大業を成就し、治外法權の撤去關稅の改正といふごとき重大な權益を回復するには、まあそれ位のことには忍ばねばなるまい。積極的に憲法違反とならねば我慢する外はあるまいと考へたのである。大隈のごとく維新以來、外國人と對等といふことを目標として奮闘して來た人、従つて治外法權の弊害を最も痛切に經驗し目撃した人に取つては、また多年財政の局に當つて關稅の壓迫と不自由を痛感してゐた人に取つては、これ等の重大な權益を回復するためにはそれ位の犠牲を拂ふは止むを得まい。帝國憲法の精神から申さば多少の遺憾な點もあらうが、若し條約を改正しないとしたりなら、それこそ憲法違反どころか治外法權といふ憲法破壊、國家の體面蹂躪といふ一層大なる屈辱さへ忍ばねばならないじやないかといふのである。これは大

隈のごとき實利實益に著目する實際政治家としては當然の考へである。

だが正義と條理の外、何物も考へない理想家はこれでは満足しない。成る程關稅を改正すれば我が收入は二倍も、三倍も増加しよう、それも結構だが憲法を破つてまで得ようと思はない。治外法權も屈辱だが、そのために既定の憲法を破らねばならぬ理由はない。我々は先づ與へられた憲法を擁護して治外法權の撤去に進まねばならぬといふので、それ等の點を讓歩し我慢しなければ、條約改正は成就しないなどは決して考へないのである。これは理想家として當然な主張である。大隈も後には憲法違反の非難を避けるために、大審院に任用する外人法官は歸化日本人に限るといふことに定めて、これで反對論を押し切らうとした。これは大隈等が考へたといふよりは法制局長官井上毅等が考へたことであつた。だが反對者はこれは政府自ら憲法にメケ道を作つて、憲法に禁ずるの外人を任用せんとするもので憲法を凌犯するの甚しいものであるとし、政府の憲法違反を避けんとしないで、徒に反對論を避ける口實を得んとするがごとき所爲を陋劣なりとして一層猛烈に非難することになつた。

私は今更ら大隈等の主張の可否を論ずるものでないが、たゞこれ等の争は實際家と理想家との争で、いつの時代にも絶えざる問題であるといひたいのである。例へばこの後二年ならず、明治二十四年五月に大津事變の起つた時、松方首相や西郷内相等の政府大官は實際的立場から津田三藏を皇室に對する犯罪となし、死刑を宣告すべきことを主張した。これに對し大審院長兒島惟謙等は國法に立脚して皇室罪に擬する非を論じて屈しなかつた。松方首相は國家重きか、法律重きか、若し露國が怒つて日露の間戰端を開くに至らば如何せんとするかといへ

ば、兒島等は一法條を曲解するは帝國の生命たる憲法を破壊するものである。外人を恐怖して憲法を破壊し何處に獨立國の實あらんやといつて、内閣大臣の命令にも頑として應じなかつた。これは理想家としては當然の主張である。たゞこゝに奇とするは、條約改正の時にはあの消極的な憲法違反をも非として、大隈の反對に立つか若しくは大隈を擁護する能はなかつた人々も、その後二年、あの憲法擁護の大運動のあつた後に於て、露西亞を恐怖しては、消極的どころか憲法を蹂躪してまでも津田を死刑に處せねばならぬと主張したことである。昨は非にして今は是なるか。實は當時の大官連の憲法擁護の精神は、その程度のものであつたのである。

さればこそ、かの奇策縦横な農商務大臣陸奥宗光は伊藤が津田の處刑問題を憂ふるを見て、伊藤に告ぐるに、裁判の事困難ならば我に一策あり、金を投じて刺客を使ひ、犯人を殺して以て病死せりと爲さば事容易ならん。露國に於ては往々これ等の處置ありといふ言葉を以てし、また兒島等が津田に皇室罪を擬するを肯んじないのでこれを諷して、刑法第百十六條には單に 天皇云とのみありて、特に日本の文字を缺くのを見れば、これは當然外國の皇帝皇族をも包含せりと解釋することが出来る。況んや露國皇太子は我が 天皇陛下の大賓であるに於てをやといつたといふことである。これは憲法に外人任官の禁止條項なしといふよりも一層大なる強辯である。かゝることを考へると、大隈が條約改正を斷行するには或る點まで憲法を自由に寛大に解釋するは止むを得ないと思つたのは、當時の時勢としてまた一般憲法思想として止むを得なかつたのであるまいか。抑々當時何人が誰に憚ることなく大隈の憲法違反を責め得たであらうか。

大隈の條約案が憲法違反だとやかましく非難されたのは、ロンドンタイムスによつて我が條約案の内容が報道され、それが日本に譯載されてからであるが、それまでは在朝の何人もこれを非難するものはなかつた。されば輿論の攻撃甚しきに及び、長くも 明治天皇は條約案が今日まで憲法に抵觸するといふことに何人も氣がつかなくなつたとはをかしなことでないかと仰せられたので、内閣大臣等は大いに恐懼したといふことである。しかし在朝官吏の中一人も氣がつかなかつたといふ譯でもない。私が大隈文書で見た處では、その點に最も早く氣がついて大隈に注意したのは、米國公使の陸奥宗光であつた。彼は明治二十二年三月二十九日に大隈に左の書を與へてゐる。

謹テ帝國憲法ヲ案スルニ、其第二十四條ニ曰ク『日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ』ト、又タ其五十八條ニ曰ク、『裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス』ト、然ルニ本年二月二十日御締約相成候日米條約ニ附屬スル宣言中、右條約實施ノ後少トモ十二年間ハ、數名ノ外國本籍裁判官ヲ大審院ニ任用セラルヘキ旨アリ、右宣言ノ趣旨ハ前述ノ帝國憲法ノ條款ト抵觸スルノ嫌ナキ歟。亦タ從來萬國公法ノ解釋中ニ兩國締結ノ條約ハ一國議定ノ法律ノ上ニ位スヘシトノ意見モ流行セシヤニ候得共、今日ニ至テハ一國ノ主權ノ上ヨリ論スレハ條約モ法律モ彼此甲乙ナク同等ノ位地ヲ占メ、其間互ニ矛盾スル者ハ通例一國ノ各法律ノ間ニ在テ、後出ノ法律ハ前出ノ法律ノ效力ヲ奪フ如ク、後者ノ法律ハ前者ニ勝ツヘキモノナリトノ意見成リ立チ、特ニ當米國ニ於テハ昨年十月支那人放逐條例ニ對シテ大審院裁判官ノ斷定モ全ク同上ノ主義ニ基ツキタル様ニ承知セリ、今マ本官ノ擬議スル所ハ、即チ帝國憲法ノ條款ニ關係スル所ナレ

ハ、固ヨリ他ノ尋常法律ト同視シ能ハサルモノアルヘキカ、之ヲ要スルニ若シ本官ノ見解上ニ著大ナル誤謬ナシトセハ、日米條約批准ノ後ハ、或ハ内外人民ヨリ同上ノ疑問ヲ起シ來ルヤモ難計、亦タ同條約批准ノ前ト雖モ、當方國務省若クハ元老院ノ間ニ、同上ノ疑問ヲ起シ或ハ本官ニ説明ヲ求ムルコトナシトモ難申候、然ルニ斯ル重大ナル疑問ニ對シ、固ヨリ本官一己ノ考ヲ以テ釋義ヲ與ヘキコトニ無之ト存候、豫メ相當ノ御解釋ヲ仰キ置キ申度候、此段得貴意候、敬具、

明治二十二年三月二十九日

特命全權公使陸奥宗光

外務大臣伯大隈重信閣下

大隈は未だこの時はこれに對する格別な非難も豫期してゐなかつたので、五月十四日簡單に次のこと返書を出して、この問題をかたづけようとした。

帝國憲法第二十四條并ニ第五十八條ト日米新條約附屬宣言中ノ『數名ノ外國本籍裁判官ヲ大審院ニ任用スヘシ』ト云ヘル條項トハ五ニ相牴觸スル所無之哉ノ旨、機密第二十五號ヲ以テ御申越相成候處、憲法第五十八條ニ云々スル所ノ裁判官ノ資格ヲ定ム可キ法律トハ追テ發布セラルヘキ帝國裁判所構成法ヲ指スモノニシテ、該法律中ニハ附則ヲ以テ、右兩者ノ間ニ牴觸ヲ生セシメサル如キ規定可有之義ト存候、此段申進候也、

明治二十二年五月十四日

外務大臣伯大隈重信

特命全權公使陸奥宗光殿

陸奥はこの回答に決して満足しなかつた。こんな無難な考へで今に政府は困難な地位に立たなければよろしいかと考へてゐた。しかし陸奥はこの問題を以て大隈の反對に立ち、條約改正を中止しようなどとは勿論思つてゐなかつた。彼は正當な理由と解釋とを要求してゐたのである。さればその後果して國內に憲法違反の攻撃の激烈なことを聞いて、大隈等が自分の注意に意を用ひず姑息の解釋に甘んじて大事を惹起したことを歎じ、八月二十三日更に大隈の秘書官加藤高明に書を與へて將來の注意を喚起した。たゞ彼は何處までも斷行論者である。今日に至つては如何なる議論あるも、如何なる騒動あるも、よもや我が政府は一昨年ノ井上の二の舞を爲すのであるまいといふのである。これは實際家としては矢張り當然の主張であるのだ。

御來書ニ曰、條約改正一體ニ付政府内外黨々ノ議論アリ、小生モ兼テ斯クアルヘシトハ推量シ居タリ、乍併今日ニ至テ如何ナル議論アルモ、如何ナル騒動アルモ、ヨモヤ我政府ハ一昨年ノ二ノ舞ヲ爲スガ如キハ有之間敷ト相信候、但シ彼ノ國權擴張トカ、何トカ云フ如キ空論ハ素ヨリ如何様ニモ押付ケ差支無之ト存候得共、改正條約條款中ニ多少憲法ニ牴觸シ、若シクハ牴觸スル如キ廉ニ對シテハ充分ニ精密ニ其答辯ヲ御攻究有之候義緊要ト存候、假ヘハ小生憲法一讀ノ際外國人ヲ裁判官ニ登用スル一項ヲ多少該憲法ニ觸ル、如キ嫌ナキヤト存候ニ付、曾テ公信ヲ以テ本省ヘ相伺候處、本省ノ答義ハ頗ル短簡ニシテ殆ト小生スラ其源意ヲ解スルニ苦シミ候程ニ有之候、何卒如斯事ニ付テハ充分法理ニ照ラシ、申開出來候文ニ精密ナル御攻究アランヲ希望ス、先ハ病褥口述ノ大略如斯ニ御坐候、腦裡胸裏種々感慨多ク、(少々ネルブスナルヘシ)文中或ハ失敬ノ義モ可

大隈重信

有之御海恕可被下候、

八月二十三日

加藤祕書官殿

追テ書中必要ノ部分ハ大臣へ御話被成下度候、其他ハ貴官限り御他言無用ニ候、

陸奥宗光

六 御前會議

歴史を扱ふものに取て極めて興味あることは、斷簡零墨、卒爾として一見した處何の意味なきごとくして精察すると極めて重大な史實を説明する端緒となるものを見出すことである。大隈文書中に折々かゝる文書を見出すのは頗る面白い事實で、左の書翰などはその一である。

御相談之義有之、明朝九時官邸へ御出可被下趣承知仕候、同時刻御待申上候、右貴報迄如此御座候、頓首、

十月十四日

黒田清隆

大隈大臣殿

西郷大臣殿

山田大臣殿

松方大臣殿

大山大臣殿

榎本大臣殿

たゞこれだけで年もないが、まぎれもなく明治二十二年十月十四日で、翌十五日の御前會議を語る重要な史料である。

大隈の條約改正の可否が天下の物議を引起し、朝野羣々としてその可否を論じ、上書建白が相繼ぎ、全國の有志志士は續々と東京に集り、新聞に、演説に、訪問に、それぞれ中止斷行を論ずるといふさわぎであつた。大臣中にも異議を生じ、逕信大臣後藤象二郎は眞向から反對を唱へ、十月十一日の閣議には改正案の不當を痛論し、速かに 聖上の御前に内閣の總會議を開いてその可否の裁決を得ようといふ議を提出したが、黒田總理大臣は條約改正の議は既に決定してゐる。今更ら議する必要がないといつて應じない。後藤は憤慨して一人で上奏すると意氣まいてゐた。併したうとう十四日の夜に、大隈の外務官邸に前記の六大臣が參會して、黒田に勸めて御前會議を奏請させようといふことになつた。大隈としては改正は既定の事實である。今更ら反對の大臣等と共に、聖上の御前に改正の可否を論議するなどとは餘り好みさうなことでないやうであるが、併し大隈は敢て避けようとしな。或は御前に堂々とその可否を論じて、公明なる聖裁を仰ぐが得策であると感じたかも知れない。改正斷行に滿腹の自信を措き、辯説に確信ある彼としてはさうあるべきであるまいか。これが六大臣の黒田へ面會請求の手紙となり、遂に黒田が承諾して前記の手紙となつたのである。この結果黒田も止むなくその議を容れ、十五日

午後には御前會議を奏請することとなり、明治天皇の御前で條約改正の中止、斷行の是非を論議することとなつた。大隈が後藤と山縣とを向ふに廻はして數時間の辯論を戦はすといふ劇的光景が演ぜられたのである。その詳細は當時の諸新聞や谷干城の日記等にも見えてゐるが、明治政史には、

同十五日御前會議を開く、嘗て後藤伯の御前會議を切望するや、總理斷乎として其望みに應ぜざりし、昨十四日の夜松方、山田、大山、西郷、山縣の五伯、大隈伯の官邸に會し以て協議する所あつて、今朝大隈及五伯共に總理の邸に集り、這回の事件は國家盛衰に係る所なり、以て速に其總會議を開き、利害得失のある所を審究せざるべからざる所以を説く、是に於て總理も亦肆然として之を肯し、乃ち同日十時頃より、黒田總理大臣、山縣内務大臣、大隈外務大臣、西郷海軍大臣、山田司法大臣、松方大藏大臣、大山陸軍大臣、榎本文部大臣、後藤逓信大臣等相携へて内閣に登り、一向專念以て新條約案の得失を議し、午後三時に至り各大臣の奏請に由り、聖上臨御あらせ給ふ、時に黒田總理大臣、大隈外務大臣に向て曰く、今日の閣議は一に外務大臣主任の件なり、當に詳細に其抱懐する所、其經歷せし所を陳述して遺すべからずと、是に於て外務大臣諄々乎として陳述時を移し、畢るや後藤逓信大臣、其俊拔銳利の論鋒を以て攻撃反駁せしこと一時間に互る、山縣内務大臣も亦更に外務大臣に質問をなし、以て一々其答辯を求む、此時已に薄暮に及ぶ、是を以て黒田總理大臣に玉座に對し奉り、入御然るべしと上奏し、乃ち入御あらせ給ふ、而して議未だ決せずして閣を鎖せり、とあるのはその詳を盡してゐる。明治政史は當時の新聞によつて記したものでらしく、その出所は大隈と反對の大隈

であるらしい。だが前記の黒田書翰などとも一致する。その相違は大隈の邸に會した中に、山縣がゐらないで榎本がゐたのでないかと思はれることである。谷干城日記の記事も大體一致する。同日記には「議席已に開くるや、黒田氏は大隈氏に向ひ是れ迄の談判の手續を述べしと、即ち大隈氏行き掛りを述べ、其れより後藤氏駁撃を爲す事凡そ二時間計、然る後山縣氏又質疑あり、大隈氏之に答ふ」とある。後藤が如何に長舌舌を振つて大隈に戦を挑んだかが想像される。尙ほこの御前會議で、山縣は改正案の憲法抵觸を説いて改正斷行の非を論じたと、從來の山縣傳はどれもさう傳へてゐるが、事實は山縣のいふ處は質問の程度に止まり、主として改正の準備が出来るか出来ないかといふ點にあつて、未だ可否の論にまで至らなかつたやうである。これは山縣が十八日上つた意見書などによつても明瞭である。このことは後にまた述べよう。

七 條約改正に關する誤傳

大隈の條約改正に就ては、從來可なりの誤傳、謬説が行はれた。爲にする處あつた惡宣傳なども未だに無批判に信ぜられてゐることがある。何分にも大隈が締盟諸國に提出した改正案の内容に於てすら、當時のロンドンタイムスの翻譯記事より外に知らない位であるから、列強との樽俎折衝の狀、その慘憺たる苦心、閣議の狀況、伊藤、山縣諸大臣の態度、引いては 明治天皇の宸慮等に於て不明であるのも無理でない。私は大隈文書その他によつて少しくそれ等の真相を述べて見たが、尙ほ二三の點に就て從來の誤傳を正して見よう。

第一は、明治二十二年十月十八日……大隈が遭難の當日……の閣議に於て、首相黒田清隆も外相の彼も、條約改正の到底行ふべからざるを知つて、斷行論を撤して閣議は中止に決した。その歸途に彼が傷けられたのだといふ説がある。谷千城の日記に、山縣内務大臣が十月十五日の御前會議に於て大隈に質問したことを記し、

今暫く時間あれば、必ず結了して山縣氏も確然反對を表明するの勢なりしと云へり、十六日及十七日の談判にて、大隈氏も閉口して黒田氏にも委細を談じ、辭表を出す事に決し、十八日の會議には大概結局に至りし所なりしに、歸途此變ありしは彼に取りては不幸の甚しきものなり、

と記し、佐佐木高行の日記にも略々同様のことをいつて、黒田も大隈も中止に同意し、明日は米、獨、露の諸國公使にそのことを通告しようといふまでになつたと記し、伯爵陸奥宗光遺稿にもこの意味のことを書いて、このことが今少し早く知れたなら大隈も足を失はなかつたらうと記してある。果して黒田、大隈も頑強な主張を捨てて中止論者の軍門に降つたのか、來島恒喜もそれを知らないで、全くの誤解……無理ならぬ誤解……からあの兇行を演じたのか、來島は遂に大死したのか、どうかは頗る不明な疑問である。

私はあの囂々たる群議を排して大隈を支持した黒田首相が、最後の五分間に腰折れがしたとは信ぜられない。十月十一日伊藤樞密院議長が突然辭表を提出して斷行論者に一大暗翳を投じたときでも、黒田の決心は毫も動搖しなかつた。十一日の午後十時伊藤辭表のことを大隈に告げた書簡にも、「閣下にも國家之爲め、偏に御盡力之程奉悃轉候、乍然取別け、御負擔之一大事件、勇進國家之爲め、御盡力確乎不拔、其結果是れのみ轉居候、」と大隈を激

勵してゐる。既にして反對の機運は益々濃厚となり、十月十五日の御前會議となり、逕信大臣の後藤象二郎は眞向から反對論を振りかぶり、内務大臣の山縣は例の緻密な論鋒で、憲法違反といふ純理論を避けて法典編纂、その他條約實施に必要な準備が、來年二月十一日の實施期日には間にあふまいとの事實の上から、質問的論戰を試みて大いに大隈に肉迫し、斷行論者の陣營に一大動搖を惹起した時にも黒田の決心は少しも變らない。十五日深夜零時に榎本に宛てた書翰にも、「外務大臣談判、國家の爲め好結果相成様十分御盡力希望罷在候、破壊無暗の攻撃ニ付、若哉内閣が動搖致し候ては、全く是遺恨之事に御座候、御互に勇氣培養急務必要と決心罷在申候也、』といつてゐた。榎本はこの書翰で黒田の決心を知つて、十六日大隈にそのことを語つて黒田が飽くまで斷行を期してゐることを報じ、

今日迄大隈伯を骨折らせ、追々事柄抄取るに際し、彼是喙を容れ破壊を宗とする如きは、眞に國を憂ふるものにあらず、御同様に男兒の本分を現すこの時にあり、斷じて之を行へば鬼神も之を避く云々、勇氣滿面に有之候、

といふ態度を告げて大隈を鼓舞してゐる。黒田はどうしても斷行の決心であつたのである。この十六日には佐佐木、副島、寺島等が、樞密顧問官同志總代として拜謁を請ひて、條約改正のことは内閣だけに御任せでなく是非樞密院に御諮詢を願ひたいと申上げた日であるが、黒田がそれ等のことに驚く人でないことは明かである。この確乎たる黒田の決心が、僅か一日の後に山縣の準備論に脆くも屈服したとはどうも信ぜられない。それに山縣の

いふ準備が出来ないといふ説は、既に前々から農商務大臣井上馨、大藏大臣松方正義などがいつてゐたことに特に耳新しい説ではないのである。

大隈の決心は一層鞏固である。既に米、露、獨の三國と調印し、英、佛とも談判が頗る進行して調印の見込がついた時である。議論したいものは議論せよ。自分は最善の案と信ずるから實行する。實行してしまへば議論は後の祭りだといふ腹で、遮二無二邁進してゐたのである。大隈は後年この時のことを語つて、『吾輩は内閣に於て盛んに條約改正問題を討議し、大なる抱負と腹案とを保持して意氣揚々馬車を驅つて外務省に赴かんとし、まさに門内に入らんとする一刹那、彼の時遅く此の時早く、轟然たる響と共に馬車は半ば空に飛び、吾輩は地上に人事不省の姿となつて横はつた。』〇働け働け 飽迄働けといつてゐた。彼の大なる抱負と腹案といふ語には、毫も所信を擲つた屈服の意は見出されない。

こんなことから、十八日閣議の内容に就て私は多大の疑問を抱いてゐたが、大隈文書中に一通の辭表を見出した。これは二十二年十二月十四日、大隈が負傷の後五十八日、外務大臣を辭したときの辭表で、まさしく奉呈されたものである。この辭表で、前記の疑問が大いに解かれた心持がする。その全文は次のごとくである。

臣猥リニ庸劣ヲ以テ、任ヲ外務ニ辱クシ、夙夜恐悚、以テ報效ヲ謀ル、乃チ條約改正ノ議ヲ建ツ廟議ノ採納スル所トナリ、命ヲ奉シテ其事ニ當ル、幸ニシテ上ハ 陛下ノ御威徳ニ頼リ、下ハ内閣同僚ノ扶助ヲ得テ、其事業稍ヤク成ルニ垂ントシ、不慮傷ヲ蒙ル、起テ事ヲ視ル能ハサルモノ二閱月、其罪實ニ大ナリ、

陛下尙ホ譴責ヲ賜ハラス、天使屢々臨テ病ヲ訪ヒ、且ツ恩賜スル所アリ、聖恩優渥、山高ク海深シ、臣唯感泣ヲ知ルノミ、頃日創痍將ニ愈ヘントスルニ及ヒ、始メテ廟議ノ一變シ、前案ヲ修正スルニ決スルヲ知ル、因テ惟フニ、今ニ迨テ前案ヲ變易シ其成功ヲ期スルハ、臣區々ノ力能ク及ブ所ニアラス、幸ニ賢能ヲ擧テ以テ臣ニ代ヘ、臣ニ賜フニ骸骨ヲ以テセハ何ノ幸カ之ニ加ヘン、

陛下臣ヲ待ツニ渥キ上ニ記スルカ如クシテ、而テ臣國ニ於ル寸功ナク、敢テ此疏ヲ上ル、死シテ餘罪アリ、恐懼ノ至リニ勝ヘス、誠惶、誠恐、頓首、謹請、

明治二十二年十二月十四日

外務大臣從二位勳一等伯大隈重信

この辭表は、今日まで世に秘められたもので、大隈侯八十五年史にも在來の辭表と趣を異にし辭職の理由を明記してあるといつてゐるが、その文意は八十五年史の編者のいふことと相異してゐる。辭職の理由は伊藤、井上が大隈を裏切つたといふのでなくて、廟議が一變して彼が擔任した條約改正の業が、中止と決定した今日に於ては、私にはその中止の後始末は出来ませんから他の適材の人にやらせていたゞきたいといふのである。この辭表で見るとどうも十八日の閣議中止説はあやしい。若し十八日に中止のことが決定し、外國公使にまで通告するの段取りになつたものとすれば、何んで大隈が頃日創痍將に癒えんとするに及び、始めて廟議の一變して前案を修正するに決するを知るなどといふ理由を附して、堂々と聖天子にまで訴ふるごとき手段に出でたであらうか。こ

の辭表を見ては、私はどうしても大隈が負傷前に條約改正の業を放擲するに同意したとは思はれないのである。事實に於て條約改正の中止といふことはさう容易なことでない。既に調印を了した米、獨、露の三國をどうするか。獨、露の二國は進んで批准を迫るの状と考へられてゐた。如何なる理由で誰がその中止談判の任に當るか、それに中止と決することは黒田大隈との辭職を意味する。當時の内閣で誰が内閣破壊まで敢てしてこのことを主張するものがあるか。松方、西郷、大山は薩人として黒田に背く人ではない。長の山田、井上は敢て不賛成といふ程でなく、榎本は熱心な味方だ。たゞ反對は後藤と山縣だけだが、後藤には勢力がない。山縣一人であるが、山縣一人で薩の内閣が倒されるかどうか。伊藤の辭職は最も大なる打撃だが、黒田を動かすに至らなかつたこと前記のごとくである。かやうに黒田と大隈の決心から考へ外交の情勢から考へても、將たまた薩長關係から考へても、十八日に黒田と大隈とが全く中止派の軍門に屈服したとは、どうしても信ぜられないのである。

次に私は當時の新聞雜誌には一として中止の閣議を報じたものがないといふことを傍證の一として置きたい。新聞雜誌といふと史料の價値を云々するものもあらうが、條約改正當時の新聞雜誌の記事には、往々極めて正確の報道があつた。内閣御前會議のことなど、今日我々が正確な史料で調査したものと異ならぬものを見出し得ることがある。これは内閣大臣中、輿論を喚起しようとして竊かに材料を提供したものでらしい。それがこんな中止論者に都合のよさうな記事が、日本その他の中止派の新聞にさへ一寸も現はれなかつた。例せば「日本人」十一月三日の號には條約改正始末と題して、反對運動の起つた時から黒田内閣の引責辭職までの要領を日記體に記

したが、十八日閣議のことに就ては一も記してない。これ等のことは事實そのことがなかつたといふことの有力な證據となるのであるまいか。

第二は、大隈外相は條約改正案の内容を絶対秘密にして、黒田總理以外の人には誰にも知らさなかつたといふことである。大町、猪狩兩氏著の『杉浦重剛先生』の中にはかく明記してある。その他この説を信するものが多い。併し帝國の外務大臣として締盟諸國に提出される條約改正案が閣議を経てない筈がない。こんな俗説は外務省の公文書の一頁も讀めば直に打破らるることであるが、實の處内閣大臣は勿論、樞密院議長伊藤博文も悉く改正案の閣議に參列してゐる。内務大臣山縣有朋も同一である。山縣も明治二十一年十一月歐洲出發前の閣議に列してゐる筈である。かくて改正案は閣議の後に御裁可を奏請して、始めて列國に提議されたのである。この事情は前記辭表の『乃チ條約改正ノ議ヲ建ツ、廟議ノ採納スル所トナリ、命ヲ奉ジテ其事ニ當ル』云々の三十二字で明瞭でもある。若し黒田と大隈の外に誰も他の大臣は知らぬとすれば、かくまで明瞭にははれまい。若し事實さうとすれば大隈はまさしく虚偽を奏して辭表を奉呈したことになる。

處がこの説が、とかく根本史料の調査を怠る明治史家に信ぜられたばかりでなく、當時に於ても行はれた説であつたことを知つて私は尠からず驚いたのである。十月十八日大隈の秘書官加藤高明の書簡に次のことをいつてゐる。

拜啓陳者本日ノ日本ニ大隈ノ條約ト題シ、貴大臣カ改正談判ノ局ニ當リシヨリ、改正草案ハ固ヨリ論ナク、其

談判ノ手續ニ到ル迄一切内閣員ニモ之ヲ示サス、伊藤伯ノ如キモ本年六月一日ニ到リ初メテ其草案ヲ一覽シタリ云々ト記載致居候、將又吉田清成子カ鯨島ニ一昨夜語りタル所ヲ聞クモ略前項ト同様ノ次第ニテ、伊藤伯ハ條約案ニ就テハ相談ヲ受ケタルモ、外交通知書ニ就テハ何事ヲ記載シアルヤラ一切之ヲ知ラス、六月一日ニ到リ、井上毅ヲ以テ貴大臣ニ請求シ、寫一部ヲ得テ初メテ之ヲ一覽シタルモノナリト、伊東巳代治ヨリ吉田ニ直話シタル趣ニ有之候、愈々出テ愈奇ナル話、御參考迄ニ申上候、頓首、

とある。加藤は大隈の下にあつて改正の衝に當り、一切の事情を知つてゐたものである。これ等の話を聞いて大いに憤慨し、輿論の攻撃に恐れてこの説をなすのだと思つて、奇怪な風説として彼に報じたのである。

加藤が奇怪な風説といふのも當然のこと、大隈の改正案が民間に對して嚴秘されたことは申すまでもないが、閣議を經ない改正案が裁可を奏請される筈がない。また閣議も經ない、特に最も信頼したまふ伊藤樞相も與からぬやうな案に、明治天皇の裁可を與へたまう譯がないのである。若し伊藤が改正案の内容を知らないとするれば、却て自己の怠慢、無責任を現はすことになる。前記書翰の内容は當時一種の宣傳であつたのであらう。

條約改正案は閣議で決定され、内閣大臣は勿論、伊藤議長まで悉く参加してゐた。その責任は同一であるといふ事實を頭に入れて考へれば、當時の事情は初めて明瞭となるのである。黒田は最後まで斷々乎として大隈を支持し、心竊かに伊藤の態度を以て臆病とし、前に無理に大隈を起して外交の難局に當らしめ、事まさに成就せんとする今日に於て世論の囂々に恐れて逡巡決することなきを見て頗る不平であつた。伊藤、井上が激烈なる輿論の反

對と憲法違反といふ最も痛い攻撃に對して立場に困り、反對すれば大隈に對する信を破り、賛成すれば自ら作つた憲法を自ら破るといふ非難を免かれない。進退兩難に陥り、井上は敗軍の將兵を語らずと稱して、伊香保に避け、三田尻に逃げて事に與からぬにつとめ、伊藤は多く小田原に隠れて賛否の渦中に入るを避け、御下間に奉答する外は堅く口を緘し、愈々反對の氣運が高潮に達した十月十一日には遂に骸骨を乞ひ、優渥なる御詫も拜辭して政治上から全く退隱したといふ苦しき立場であつた。山縣は十月二日に歸朝し、最初態度を決めなかつたが後漸く反對の態度をとつた。併しその理由は憲法違反といふ純理論を避けて、明年二月十一日の實施期日までは法典の編纂その他の準備が出来まい。準備が出来ないでどうして改正條約が實行されるかといふ實際の立場から反對した事情、司法大臣山田顯義や法制局長官井上毅が大隈を助けて歸化法その他裁判所構成法等によつて外人任用に對する政府攻撃の鋭鋒を避けしめようとした事情、さすがは井上毅で、後に反對の喧しきに及び憲法違反と知つてそれに同意し、彌縫しようとした自己の取つた處置を痛恨し一生の不覺として辭表を上ることになつた事情等は、前記のことを知らねば全く了解されぬことである。これ等の人は最初條約改正案の閣議に與つて賛成し調印までしてゐた手前、世の反對が激しくなるに従つてその態度に困つたのである。

誰れに遠慮なく正面から條約案に反對した大臣は逕信大臣後藤象二郎一人であつたのである。後藤の入閣は明治二十二年三月二十二日で、條約案が既に決定した後である。その閣議に與かつてないから他の大臣に比して言論が自由であつた。これ彼が閣議の席上昂々然として反對論を高唱し、黒田總理の耳を傾けざるを憤り直に

天皇に奏聞し宸裁を仰ぐとまでいきまくことを得た次第で、宮内大臣土方久元をして大政奉還以来の奮發であると彼の態度を稱讃せしめた所以である。後藤が閣僚の一人として政黨と策謀し民間志士と結托して、世論を勃興せしめたその可否は別として、その態度は極めて明白であつたのである。

八 條約改正内より破る

條約改正の議が成るに垂んとして、遂に中止の非運に遭遇したことは遺憾のことであつた。その原因は改正案が憲法に違反するといふ純理論に歸することは前述のごとくであるが、大隈は八月十四日樞密顧問官鳥尾小彌太等の詰問に答へて、這回の條約案は余に於ては最上の條約案と思惟するを以て無論斷行する見込みなりといつたとく、最後まで斷行する決心であつた。大隈の決心を援助して斷行を期したものは彼の配下にある改進黨の一派ばかりではなく、實利實情に立脚したものにも賛成者が多かつた。經濟學者の田口卯吉が東京經濟雜誌により、平民主義の徳富蘇峰が國民の友によつて俱に大隈を援助し、その改正を冀望したのはその一例である。

後には反對論者となつたが時の法制局長官井上毅なども賛成者の一人で、憲法違反の説が出るに於て歸化法を案出して反對論を切り抜けようとした發頭人であつた。それは谷干城の日記に明かである。明治二十二年七月七日の條に、

七日朝井上毅氏を訪ふ、談改正條約の事に及ぶ、井上氏曰く、大隈氏の改正案は或部分は反對なり、或部分は同

意なりと、其同意なりと云ふ所は、前大臣の改正に比して年限の短きなり、外人判事の少きなり、税の一分二厘と爲るなり、反對の點は憲法に背戻するなり、其背戻の點は歸化法を設けて避くるに不如云々と、余云ふ今足下の説明の如んは余は全く服する不能、國の爲反對に立つの心得なり、井上氏曰く、政府の人に御面會被成候哉、余云ふ否、大隈氏に御面會に相成、直に御聞に成りては如何、余云ふ、大隈氏の必要はあらず、如何なれば大隈氏は必ず百方辭を設けて辯するに相違なし、故に大隈氏の言は信するに不足、只足下は二十年の改正の時も余等と意を同くせり、且足下樞要の地にありて東西の學に通し、正人也と信すれば、足下にして果して余の説に服するならば同意も表すべし、大隈氏は如何に立派なるも、其の爲人其學力に於て得信せず、故に聞くも必要なし、今足下の説明猶如此、歎息に不堪、井上氏頻りに今度又々中止となりては日本の信義を失するを喋々す、余は反つて意見を異にし、如此不條理なる條約の輿論の爲に破るゝは日本の價值を益すもの也と答ふ、明日出足の暇を告ぐ、井上氏頻りに暫時見合はしては如何と云ふ、余云ふ必要ある時は直に歸るべしとて別る、

云々とある。井上は憲法違反と知りつゝも、これには避くる方法もある。今日中止しては前年のこともあり、全く國家の信用に關するとして只管その實行を冀望し、谷の反對決心を和げようと力めたさまが知られる。井上も反對論があつたやうに熾烈にならなければ改正斷行の意見に變化がなかつたのである。

條約案の憲法違反に氣附いて最も早く大隈の注意を喚起した米國駐劄公使陸奥宗光なども、その苦心したのは

解釋の如何であつて改正案中止ではなかつた。されば國內で條約反對論が益々喧しくなつて來たことを聞いて、そのために條約改正が中止されてはならないといふので、八月二十三日大隈の加藤祕書官に書を與へたことは前節に述べたごとくであるが、彼が飽くまで斷行を冀望してゐたことは、『今日ニ至テ、如何ナル議論アルモ、如何ナル騷動アルモ、ヨモヤ我政府ハ一昨年ノ二ノ舞ヲ爲スガ如キコトハ有之間敷ト相信候、但シ彼ノ國權擴張トカ、何トカ云フ如キ空論ハ素ヨリ如何様ニモ押付ケ差支無之ト存候、云々』といつてゐるので、明かである。この考へがあるから彼は米國駐劄公使として改正の折衝に非常な盡力したのである。

條約改正の斷行を冀望したのは陸奥ばかりでなく、獨逸駐劄公使西園寺公望などもその一人であつた。西園寺は獨逸にあつて、大隈の意を體して努力奮闘して日獨條約を調印するに至つた人であるが、條約改正が國內の反對から、大隈の遭難となり遂に中止となつたことを聞いて妙からず痛恨した。そのことは加藤高明の書翰で知られる。加藤は明治二十四年歐洲漫遊として伯林に至り、西園寺公使に面會していろいろと話があつたが、五月一日大隈に與へた書翰にその消息を洩してゐる。その中に

西園寺氏は頻に一昨年閣下の改正案の行はれざりしを遺憾に思ひ大歎息を致居候、自分も美譽と心得、力を入れて骨折たるが事終に徒勞に屬せり、此上當局は如何に所する積りなるかは知れず、ヨシ一層都合宜敷改正案行れても日本に取りては年を取る丈け損なりと申居候、

とある。西園寺は中止となつて、自己奮闘の功も葬られたのだから遺憾と思つたのもあらうが、獨りそればかりでなく冷靜に國家の利害を考慮して、憂慮に堪へなかつたのである。思ふにかゝる考へは彼ののみであるまい。

實際家の等しく感じたことであらう。

改進黨の團將尾崎行雄は、この時保安條例をくつて英國ロンドンに居り、條約改正の騒ぎには與かることが出來ず、故國の消息を聞いて脾肉の歎に堪へ兼ねてゐた。彼は米、獨、露が日本に好意を寄せて改正に應じたのに、英國のみ獨り頑強で日本の要求に應じないと聞いて大いに憤慨し、英文で日英の關係を論じてウェステルン、タイムズ社に寄書し、日本人のために氣を吐いて遂に大隈に應援してゐた。しかし十月十九日の東京電報は大隈の凶報を傳へ、その重傷が報ぜられた。これは晴天の霹靂であつた。彼は天下の大事こゝに始まる。一日も異郷の空に悠々たるを許さぬ。どうかして大隈の存命中に歸朝したいものだ、早々歸朝の用意に取りかゝり、十一月三日のマルセイユ發の汽船で歸國の途に就いた。その前十月三十日大隈に一書を贈つた。彼は大隈の負傷を氣にすると共に、そのために條約改正の大業が挫折せんことを憂慮したのである。その書翰は面白い。

謹啓去る十八日御遭難の赴は翌日電報にて拜承、實以て驚入申候、引續て傷部御切斷の趣は愈以て驚愕仕候、身を以て國と君とに奉ずるは兼て御覺悟の次第とは申し乍ら、狂人の暴行返すくも殘念憤懣至極に御座候、斯る場合ニ在ては、益勇斷決行して暴人の肝膽を寒からしむるにあらずんば、内外より集ひ來れる大難を排して社稷を安んずる事は困難なるべきに、黒田伯の辭職あり、内閣部内の紛争あり、以て益々國歩の艱難を助長せしむるか如き形勢を示せるは、只々英國などの輕侮を招くに過ぎずと慷慨罷在候、然れとも閣下の狂人の毒

手に御仕れあらざりしは、天の尙ほ未タ日本を棄てざる證據と被存候、何卒萬事を擲て専心一意に御保養を事とせられ、一日モ早く御快癒の程日夜冀請望罷在候、
 小生の如きは天資不敏にして勿論何の用にも難立候へ共、國家近日の事は傍看するに忍びず、御遭難の電報拜讀後直ちに歸國の覺悟を定め、日夜取纏め引學方に奔走致候へ共、折悪しく種々他人に關係せる事務ありて本日米國に向て發する汽船には乗後れ申候、然し來月三日馬港發の汽船には是非共搭して歸國可仕候間、不日拜顔の光榮を得べしと存じ、只々夫レノミを樂み居申候、

條約改正に對して英國の異議あるは何よりの好機會ニ付、此機に乗じて充分英國を説破し壓倒して全國の憤氣を一掃仕度と存候、英國征伐の數語を掲て全國に唱道せば、今日四方に起れる無暗の反對も大に撲滅するを得べく、日本の國位をも一度に上進せしむることを得へき手に愚考被致候、事茲に至るも尙ほ婦女子の妬心を逞ふして兄弟隣内の争鬭を爲すか如き者は、全國の民望を失はんこと必然の次第と存候、

只た憂ふる所は、近日中に閣議一變して不名譽なる條約改正ノ結局を結フニ在リ、若シ左様ノ事ありては日本の前途は實に覺束なく被考候、草々謹具、

十月三十日

行 雄

大隈 先生

書中英國征伐云々の語は、大隈が英國に對して飽くまで強硬で條約破棄にまで至らんとしたことと對照して、極

めて意味あることと思ふ。思ふに外交談判の要は、我が向ふ標的を掲げて國民一致最後まで努力するにあることは當時も今日も變ることはない。たゞ遺憾なことは尾崎が憂慮したことく、大隈も外に破れずして内に破れ、條約改正の業も更に數年を待たねばならなかつたことである。

九 外交の本質を正義に求む

條約改正の顛末を述べた序に、私は大隈外交の本質のいづこにあるかを述べて見たい。大隈、伊藤が共に大久保に繼いで、明治政府の正統外交を繼續したものであることはいふまでもなく、その外交はまた正義に立脚してゐた。大久保が征臺役の外交によつて得た五十萬兩の内、四十萬兩を清國に返還せよ。我は正義のために戦つたのである。その目的が貫徹し、清國がこれを認むればよろしいといつてゐたが、大隈は日清戦役の後、遼東半島は一度得た上はこれを清國に返還せよ。我は朝鮮半島獨立のために戦つたのだ。その目的を貫徹すれば友邦の土地を求むべきでないといつてゐた。兩人とも正義と、日支親善を目的としたのである。

大隈のこれ等の外交方針を明快に述べたのは、彼が明治三十年二月十六日、松隈内閣の外務大臣として第十議會に臨んで外交方針を説明したときである。彼はこの演説に於て、一國の外交の方針は一國の國交を遂行するを目的とすると前提し、我が國の外交は維新以來一定不動であるといふことと、外交は正義を土臺とせねばならぬといふことを力説し、予のいふことは大隈重信一個の言葉ではなく、明治政府を代表しての言葉であるといつ

てゐる。曰く、

外交の方針は國是を遂行することで、明治維新以來一定不動である、開國主義若しくは開國進取といふことは今日に於ても將來に於ても變るものでないが、私は更に萬國と對立する、併立するといふのが、外交の方針であるといひたい、維新以來の日本の改革變更は總てこれから起つた、廢藩置縣、幣制の改革、徴兵令その他法律の改正、地方自治制の創始、憲法の發布、總てがこの萬國對立といふ主義によつて導かれて今日の文明に達んだ、私は一層これを進めたいと思ふ、

だが外交といふものは随分困難なものである、決して一國のみで左右することが出来ない、その趣は従前と頗る變つて來た、大英國と小ベネズエラの問題は南北アメリカと英國の大問題となり、日清の争は歐洲と日本の大問題となつたときはその一例で、今日の外交は範圍が廣くなつて、利害の關係が世界的になつて來た、されば外交は規模が大きく、計畫が廣大でなければならぬ、して外交の方針は一定不動であらねばならぬ、而して最も善良な外交は、國際法の主義に密着し、正義を土臺にするといふことである、正義の力は強いもので、必ず世界公論の同情を得るものである、歐米諸國が日本を眞正の獨立國と見て條約改正を承諾し、不都合なる條約を撤廢したのはこのため、四十年來日本の進歩の結果である、要するに日本の進歩はこの正理の上から、世界の正理の助を受けて、遂に同等の地位を保つといふことになつたのである、かくてこれから愈々この條約改正から生ずる日本の利益を收めんとするには、一層力を盡してこの國を進歩せしめねばならぬ、これが將來の

我が外交の方針である、私のいふことは大隈重信一個の言葉でない、明治政府を代表しての言葉である、故に私のいふこの方針は人に依つて變るべきものでない、外交方針は一定不拔にして、連續でなければならぬといふのはこのためである、私は誠意正心この進運に乗じ、如上の主義を以て如上の方針に従つて努力したいと考へてゐる、

大隈のこの演説は頗る異彩を放ち、議院の内外に於て頗る好感を以て迎へられた。それは舊自由黨員であつたが、當時中立の地位にあつた小久保喜七の次の書翰がこれを證する。

拜啓未得拜頰候得共貴意候、陳は自分儀閣下か明治二十二年之條約改正に際しては非常之反對を試み、御負傷之時之如きは、之れが教唆者たりとの嫌疑にて九ヶ月餘の入監をなしたる位なれども、其後尾崎等初め友人諸氏より閣下之意見風采を承り、心竊かに欽慕いたし候得共、久しく表面上政海に出でざるより今日に至る迄督款に接せず、然るに近來閣下が衆議院にての御行動を見、眞に立憲大臣の資格に相應するを知り、一たび御面會を得、親しく貴見を拜聽いたし度意旨益相迫まり、先日高橋書記官長と面會之節、序もあれば閣下に紹介を乞ひ度旨申上置き候様の始末、何れ其中議會も閉會し、御間暇に相成り候ハ、參殿、御高教を蒙るの考に御座候得共、眞情豫め以紙中申上候、瀆りに尊嚴を犯す段、幾位にも御容赦被下度、誠恐誠惶、

二十七日

小久保喜七

大隈大臣殿

第五章 條約改正問題

かくて、彼は幾ばくならず高橋翰長の紹介を以て大隈に面會を求めて來た。彼が感激のさまが思はるるのである。かやうに大隈は、明治政府の正統外交家として正義外交を主張したが、彼が後年支那保全論を唱道し、世界戦争に参加するに於て、常に正義と理想とを口にしてゐたことの縁因淺からざることが知らるる。

大隈外交の最大特色は、條約改正のことに於て現はれてゐる。彼が伊藤、黒田等の懇請黙し難く、明治二十一年一月外務大臣として入閣し、條約改正を擔任したのは非常な決心があつたからである。條約改正の談判に於て彼は獨特の外交手腕を振つた。彼は歐米列國の形勢を相互に利用し、相牽制して我に有利に導かうとして苦心慘憤したことは前述のごとくである。その外交談判折衝のさまを見ると、蘇秦、張儀等戰國の説客を見るの思ひがある。

大隈は前外務大臣井上馨の聯合談判を改めて國別談判とし、先づ最初に獨逸及び米國に提議して二國との改正を了し、その勢を以て他に及ぼさんとした。これは當時獨逸及び米國が最も我が國に好意を有してゐたからである。大隈は明治二十一年十一月二十六日、獨逸臨時代理公使フォン・ウワルツハウゼンを外務省に招き、條約改正案を手交し、告ぐるに、

獨逸政府は從來條約改正に關し容易ならざる好意を示され、國民は等しく感謝してゐる、この緣故を持ち、本官は他國に先達ち第一にこの改正案を提出した、どうかこの意を諒とし、他國に先んじ、且つ祕密に同意か不同意かを回答されたい、

と信頼の意を示し、彼の高義に訴へんとした。米國に對しても略々同様の態度と言辭とを以て接してゐる。だが

英國に對しては全く態度を變じ、實利的な英國には飽くまで條約改正の彼に與へる實利を高調して彼を動かさんとした。その言辭は極めて巧妙なものがあつた。明治二十二年一月七日、英國駐劄公使岡部長職に與へた書翰には英國政府に對して取るべき方針を訓示し、英國政府の決答を督促せしめた。

今更申迄モ無之、英國ハ我國輸入貿易ノ大部分ヲ占有スルモノニシテ、日英兩國間ノ貿易高ハ我國海外貿易總高ノ三分一ヲ占メ、本邦ニ居留英國人民ハ總外國居留民ノ殆ント半數ヲ占ムル程ニ有之候ニ付テハ、其本件ニ利害ヲ感スルノ深キハ遠ク他國ノ上ニ有之候處、是迄我ニ接スル同國ノ政略上兎角單獨的ノ働キヲ取ラス、常ニ他ノ條約各國ト共同連合ノ手段ヲ墨守シ、條約改正ノ一件ニ就テモ、殊ニ其利害ヲ感スルノ最大ナルニ拘ハラヌ、決シテ獨立ノ運動ヲナサスシテ、常ニ他國ト共ニ進退スルノ慣習有之候、英國ノ勢力ハ強大ニシテ己ノ爲サント欲スル事ハ、他國ノ意見如何ニ拘ハラス之ヲ爲ス事ヲ得ルハ素ヨリ論ヲ待タサルニ、其謀爰ニ出テス、稍ヤモスレハ他國ト連合シテ我至當ノ要求ヲ拒ムノ形跡有之ニ依リ、我國人ニシテ外國人ニ對シ不平アル場合ニ於テハ、重モニ其罪ヲ英國人ニ歸スルノ傾キアルハ、誠ニ遺憾之次第ニ有之候、明治維新ノ際サー・ハルリー・パークス、英國ノ公使トシテ本邦ニ駐劄シ、當時同氏カ新政府ヲ助ケタル事一二ニシテ足ラス、其功淺少ナラサルニ、我國人ハ此等ノ事實ヲ記憶セスシテ、英國人ヲ愛スル事決シテ米國人ノ如クナラス、或ハ却テ之ヲ忌ム者多キハ、英國人ニ他國人ト親ム事ヲ得サル一種固有ノ性質アリ、又ハ驕慢ノ外見アル等、種々他ニ原因モ可有之候ヘ共、前述ノ事情モ亦大ニ其勢ヲ助成シタルハ決シテ疑フヘカラサル事ト存候、彼我人民間ニ是等不

快ノ感情ヲ存スルハ兩國ノ交際上甚タ取ラサル處ニ有之候處、此度我政府ヨリ條約新案提出ニ際シ、英國ノ舉動ハ此感情ノ消長ニ關スル事勢ナカラス、若シ幸ニ英國政府ニ於テ新案ノ趣意ニ同意ヲ表シ、直チニ新條約ニ調印セハ他國モ自ラ之ニ同意ヲ表セサルヘカラサル勢ニ立到リ、數年來我國ノ興廢ニモ關スルモノトシテ、世人カ重ヲ置キタル大問題ハ爰ニ満足ノ結了ヲ告クヘク候、從テ本邦人ハ英國ニ對シテ眞實ノ友愛心ヲ起シ、其極同國カ極東洋ニ於テ、四千萬ノ人口ト十八萬ノ精兵及數十艘ノ堅艦トヲ有スル、一大同盟國ヲ得ルノ快事ヲ見ルハ決シテ難事ニ無之ト存候、

前陳ノ事實ハ過日本大臣ヨリ英國臨時代理公使ヘ詳細陳述ニ及置候處、貴官ヨリモサー・フヒリツビ・カリイ其他、其國要路ノ人々ヘ程能御入説相成、英國慣手ノ連合政略ヲ打破ル様、十分御盡力可有之候、

實利主義の英國を説くには實利を以てし、單刀直入彼が外交の弊を摘抉し、彼をして新興日本を敵とし味方とするの利害得失を能く了解せしむるを旨とした。また大隈は駐日公使のフレザアがとかく本國政府の訓令を固執し、安政の舊條約の最惠國條款を固執して、我が正當の要求を肯んぜざるを知つて、一日フレザアに告ぐるに、日本は東洋の英國である、陸には六萬の常備軍あり、海には三十餘隻の軍艦がある、この武力を擁して東洋に雄視する日本を敵とするのは英國にとつて不利であらう、シヤムを見よ、朝鮮を見よ、何づれも微力で頼とするに足りない、日本はこの間に起つて屹然として獨立の體面を維持してゐる、條約改正に就いて英國が日本の感情を害するのは不得策でないか、それは英國のためにも篤と考慮すべきことでないか、

と諭し、フレザアをして、

御話のことは頗る大切な問題であるから篤と考慮致しましょう、

と答へしめた。これよりフレザアは大いに日本のために誠意を盡したといふことである。○大隈侯八十五年史

大隈外交の特色の一は強硬といふことで、我が權利を充分に主張するといふことである。これは當然なことであるが、後進國として歐米に一目置いてゐた我が外交家には、我が當然の權利さへ主張し得なかつたことが多く、これに乗じて我がまゝ勝手を働く外國公使などが多かつた。大隈はこれを非常に苦々しきことに思つて常にこの弊を打破せんとしてゐた。明治二十一年外相に就任して間もなく、神戸雜居地の課税問題で二三の公使が大隈を外務省に訪うた。その中にハワイ公使がゐた。大隈は彼等に向つて、

皆さんのうちで、この事に關係ある方が幾何あるのですか、英國の利益を代表する代理公使の言は能くわかるが、他の御兩人はどんな利害をこの問題に有せらるゝか、それ等に無關係の人々が外交官の代表として、外務大臣に御話されることは承りたくありません、皆さんは從來事毎にかうした態度を取られたのですか、と質した。彼等が、

萬事左様でした、

と答へると、大隈は嚴かに容を正して、

それは以ての外であります、他の席ではともかく、この席では御兩人とは御話し致しません、爾後さうした體

度はきつぱり止めて載きたい、

と告げた。彼の強硬な態度を見て一同は意外の顔色をして歸つた。大隈は後に秘書官の加藤高明に、

私も十四年まで政府にゐたが、それ迄はさういふことが始終あつたが、それから六七年経つた今日未だかやうなことがあらうとは思はなかつた、

と告げたといふことである。

かやうな大隈外相は各國駐劄公使に對して我が權利を主張し、正當な權限を行使することを怠らぬやう常に督勵してゐた。やはり條約改正のときである。大隈は佛國駐劄公使田中不二麻呂のとかく遠慮勝の外交振りを遺憾としてゐた。それで田中の報告する佛國政府のいふことと、佛國公使シェンキウイチのいふことと相違してゐることがあつた。シェンキウイチはどうした理由か大隈に頗る悪感を抱き、故意に談判を緩慢に付して改正談判の開始に應じないので、大隈は田中に電令して、佛國外務大臣にそれ等の事情を質さしめようとした。しかし田中公使は大隈に宛てて、

かやうのことを外務大臣に問ふのは、恰かも長官の行爲を批評することとに當るから、閣下から今一度シェンキウイチに訓令のことを聞いてください、私は機會を見て申出づべし、猥りに質すのは感情を害する處がある、

といつて應じない。數度の電文を往復しても要領を得ない。それで大隈は明治二十二年四月八日、詳細の訓令を

した。その中には次の語があつた。

凡そ此種の談判を外國政府と開くに當りては、多少其政府の感情を損するの恐あるに拘はらず、進んで我所望を貫かざるべからざる場合、往々可有之は今更申迄も無之義に候處、前文佛國外務卿へ御掛合を要する事項は、一切右等の危險無之、只同卿が貴官に告げたる事項を本大臣に傳報せられたる次第と、佛國公使が本國政府より接手したる電報の趣意なりとて本大臣に告ぐる所とは、兩者の間に大なる差違有之、仍て貴官は外務卿に向ひ前者、後者何れが實なるを問糺し、前者にして果して其實を得たるものならんには、佛國公使は本國政府の訓令を誤解したるもの故、更に訓令を發して其誤を正され度旨を請ふに過ぎず、事極めて容易にして、同國政府の感情を破る等の義は毫も無之筈と存候、然るに貴官が此事を爲すに躊躇して、再三電報を以て同一の事を申越され候は、抑も何等の理由ありて然るか、本大臣は之を知るに苦しむを遺憾と致候間、委曲の事情後便に御報告相成度冀望致候、將又兼て電報を以て申進候通り條約改正事件は、畢竟我政府の權利を主張するものにして、決して外國政府に對し恩惠を請ふものにあらず、從つて談判の際無益に彼等の感情を害せざる様細心注意すべきは勿論なれども、若し必要な場合に際しては強硬談判を要すること往々にして可有之、況んや前文一事の如きは單に一回の問答を爲すに過ぎず、是等の事に迄先方の氣受如何を斟酌して躊躇遠慮致居候様にては、到底改正事業は成功の期有之間敷と存候間、今回帝國政府の決心は確然動かすべからざるものなる旨を深く御服膺相成、自今本件御處辨の際、一層御注意相成候様致度切望之至りに候、

この書翰は田中公使を警告して外交の本義を説いたものである。條約改正事件は帝國の權利を主張するものにして、外國政府に對し恩恵を請うものにあらずとは、彼の外交の主義とその信念とを示したものである。彼の外交を買いた強硬外交とはこの信念の發露に外ならないのである。

それで大隈は條約改正の手段として、條約の履行を唱へた。大隈は從來の外相等が、條約規定を無視してまでも外人の歡心を買はうとする傾向のあつたことを遺憾とし、現行條約に規定しあることはどしどし履行して、外人にその不便を感じしめ、條約改正が單に日本にとつて必要なるのみならず、外人にとつても亦必要であることを知らしめようとした。大隈のこのことは在留外人等に大恐慌を惹起したものであつた。さうして帝國議會開設以後在野政黨の間に條約勸行論が勃興して痛く政府を驚かしたが、その起因は全くこの條約履行の趣旨にあつたのである。

大隈の強硬政策の一に最惠國條款の解釋と條約廢棄の二つがあつた。條約改正に當つて、最も我が國を苦しめたのは舊條約にある最惠國條款であつた。歐米諸國は我が國と條約を改正することなくして、しかも我が國と條約を改正して得た國の特權をそのまま享有しようとしたことである。明治十三年外務卿寺島宗則は米國との條約改正に成功したが、歐洲諸國は條約を改正することなくして、米國の得た特權のみを享有しようとしたので、我が國も折角成立した改正日米條約を破棄するの止むなきに至つたことがある。

大隈は條約改正に就て、この不條理を遺憾とし所謂最惠國條款の有條件解釋を主張したのである。その意は元

來條件付で與へる我が國譲與即ち特權を、無條件で得ようとすることは全く背理であるといふのである。大隈はこの理を獨逸代理公使の間に對して次のごとくいつてゐた。

いや最惠國條款の件は決して御心配はありません、元來條件付で與へる讓與を無條件で得やうといふのは、誠に無法のことです、萬國公法にもかやうの實例はありません、現に先年（千八百七十三年）伊太利政府の冀望で、日本の法權に従ふといふ約束で、伊太利人に内地旅行を許すといふ條約を結ばうとしたことがありました、當時歐米の各條約國は、若し伊太利に於て右様な條約を結ぶことあらば、これは西洋諸國が東洋國に對する政略上に一新例を開くもので、従前施行し來つた一致の進退を破るものであると嚴重に反對したので、遂に中止になつたことがあります、若し最惠國條款なるものが、條件の有無に關係なく權利のみを享有することが出来るものとしたなら、各國政府は決して心配なく伊太利に條約を締結させて、自分達は條件即ち法權に従ふことを承諾しないで權利即ち内地に旅行することのみを請求してもよろしい譯であつた、何を苦しんで伊太利に勸告することの必要がありませんやう、そのこれをなさなかつたのは、最惠國條款の條件によつて支配されることを

顧慮した結果ではありませんか、○明治二十一年十二月二十六日、獨逸公使へ條約改正提議の際、

大隈は、この方針を以て條約改正に邁進したが、これに對して、最も反對して背かなかつたのは英國であつた。彼はこれに對し、英國が條約を改正するを肯んぜずして、而かも改正條約の特權のみを得んとするがごとき無理を通さうとするならば、英國と條約を破棄するばかりであるといひ出した。彼はこのことを放言し、明治天皇に

もその旨奏聞したと宣傳された。これは大隈の實際の決心であつたか、或は權宜の言葉であつたか知らないが、この放言は痛く内外を驚かしたのである。

このことに最も驚いたのは伊藤で、最惠國條款もかやうの解釋が行はるると思はない。若し二三國と條約を改正し他國と改正しなかつた場合、それ等の國が連合して最惠國條款を利用して我が國に迫まるやうなことがあつては、我は條約改正の利を受けないで改正の害のみ受けることになる。若しそれ改正を肯んじない國とは無條約となるといふに至つては、これは容易ならぬことである。かやうなことをしてはどんな國難が惹起されるかも知れないと非常に痛心した。彼は二十二年八月十八日次の書翰を井上馨に與へて、その苦衷を述べた。

去説當地之形勢ハ追々新聞ニ而御承知之事ニ可有之不及稟陳候得共、實ニ困リ果タル情勢ト云ノ外無之候、英國之談判ハ目下殆ント中絶之形ニ有之候趣、昨日松方ヨリ傳承、同公使ハ訓令ニ率遵シ、中々一步モ讓ル之氣色ナク、終ニ本國へ長文之電信ヲ兩日ニ涉リ發信シタルヤ之趣、又一方ニ於テハ外務大臣請謁、英國之談判到底成就無覺束、若彼レ我之請求ヲ拒絕スルニ於テハ、條約破棄之外無之儀ヲ奏聞シタリトノコト、此儀ハ、聖上ヨリ吉井次官へ親シク被仰聞タリとの儀極密ニ承知セリ、乍去此等之事萬一も外ニ漏洩スルニ至テハ英政府之感覺ヲ損シ、成ルモノモ不成ニ至ルヘクト只恐懼之外無之候、實ニ爲國家憂慮不能措候へとも、當今ハ國家ヲ危險ノ中ヨリ救出スコトモ尋常一様之手段ニ而出來ヘキニモアラス、唯默シテ形勢之經過シテ萬一ニモ不幸ニ陥落セサルコトヲ希望シテ止ム能ハサル而耳、小生十六年間樞機ニ出入シテ、早晚彌縫救護之手段ニ盡力候事不少候

得共、此節ノ如クハ未嘗遭遇、古來忠臣之辛苦思ヒヤラレ候、昨日黒田面會、目下之形勢ハ不容易、終ニ非常之處分ヲ至干不免モ難料ト申候處、同人モ其覺悟ニ而頻リニ勘考中ナリトノコトニ候故、内部之紛紜ノミヲ鎮定スルハ左迄ノ御苦心モ有之間布敷ト察候へ共、外ニ向テノ目的ヲ達ス能ハサル時ハ艱難不可謂事ニ付、萬々御注意有之度ト申述置引取申候、松方モ大心配ニ而、到底英國不承諾ニ際シタルトキ、豫メ廟謨ヲ一定シ置キ度トノ事頻リニ盡力中ニ有之候、

小生樞機に列して十六年、かゝる困難に遭遇したことがないとは伊藤の述懐である。

條約改正に執つた大隈のかやうな態度は、その改正に反對すると贊成するを問はず一種の偉觀とされた。徳富蘇峰氏は國民新聞紙上にこれを評して大隈伯は失敗したが、これによつて無形上の勝利を得た。それは國民の信用なりといひ、

大隈伯の經綸の才に富むは人皆之を知れり、然れども其の剛強雄鷲、毅然として奪ふ可からざる大節に至ては、條約改正の騒動に依りて始て國民に證明せられたり、政界に於て伯の敵たる者甚だ少しとせず、伯が計畫したる條約改正其れ自身に就いて異存を抱く者、殆ど國民の多數を占めたり、然れども伯が條約改正の方面に當り、其の衆議群議の重圍中に安歩して敢て動かさず、百戰百勇を生じ、千難千策を出し、愈々窮して愈々生路を研り開くの膽勇智謀に至りては、之に最も感服するは、乃ち伯に最も反對したるの人々に在る可し、即ち伯が政治家として倚信すべきの信用は、殆んど伯と俱に天を戴かざる敵に迄及びたりと云ふ可きのみ、其の信用

を得たる所斯の如し、條約改正の失敗の如きは伯に取ては只是れ眼前の一小事のふ、と激憤してゐる。これは一蘇峰氏の感想だけでなかつた。しかし、彼のこの外交には恕すべからざる缺陷があつたことを忘れてならない。それは國民を操縦指導することに失敗し、遂に折角の大業も内から破れたことである。陸奥は後年自ら外交の衝に立つに際し、このことを論じて「就中大隈伯爵の如きは權變縱横の才を奮ひ、當時世論の逆潮に抵抗し、其の志望を達せむとしたるも其の局尙は失敗に了り、條約改正の歴史は殆ど失敗の歴史たるに至りぬ」と述べてゐた。さうして大隈の失敗が陸奥の鑑となつて、その成功となつたのはいふまでもない。

第六章 松隈内閣の組織

一 板垣との會合

議會の開設以來、朝野兩派の衝突は避くべからざる形勢であつた。經費の節減と民力の休養を唯一のモットーとして英國流の人民への責任、議會政治の主張の上に立つ在野の民黨諸派と、富國強兵を本來の主義として、獨逸流の君主への責任、君主政治理想の上に立つ在野政府及びその一派とは、消極と積極、雪と墨との對照で到底融和すべからざるものがあつた。

それに在野民黨にあつては、多年に亘る政府筋の干渉壓迫に對する反動、反感もあつた。彼等は職を奪はれ食を

斷たるるの狀であつた。彼等は肉を喰ふもあきたらざる怨恨を抱いて、竊かに國會の開設を待つてゐた。故に一度國會の開くるや、在野民黨の不平は奔流のごとく政府に向つて突進したのである。幸に第一期議會は山縣首相の巧妙なる軍略にかゝつて漸く妥協が成立したが、第二期議會が近づくに至つては衝突の到底免かるべからざる形勢であつた。自由、改進黨の兩黨は、從來反目の歴史的感情を捨てて益々相接近し、所謂共同戰線を張つて政府に對抗せんとして來た。これに對して首相の松方正義は、正直一方、もとより山縣の策もなければ、伊藤の智略もない。これを擁するものは猪突猛進の内相品川彌二郎や、蠻氣稜々たる海相樺山資紀である。議會に對しては憲法を楯に、大權を眞向に振りかぶつて正面からとびかかる外の手段を知らなかつた。彼等は敵に當るには、共同一致、自から強くなくてはならないといふので、内閣議決書や内閣規約などいふものを作つて共同一致を約し、その機關新聞をして盛んに内閣の強硬なことを吹聴せしめ、内閣の施設に反對する諸黨を破壊黨と呼び、議會は幾度解散しても差支ない、破壊黨は撲滅せねばならぬと稱してゐた。超然主義といふのは從來政府の主張であつたが、松方内閣は一步進めて民黨征伐の鋒鏑を露はして來たのである。こゝに於て自由、改進黨の關係は益々かたくなるばかりであつた。この結果が、遂に明治二十四年十一月八日、自由黨の首領板垣退助が早稻田に大隈を訪ひ、將來の提携を約することになつたのである。

この二人の提携を策したものは、一年有半の著を以て知られた中江篤介であつた。彼は第一期議會には自由黨に屬し民黨議員として活動してゐたが、土佐派の軟化に憤慨し、アルコール中毒で議員が勤まらぬといつて議會

大隈 重信

を去つたが、未だ政界と絶縁するに至らず、松方内閣の民黨征伐の鋒鏑が愈々露出して來たので、遂に自由、改進二黨の連合を策したのである。彼は自由黨員として板垣に信用されてゐるばかりでなく、大隈の門に出入し竊かに米鹽の資を得てゐたこともあつた。彼が明治二十年五月「三醉人經綸問答」を著はした前後、大隈に哀訴した書翰がある。

過日は御盛會御招被下御馳走賜はり難有奉存候、其節ハ不相更酷而失敬仕候、毎々申上兼候得共、又々阿堵物に事欠き汗顔之至に御座候得共、御高庇奉仰候、願フニ都下百萬人中、年少學士筆を執りて優游生を送る者幾十數人なる可し、篤介四十齡之身を以て、未だ獨立生活すること能はず、才不才之別實ニ歎息之至ニ御座候、近著經綸問答は、赤坂之言にどふやら多分に售られそふに御座候間、追々少許之收入も可有之と相樂居申候、頃日某書肆ヨリ請來り、三十葉許之振假名付キ之小冊子一本を著はし、右書肆に交付し置申候、其他腦中種々意想有之候得共、何を申も衣食に汲々たるを以て、少く觀察を費す可き事業は、米櫃之呆然たる中には著手難仕、閣下高義篤介之狂愚を憫れみ、今暫時筆墨の間に優游たるを得せしめば實に幸慶之至ニ御座候、此事參趣拜謁之上布陳可仕之處、此炎熱之候、々様之不雅なる件を以て大人清閑之御邪魔仕候ハ、如何にも恐縮と奉存、態と呈寸楮申候也、恐惶謹言、

四十にして未だ獨立の生活をなす能はずといひ、米櫃之呆然たる中には何事も著手致し難しと歎じて、大隈が高義に訴ふる處、鬼才兆民居士の生活も憫むべきものがあつた。

閑話休題こんなことで、彼も大隈の主義主張には充分の理解と同情とがあつた。三醉人問答中の洋學先生は改進黨を代表した人物である。彼は従つて改進黨員にも知己が多かつたので、兩黨の聯合を謀るには最も適任者であつたのである。かくて成立したのが、この大隈、板垣兩人の會合であつた。

兩人の會見は異常のセンセーションを惹起した。毎日新聞は兩人の會合を以て秦、楚の同盟とし、露、佛の連合とし、天下何物かこれに當るものあらんといひ、國民新聞はこの會合は實に民黨の勢力を九鼎大呂たらしめ、吏權黨の耳邊には一大クルツブ砲を放ちたるがごとし、快心の上もなしと喜び、二黨末派の輩は既に天下を取つたごとくさわざまはつた。この情勢を見て政府諸官の喜ばなかつたことは想像にかたくない。大隈は樞密顧問官である。政府反對の首領と會合して、將來を約すとは何事であるか。これ明かに 聖上献替の職を曠しうして民間に横議するものである。官紀を紊亂するものではなくて何んであらう、と品川内相などが最も強硬に主張し、遂に大隈を諭旨免官さすといふことになつた。この旨大隈の許に傳達したのが彼と同藩で懇意な時の文部大臣大木喬任であつた。大木は十一月十一日大隈を早稲田の邸に訪うた。大木を迎へた彼は聖旨と聽いて唯々として諾したが、出所進退の不明なことは公人として立つ所以でない。それで辭職の形式を大木に諮つた。

陛下の思召とあれば、いやおうはございません、直に辭表を提出しませう、併し申上て置きたいことは、一昨年私が樞密顧問官の恩命を拜した時、私は負傷も未だ癒えない、また癒えても不具の身となる、出勤もなりがたい、これでは申譯がありませんからとて辭職を申出しましたが、聖恩洪大、御聴しがありませんでした、士

を去つたが、未だ政界と絶縁するに至らず、松方内閣の民黨征伐の鋒鋭が愈々露出して来たので、遂に自由、改進黨の連合を策したのである。彼は自由黨員として板垣に信用されてゐたばかりでなく、大隈の門に出入し竊かに米鹽の資を得てゐたこともあつた。彼が明治二十年五月「三醉人經綸問答」を著した前後、大隈に哀訴した書翰がある。

過日は御書會御招波下御馳走賜はり難有奉存候、其節ハ不相更陪酌失敬仕候、毎々申上兼候得共、又々阿堵物に事欠き汗顔之至に御座候得共、御高懸奉仰候、願フニ都下百萬人中、年少學士輩を執りて優游生を送る者幾十數人なる可し、篤介四十齡之身を以て、未だ獨立生活すること能はず、才不才之別實ニ歎息之至ニ御座候、近著經綸問答は、赤坂之言にどふやら多分に售られそふに御座候間、追々少許之收入も可有之と相樂居申候、頃日某書肆ヨリ請來り、三十葉許之振假名付キ之小冊子一本を著はし、右書肆に交付し置申候、其他腦中種々意想有之候得共、何を申も衣食に汲々たるを以て、少く觀察を費す可き事業は、米糧之呆然たる中にては著手難仕、閣下高義篤介之狂愚を憫れみ、今暫時筆墨の間に優游たるを得せしめば實に幸慶之至ニ御座候、此事參趨拜謁之上布陳可仕之處、此炎熱之候、ヶ様之不雅なる件を以て大人滑鬧之御邪風仕候ハ、如何にも恐縮と奉存、態と呈寸楮申候也、恐惶謹言、

四十にして未だ獨立の生活をなす能はずといひ、米糧之呆然たる中にては何事も著手致し難しと歎じて、大隈が高義に訴ふる處、鬼才兆民居士の生活も憫むべきものがあつた。

閑話休題こんなことで、彼ら大隈の主義主張には充分の理解と同情とがあつた。三醉人問答中の洋學先生は改進黨を代表した人物である。彼は従つて改進黨員にも知己が多かつたので、兩黨の聯合を謀るには最も適任者であつたのである。かくて成立したが、この大隈、板垣兩人の會合であつた。

兩人の會見は異常のセンチションを惹起した。毎日新聞は兩人の會合を以て秦、楚の同盟とし、露、佛の連合とし、天下何物かこれに當るものあらんといひ、國民新聞はこの會合は實に民黨の勢力を九鼎大呂たらしめ、吏權黨の耳邊には一大クルツ砲を放ちたるがごとし、快心この上もなしと喜び、二黨末派の輩は既に天下を取つたごとくさわざまはつた。この情勢を見て政府諸官の喜ばなかつたことは想像にかたくない。大隈は樞密顧問官である。政府反對の首領と會合して、將來を約すとは何事であるか。これ明かに 衆上献替の職を曠しうして民間に横議するものである。官紀を紊亂するものではなくて何んであらう、と品川内相などが最も強硬に主張し、遂に大隈を諭旨免官さすといふことになつた。この旨大隈の許に傳達したのが彼と同藩で懇意な時の文部大臣大木喬任であつた。大木は十一月十一日大隈を早稻田の邸に訪うた。大木を迎へた彼は聖旨と聽いて唯々として諾したが、出所進退の不明なことは公人として立つ所以でない。それで辭職の形式を大木に諮つた。

陛下の思召とあれば、いやおうはございません、直に辭表を提出しませう、併し申上て置きたいことは、一昨年私が樞密顧問官の恩命を拜した時、私は負傷も未だ癒えない、また癒えても不具の身となる、出勤もなりたい、これでは申譯がありませんからとて辭職を申出ましたが、聖恩洪大、御聽しがありませんでした、土

方大臣が態々弊慮に臨まれて、その義は陛下が御承知であらせらるゝ、恆例の出勤は要しない、たゞ任直してゐないと自ら参朝、謁見の機会を缺くこととなり、爾後國事諮詢の便も失するからといふ思召であらせらるゝから、たつて御請けなされよ、とのことでありました、私は感激命を拜して今日に至つた次第でございます、今日の御仰はもとより拜承致しますが、この顛末を詳記して辭表を提出することに致したい、

と告げた。大隈は何時も辭表には理由を認めることを趣旨としてゐた。これが立憲的の進退であると信じたからである。この時もさうであつたのである。それには大木も大に困り、いやさうかどだてないで病氣とする方がよろしくないか、何れ總理とも相談しようとそのまゝ引返した。歸つて松方首相と相談して翌日大隈に返事を出した。

御安全奉拜賀候、昨日ハ參上甚恐縮之義貴聞ニ入レ痛心之次第ニ御座候、御相談仕り候形行、總理大臣へ之ヲ申シ、同大臣ヨリ言上に被及候、御辭表ノ義ハ御病氣之姿ニシテ、御差出し相成候様との義ニ有之、右は巴ニ其邊に御相談仕り、尊臺も其御内心ニ有之候次第申述置候、定めし右ニ而御差出し相成リタル義トハ奉存候得共、尙申上置候、昨日ハ病氣中、且御相談之次第言上致スベク存ジ勿々罷歸候、不本意之次第何卒御海容被下度奉願候、今日明日間氣分次第參上萬縷可申述候、此段昨日失敬之段御斷りまで如此御座候、頓首、

十一月十二日

大木喬任

大隈重信殿

聖旨であるから辭表は病氣のためとせよといふのである。強硬の大隈を抑制するには聖旨の外になかつたのである。

かくて大隈は十一月十二日を以て依願免官となつた。これはまさしく民黨征伐の松方内閣が出陣の血祭であつた。彼は免官されて進退が自由になり、公然陣頭に立つことを得て自由、改進の聯盟は益々固くなつた。かくて松方内閣と民黨との戦争はこれから開始され、第二議會の大衝突となり、續いて空前絶後の大選挙干渉となつてそのクライマックスを示した。

二 松隈内閣の成立

板垣と會見したかどで樞密院を逐れてから六年。時運は再會して當の敵松方正義と再び握手して内閣を組織し、外務大臣の要職に就くこととなつた。これは明治二十九年九月二十二日のことである。しかし大隈の入閣は偶然でなかつた。

日清戦役の大業を全うした伊藤内閣も、明治二十九年には所謂強弩の末であつた。人心は日に離散した。大隈は明治二十二年十月條約改正に蹉跌して失脚したが、その際に發揮した力量は、彼を好むと好まざるとにかゝらず等しく認むる所であつた。國歩艱難にして偉人を想ふ。朝野共に再び彼が蹶起を冀望して止まなかつた。伊藤もこれを認めて彼を外務大臣に、松方を大蔵大臣に迎へようとしたが、板垣内相は候の入閣にどうしても賛成

せず、松方は單獨入閣を拒絶したので、この議は遂に行はれなかつた。

大隈が長の伊藤に行かねば、薩の黒田か松方かに行くのは自然の順である。この形勢を見て大隈と松方等の薩派との提携を計つた政界の策士は多かつた。國民新聞に據つた徳富蘇峰氏などもその一人で、日清戦争の前後から頻りに大隈と松方等の聯結を策し、兩者の間に斡旋大につとめた。また平岡浩太郎、楠本正隆等が大隈と松方の間に奔走したことも大日本憲政史などの語る處である。されば大隈の幕僚犬養毅、大石正己等がこの間に盡力したことは想像に難くない。犬養が變装して三重縣に至り、松方の乾分成川知事を訪ひ、松方を伊藤に遠ざけ、大隈に接近させようとしたといはれるのも二十九年五月のことである。かくて松方も大隈との提携の利を思ひ、八月伊藤が入閣を勧めた時に大隈と一所でなければいやだといつてきつぱり斷つた。これは犬養、大石等の謀つた處で、徳富等のまた翼ふ處であつた。

こゝに面白いことは、徳富等と犬養等とがその目的を一にしなからその方法を頗る異にしたことである。徳富等は犬隈を改進黨の首領としての大隈と見ないで、天下の人材としての大隈と見ようとしたのである。彼等は犬隈を過らしむるものは寧ろ改進黨であるときへ思つた。彼が條約改正の惨敗は案そのものの悪いといふよりも、改進黨の援助の方法そのものの悪いことが原因したと信じてゐた。故に彼等は犬隈が改進黨人となることを力めて避けしめようとした。徳富が明治二十八年に戦後必ず政變あらんことを察し、代るべきものは薩派と大隈とであらねばならぬと信じ、四月十一日大隈に左の書翰を與へて注意を喚起してゐる。

今日は一人にても多くの味方を得、一人にても少き敵を作ること上計と存候間、何卒閣下に於ても徐ろに形勢を按し、餘りに思ひ切りたる言論は御容赦被遊度と奉存候、而して佗の政黨員をも何卒御戒飾相成、決してツマラヌ問題にて政府ト争ふか如きことなき様冀望申上候、大暴風雨の前ニハ沈靜也、今日ノ事情如此と奉存候、申上候迄も無之候得共、閣下と改進黨との關係は寧ろ餘り密接ならざる方、閣下の御志望を達する點に就ては可然と奉存候、改進黨の大隈伯として天下に認識せらるゝことは、決して天下の人才を周圍に吸集する所にあらず、天下の大隈伯として認識せらるゝ時に於ては、誰れか能く之に敵せん、誰か能く之を禦かん、約言すれば閣下の勢力は改進黨との距離と反比例するものにて候、此邊の實情何卒可然御看取相成度候、

彼は飽まで大隈を改進黨の大隈としないで天下の大隈としようとしてゐた。かゝる考は彼のみでなく、大隈が大才を抱きながら早稻田の偏隅に偃仰して國政に與ることを得ないことを歎じ、これは大隈が政黨に關係してゐるからであると思ひ、大隈を政黨から離し、國家の元勳として立たせようと考へて、眞心から彼に勸告したものは多かつた。前田正名などもその一人で、二十九年三月七日大隈に書を與へ、閣下は維新の元勳である。決して一黨一派に偏倚するなといつて衷心から勸説してゐた。その他同郷の友人大木喬任や佐野常民なども常にさう考へて、牽制するに努めた。このことを語る書翰は極めて多いが、煩を避けて一々語るまい。

しかしこれ等とは全く正反對で、大隈が勢力は政黨の首領として政黨を擁するからである。大隈は無論天下の偉人であらうが、大隈一人の力は多數國民の力に及ばない。立憲國の人物は多數國民の同志を背後に擁するに依

つて始めて勢力を得るのだと考ふるものもあつた。恐くは政黨者は悉くさう考へてゐたであらう。大隈が明治二十九年八月二十六日大隈に與へた書翰はこの考を代表したものである。この時大隈は伊藤の辭職を聞いてその自ら探り得た情報を報告し、山縣は絶対に立つの意なく、黒田は意なきにあらざるも周圍がこれを阻止してゐるといふことを報じて自重を勧めた。その一節に、

右の次第ニ付井上伯歸京後の第一運動は、必ず右の如き姑息案の下に於て、閣下に御入閣を勧め候事に可相成哉と想像被致候得共、今日の持合にては少くとも松方を生捕り來らざれば、對議會策の上におゐて頗る不便と愚考致候ノミナラズ、少し持重すれば先方は瓦解と被存候、此場合におゐて直に瓦解せざるとも、今日の勢を以て進めば松方、樺山宗門のものを始めとし、諸派の勢を集めて儼然たる一大黨を作ること容易に可相成と存候、

目下同志諸派のもの、最も懸念する所は、閣下が自家の技倆を恃て單獨の進退を爲すことにならずやとの一點に御座候、

といふのがある。木堂の言簡なりといへども、大隈が徳富一派の言に聴き、天下の大隈を以て任じ黨を離れて單獨の進退をなさんことを懼れ、しかと釘を打つたのである。蘇峯も木堂もその志す所は一つであるが、その方法はかくのごとく違つてゐた。彼は果して何れに従ふべきか。

しかしかゝる際に大隈の採つた方針は何時も同一であつた。彼の顧みる所は主義、政策が實行され得るや否や

にある。無論それは彼の率ゐる進歩黨の主義政策である。かくて大隈は松方の交渉を受けると三の條件を提出した。

第一 國務大臣は國民の輿望を擔へるものを任ずる事、

第二 言論、集會及び出版の自由を認むる事、

第三 民間の人材を登庸し政務の發展を計るべき事、

もとより立憲政治家の主張で、明治十四年上奏の國會開設意見から、二十一年入閣の條件とその主張は一貫したものである。この條件が松方に容れられ、實行の目的がたつたから彼は堂々と入閣した。彼は後年自らこれは我が國立憲政治史上大改革の一に數ふべきものと確信するといつてゐた。この點後藤象二郎が大同團結を捨てて黒田内閣に入閣したのとは趣が異つてゐる。

松方首相が十月十二日地方長官を召集し、その席上に於て現内閣の將に執るべき政綱を發表し、極めて漠然たる語を用ひながらも、

- 一 責任内閣の實を擧ぐる事、
- 二 外交方針を改め以て國權國利を伸張すること、
- 三 軍備の擴張は國力に適應せしむること、
- 四 國力を發達せしめんが爲に主として教育及び實業を奨励すること、

五 言論集會の自由を伸潤すること、
 六 行政改革を斷行し又官紀を振肅すること、
 七 財政を整理し出入の均衡を回復すること、
 といふ趣意を述べたのは、大隈が入閣條件を容れ、その主義政策を具體化しようとしたのである。彼は後年『日本の政黨』の題でこのことを語り、松隈内閣に於ける特殊の點は其の宣言にある。即ち第一は國務大臣の責任といふことで、内は國民の輿論を考へて帝國議會と協賛し、上下一致、至尊に對し大政の責に任ぜんといふので、國務大臣の責任は直接には君主に對してであるが、議會に多數を制せねば君主に對しても責任が立たぬこととなるといふのである。是は憲法上一大進歩であるといつてゐた。

かくて大隈は政黨内の新人を擧用し藩閥を壓して官場を刷新せんとし、先づ各省に政務次官を置いて政務官と事務官とを區別しようとした。これがいろ／＼とゆがめられて勅任參事官の制となつた。かくて大藏省に武富時敏、内務省に徳富猪一郎、農商務省に駒井重格、外務省に尾崎行雄、拓殖務省に蒲生仙等の新人材を据ゑることになつた。その外局長級には志賀重昂、箕浦勝人、新井章吾等がそれ／＼登用された。これは三十年八月のことであるが、これより先、組閣當時に既に内閣書記官長に高橋健三、法制局長官に神鞭知常などの新人材が任ぜられ、地方長官には政黨から十人も任用された。この新人の擧用は大隈が入閣條件の一で、人物拂底、人心倦怠の時代を覺醒する破天荒の英斷で、今日に於て無產黨の首領を政府要路に拔擢しようとするやうなもので大いに當

時の人心を驚かした。大隈は内にはこれ等の同志を擁し、外には進歩黨を率ゐて多年抱懷の理想を實行し、政界革新の實を擧げ、立憲政治を實現しようといふ意氣込んでゐた。

三 第十議會の外交演説

明治二十九年十二月に召集された第十議會は大隈の處女議會であつた。彼は外務大臣として初舞臺を踏んだのである。大正年間加藤高明は苦節十年と云つたが、その實は政權を離れて滿七年と九ヶ月であつた。大隈の苦節はそんなものでない。前に滿六年と三ヶ月、後に滿六年と九ヶ月であつた。その辛棒はもとより加藤の比でなかつた。

大隈は武者振ひして議場に臨んだ。世間では目を見張り耳を聳てて彼が言動に注目した。だが自由黨は彼を憎むこと仇敵のごとく、十年の仇敵に邂逅したごとく彼を攻撃するに餘力を残さなかつた。彼等は質問に於て大隈を攻め、豫算に於て大いに争うた。大隈はそれに對し隨時應酬してゐたが、豫算案本會議に上る日を待ち衆議院で外交方針を説明することにした。

それは三十年二月十六日であつた。その要は前章にも掲げた。こゝにその詳を擧げよう。
 外交の方針は國是を遂行すること、明治維新以來一定不動である、開國主義、若しくは開國進取といふことは、今日に於ても將來に於ても變るものでないが、私は更に萬國と對立し併立するといふことが外交の方針で

あるといひたい、維新以來の日本の改革變更は總てこれから起つた、廢藩置縣、幣制の改革、徴兵令、その他法律の改正、地方自治制の創始、憲法の發布、總てがこの萬國對立といふ主義によつて導かれて今日の文明に進んだ、私は一層これを進めたいと思ふ、

だが外交といふものは随分困難なものである、決して一國のみで左右することが出来ない、その趣は従前と頗る變つて來た、大英國と小ベネズエラの問題は南北アメリカと英國の大問題となり、日清の争は歐洲と日本の大問題となつたときはその一例で、今日の外交は範圍が廣くなつて利害の關係が世界的になつて來た、されば外交は規模が大きく計畫が廣大でなければならぬ、して外交の方針は一定不動であらねばならぬ、而して最も善良な外交は國際法の主義に密着し、正義を土臺にするといふことである、正義の力は強いもので、必ず世界公論の同情を得るものである、歐米諸國が日本を眞正の獨立國と見て條約改正を承諾し、不都合なる條約を撤廢したのはこのため、四十年來日本の進歩の結果である、要するに日本の進歩はこの正理の上から、世界の正理の助を受けて、遂に同等の地位を保つといふことになつたのである、かくてこれから愈々この條約改正から生ずる日本の利益を收めんとするには、一層力を盡してこの國を進歩せしめねばならぬ、これが將來の我が外交の方針である、私のいふことは大隈重信一個の言葉でない、明治政府を代表しての言葉である、故に私のいふこの方針は一定不拔にして、連續でなければならぬといふのはこのためである、私は誠意、正心の進運に乗じ、如上の主義を以て、如上の方針に従つて努力したいと考へてゐる、

この演説は頗る異彩を放ち、議院の内外に於て頗る好感を以て迎へられた。日本新聞に大隈伯が議會に於ける初舞臺は、縱横無盡に議場を吞吐して巧にやつてのけたと評した。彼は從來の大臣が自分のことを本大臣といふのを改めた。そこに民衆的の親しみがあつたといはれた。

尋いで二月二十六日は議院の要求に應じて日露協商を公表した。

その一は明治二十九年六月二十八日山縣有朋がモスコで露國外相ロバノフと締結したもので、その二は同年五月十四日韓國京城で公使小村壽太郎と露のウーバー公使と締結したものである。大隈はこれを發表し、更に日韓、日露の關係を詳敘して現状及び將來について懇切を極めたのである。

大隈のこれ等の外交方針に關する演説は、歴代外務大臣の月並的演説と其の選を異にし、論旨光明で好印象を世人に與へた。

就中藩閥内閣の秘密主義を打破して日露協商を公表したのは、流石は大隈であるといはれた。これについて時の自由黨員小久保喜七が、感激のあまり書を彼に寄せて『眞に立憲大臣の資格に相應す』と感激し面會を求めた程であつた。(第五章参照)

前記二十六日の演説には、自由黨から大隈の失言問題が起つた。大隈が演説中一議員が發言を求めたのを制して御控へなされといつたといふので、これを彼の失言として緊急決議を提出するなど、兒戯に類することがあつたが、その中にも小久保のごとく衷心から彼の演説に感激した人もあつたのである。

四 内閣の改造を首唱す

大隈が非常の決心を以て乗り出した松隈内閣も未だその理想を實行するまでに進んでゐなかつた。内閣には樺山、高島などいふ薩摩黨ががらばつてゐた。松方首相も議會政治に、眞の理解のないことは前年と變りがない。さればその施設には國民を失望せしむることが多かつた。特に二十九年十一月に起つた雜誌二十六世紀問題から新聞の發行停止などが續出したので、この内閣は言論の自由を顧みないと攻撃し、大隈に對する非難は最も甚しかつた。また三十年五月には會計検査院長渡邊昇の不法處分問題が起つて益々輿論の攻撃が甚しくなつた。

會計検査院長渡邊昇は検査院法を無視して、同院總會議の議決を経ないで二十七八年臨時軍事費決算検査の成績を上奏した。それに就て部長検査官中にはその不法を非難したものがあつた。渡邊はそれ等の人を除外して總會を開き、その人々を病軀事に堪へぬものとして退官させることにした。松方はそれを容れて執奏し、三十年五月硬骨な部長等に退官處分を加へた。この内閣の處置は一般の反對する所であつた。大隈を始め法制局長官神輦知常等は大いにこれを非としたが松方は顧みなかつた。神輦がこの時大隈に内閣の所爲を報じた書翰がある。内閣が如何に統一なく亂脈であつたかが知られる。

拜啓不順之氣候、遠路御辛勞奉恭察候、陳ハ愈本日都築文部次官ノ辭令モ相渡サレ、検査院四名ノ辭令モ渡邊院長へ被送候趣モ御座候、斯ノ明々白々地ニ曲直分リタル事件ニシテ、此結果ヲ見候ニ付テハ法制局參事官

内閣書記官連中迄も只歎聲ヲ洩シ居候、世上何如ノ感ヲ起シ可申哉、爲邦家慷慨ノ至ニ御座候、別紙意見書寫或ハ御入用之儀も可有之哉ト存シ拜送仕候、僞相伯モ御持參相成候故、或ハ御用立候儀も有之タルナラント存居候處、ドウヤラ御無用ナリシ様子ニ拜察セラレ申候、且夫レノミナラス、本日ハ内閣ニ於て、別紙ニ添へ職員御花押アリシヲ一々御抹却相成タル趣、高橋ヨリ承知致、是亦何ノ意タルヲ解シ能ハス、呆然罷在候、爲邦家折角御自愛奉祈候、肅具、

五月二十五日

神輦 知 常

大隈 伯 閣 下

僞相伯とは松方首相を嘲つた言葉であらう。清節と硬骨とを以て知られた神輦と内閣書記官長高橋健三とは既に松方首相にあいそをつかしてゐたのである。尋いで十月には臺灣高等法院長高野猛矩の不當罷免事件が起り、高橋先づ辭し、次いで神輦また職を辭した。この兩人の辭職で松隈内閣の人氣はすっかり墜ちた。

大隈は不満を懐きながら一時耐忍して居たが、高野事件が起るに及び内閣の改造を企てた。大隈はもともと主義政見が一致しないものが同じ内閣に列んでゐるから統一がなくてこんなことになるのだ。これは内閣を改造するより方法がないと考へ、三十年十月十九日彼は松方の官邸を訪うてこの決心を述べたが決しない。二十日には松方が大隈の邸を訪うてこのことを談じた。偶々西郷從道も來合はして三人懇談したが決しない。西郷は頻りに大隈をなだめて改造の説を撤回せしめようとしたが、彼は固より承知しない。それで更に大隈は閣僚列席の上で

このことを相談しようといふので二十一日松方邸で集會を約し、大隈が松方の處へ行くと西郷、樺山、高島などの主腦大臣は一人も出てこない。大隈は頗るこれを遺憾とし、今一應閣僚と相談したい旨を松方に告げて立去つた。それで翌二十二日、總理官邸で内閣會議を開くことにした。松方は大隈に、

拜啓今日は終日御太儀千萬ニ奉存候、御歸リ懸承知仕候一條、明二十二日午後七時より、官舎え御苦勞ながら御入來被成下度奉願上候、西郷、樺山、高島三大臣えは約束いたし置候間、左様御含置可被下候、右要用途、草々頓首、

十月二十一日

正義

大隈大臣閣下

と案内した。今日は終日御太儀千萬とは大隈に一日まちぼけを喰はしたことを詫びたもので、御歸り懸承知云々とは大隈が内閣會議の開催を念をおして請求したからであらう。併し大隈はこの書簡を受けとつたが微恙があつたので、松方の官邸に會しないで大隈の大臣官邸に集まつた。高島は何せか顔を見せなかつたといふことである。この會議は五時間の長きに互り、大隈は組閣以來、堂々たる宣言を發表しながら、一二の事實を除くの外は内閣の施設はこれに協はない。これは畢竟閣臣の政見が一致しないからである。故に今日内閣を保持して行くには、その改造を斷行して統一を計るより外に道がないと改造の急を繰返したが、仲々議論は一致しない。それで結局要領を得ないで別れることになつた。大隈はその後で、彼の幕僚を集めて前途の方針を議し、本來の目的に向つて邁進することになつた。

この二十二日は、一方では進歩黨が常議員會を開いて對政府方針を定め、五ヶ條の決議をして松方に要求することとなつた日で、松方がこの決議を拒絶したことから進歩黨は政府と提携を絶つこととなつた。これは十月三十一日であつた。越えて翌月六日、大隈も遂に外務大臣を辭することとなつた。彼はまたもや失脚した。

第七章 第二次大隈内閣

一 國民の要望と大隈の蹶起

明治三十一年十一月板垣退助の無理心中に罹つて、内閣を去つて以來茲に十七年。時運再會して大正三年四月大隈は再び内閣組織の天命を拜することとなつた。今次の奏薦は山縣、井上等元老に出でたことは申すまでもないが歴史的に觀察すれば民衆の奏薦に出でたのだといはれよう。大正の初年は明かに歴史上の危機に臨んでゐた。時代は一種の過渡期に遭遇してゐた。過渡期とは社會組織及び制度の變遷期をさすので、舊社會を組織する勢力及び精神は既に懈怠して、人心を支配するの權威なきも、未だこれに代るべき勢力及び精神は確立するに至らず、從來の制度及び慣習は既に秩序を維持するの生命なきも、未だ新なる制度及び慣習の成らざる時をいふのである。かゝる時は新舊思想の衝突、新舊勢力の軋轢が止まず、時勢の變化は急激で測りがたく、國家の紀綱は壊亂し民心

は倦怠し、社會は頗る險惡の狀を呈するを當とする。大正の初年がかゝる過渡期に瀕してゐたことは否む能はざる事實であつた。これは當時に於ける教育の進歩普及と經濟の發達とによつて、民衆の自覺と勢力とが著しく増進して來たことに原因した。彼等は既に實力に於て國家の中心勢力たらんとして來たが、國家政權の所在はこの實力階級になくて少數の藩閥官僚の徒が政治を專有してゐたからである。これは歴史上國家社會の最も危險な時である。當時はまさしくそれであつたのである。されば社會には一種の不安、不穩の氣が強烈に動いて、現狀を打破し舊勢力を覆さうとしてゐた。それに偉大なる 明治天皇の長年に互る治世が急に閉ぢられ、人心の大いに懈弛したのに乗じ、藩閥政治に對する民衆の不満と、立憲政治に對する民衆の憧憬とが、一種の民衆運動となつて現はれて來た。それは社會の根柢に發した強烈なる反動運動であつた。大隈は大正二年一月下旬の早稻田大學校友大會の席上で、時勢を評して

近來突然憲法擁護などいふ聲が高まつてゐる、これは或る方面からいへば無意味なやうであるが、兩勢力の依然として相對峙する上からいへば頗る意味がある、矢張り必要から起つてゐる、その起つた原因は主として寡頭政治の舊習から免かれて、立憲政治の實を挙げたいといふ熱烈な要求からである、従つて我が輩はその成功を祈る、兎に角人心の現狀に満足せぬ暗流が擴がりあるに相違ない、今日は實に勢力中心の變化を生ずる過渡期に臨んでゐる、國家には中心なかるべからず、中心を失へばこれほど危険なことはない、この中心移動の時に當つて中央の力、即ち政府の力は衰へ形だけ保つと同様であるのに對して、この中心の力に代るべき他方の力、

即ち政黨の力も亦同様に薄弱であるから閥族が減しない、即ち兩々相對して國家の中心が將に移動せんとする時に、形だけ徒に大きく實質の伴はぬといふ事が、抑も今日の如き混沌たる狀態に立至る根源である、といつて時勢を説明し、この過渡期を無事に通過して人心の安定を計るには、立憲政治を完成し、國民の意思を議會に集中し、議會に多數を制するものをして内閣を組織せしむるより外に救済の手段がない。由來我が國では在朝在野の政治家が各々その道を誤つて今日のごとく國民を政治に冷淡にさせた。だが今はその反動が起つて來た。その原因を充分に知らなくてはならぬといつて上下を警醒了した。大隈は明かに時代の潮流を理解してその對策を説いたのである。

だが桂太郎はこの時勢を見ることが出来なかつた。大正元年十二月宮中を出で内大臣侍從長の重官を棄てて、第三次桂内閣を組織したので、政友會と國民黨は桂の出處進退と元老の奏議とを非難し、憲政擁護會を起して大運動を開始した。彼等は桂を以て宮中府中の別を紊るものとし、また議會を無視するの行動とその專横とを憤慨したのである。十二月九日その會の決議に曰く『閥族の横暴跋扈今や其極に達し、憲政の危機日甚の間に迫る、吾人は斷乎妥協を排して閥族政治を根絶し、以て憲政を擁護せんことを期す、』とその意氣想ふべきである。全國各所に同一趣意の團體が生まれ、新聞も一齊にこれに聲援した。内閣が組織せらるるや、その運動は益々猛烈となり、大正二年二月には群衆は連日議院附近に集つて示威運動を試み、政府の與黨を迫害し、機關新聞の國民新聞社は焼打されるといふ不穩の光景を呈した。この運動は直に關西に傳はり、京都、大阪、神戸と各地に示威運